

令和2年度（2020）

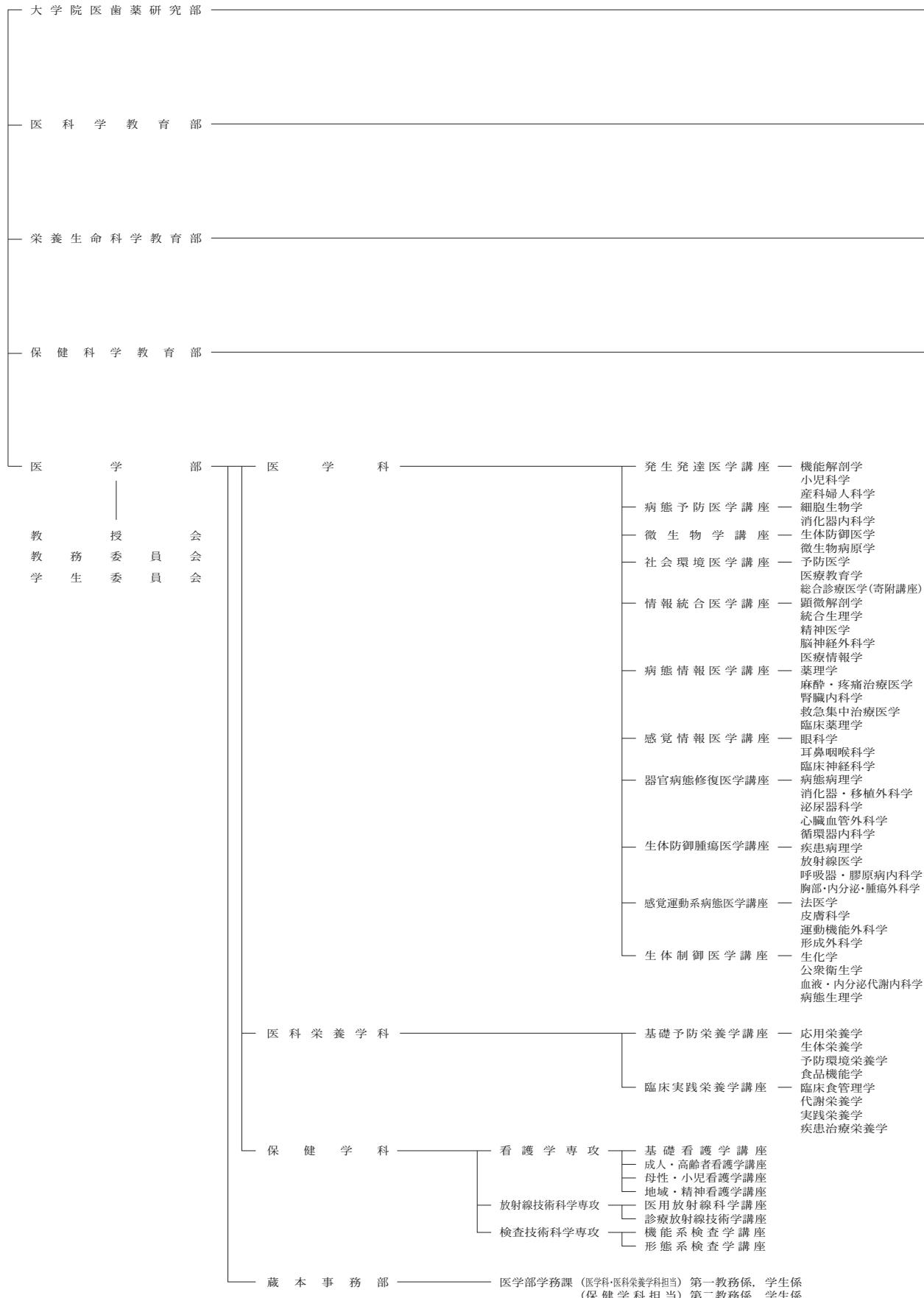
徳島大学医学部

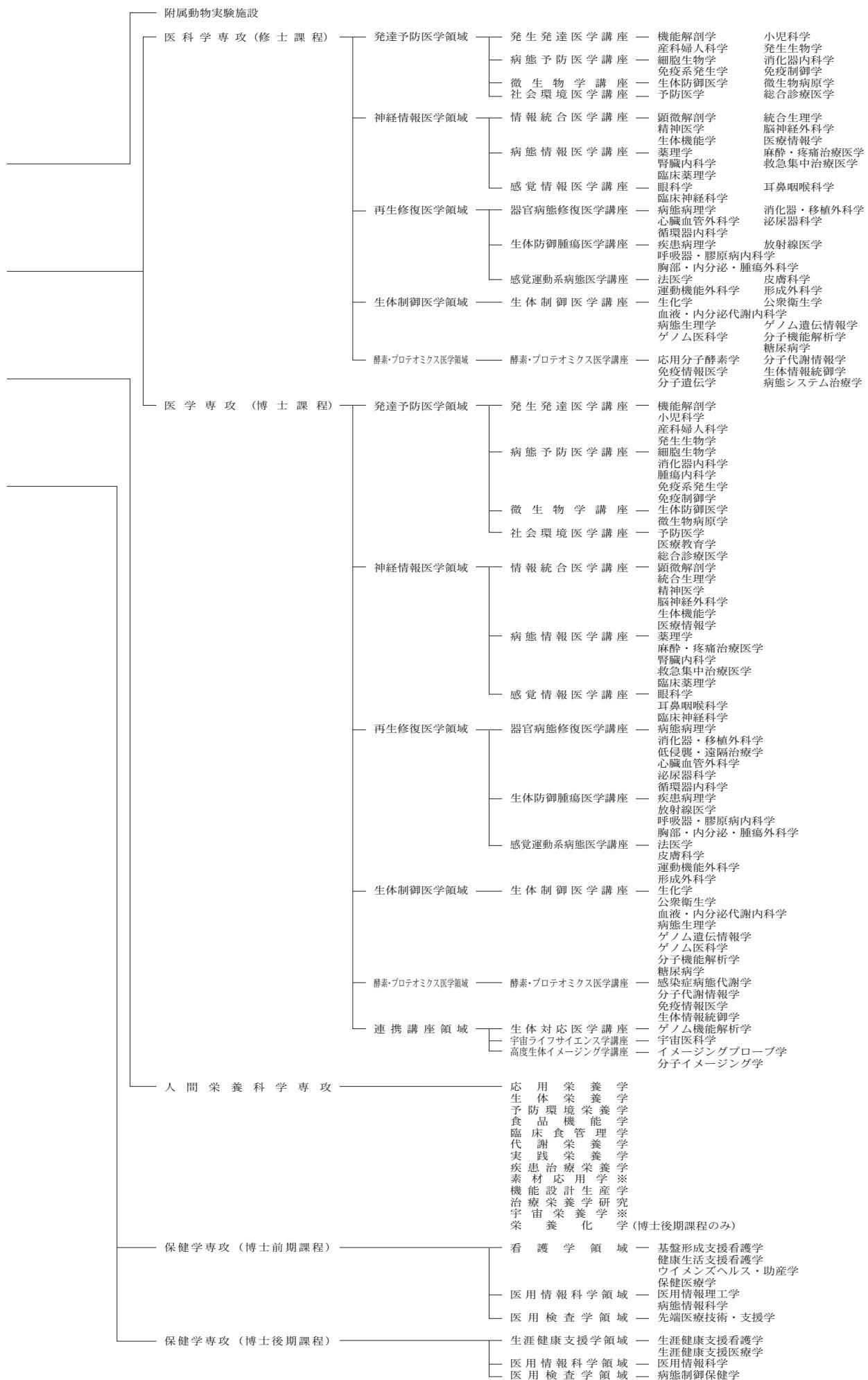
履修の手引

目 次

徳島大学医学部機構	2	第二章 事務窓口及び諸手続き	
教育理念・目標・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー	4	1. 委員及び事務部	67
第一章 教育と学習案内		2. 証明書等について	68
1. 単位の修得について	13	3. 休学、復学、退学等の手続き	69
2. 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領		4. 授業料納付、免除制度及び奨学金制度	71
	30	5. 各賞について	72
3. 医学部における語学マイレージ・プログラムの取扱い	32	6. 図書館（蔵本分館）及び蔵本会館	73
4. 医科栄養学科取得単位と資格について	37	7. その他	78
5. 保健学科の教育課程と授業について	41		
6. 養護教諭一種免許状取得に関する単位修得要領 (保健学科 看護学専攻)	53	第三章 関係諸規則等	
7. 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置 に関する申合せ	56	1. 徳島大学学則	83
8. 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為 に関する取扱要項	57	2. 徳島大学学位規則	104
9. 不正行為禁止の告示について（学生通知用）		3. 徳島大学の講座等に関する規則	110
	58	4. 徳島大学医学部規則（2020年度に入学した者に 適用）	114
10. 医学部学生からの成績評価等に関する申し立て に対する対応についての申合せ	59	5. 徳島大学医学部における進級要件に関する細則	
11. 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ	60		132
12. 履修科目の登録の上限について	61		
13. 成績評価基準（学部）について	62		
14. 徳島大学標準GPAについて	63		
		第四章 学友会・後援会等規則	
		1. 徳島大学医学部学友会会則	135
		2. 徳島大学医学部学友会会則施行細則	138
		3. 徳島大学医学部後援会会則	139
		配置図	141

徳島大学医学部機構





医 学 部

医学部のカリキュラムポリシー

高い責任感、倫理観、ならびに生涯学び続ける意志を持ち、国際性と研究能力を兼ね備えながら、基礎から臨床までの幅広い知識・技能を基盤として医療を実践できる人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育では、人間・文化・社会・自然に係る広範で多様な基礎的知識と幅広い教養を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 専門教育では、基礎から臨床までの幅広い専門知識と技能を修得させるとともに、問題解決能力、コミュニケーション能力、倫理観、プロフェッショナリズムなどを含めた汎用的能力や態度・志向性を高めるための教育を行う。
3. 卒業研究や研究室配属によって、研究への関心を持ち、研究倫理に基づいて研究を遂行できる能力を修得させる。
4. 臨地・臨床現場での教育によって学習意欲を向上させながら、医療人として必要な基本的な知識、技能、態度の育成をはかる。
5. 職種間連携教育を通してチーム医療遂行に必要な能力の育成をはかる。

医学部のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

医療・医学に関する基礎・専門分野の幅広い知識、高い教養、ならびに国際性を身につけている。

2. 汎用的技能

- ・医療や生命科学の基本的研究能力を修得している。
- ・専門職としての基本的臨床技能を修得している。
- ・他職種と連携しながら、医療チームの一員としての役割を果たすことができる。

3. 態度・志向性

専門職業人としての強い責任感、倫理観、ならびに生涯学び続ける意志を持つことができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

基礎から臨床までの幅広い知識・技能を基盤とし、医療や社会のニーズや医療の最新情報に対応して自らの能力・専門性をさらに高めながら、医療を実践することができる。

医 学 科

医学科の教育理念・目標

医学科学生が卒業までに基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、研究、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができるようになることを目指しています。

この目的のために医学科学生が達成すべき5つの目標を設定しています。

- 1) 科学的根拠に基づいた医療・研究を行えるように自己開発と自己評価の習慣を身につける。
- 2) 医師として必要な基本的な技能、知識、態度を身につける。
- 3) 医師として倫理観、責任感を養い、他者を理解したる人間性を身につける。
- 4) チーム医療・研究活動を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- 5) 國際的視野を養い、医療・医学の国際化に対応できる能力を身につける。

医学科のカリキュラムポリシー

医学科では、基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができる人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育では、語学、自然科学や社会科学の幅広い教養及び持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 専門医学教育では、医師、医学研究者を目指す上で必要な生命科学、医学英語、基礎医学、社会医学及び臨床医学の基盤知識の教育を行う。臓器疾患別教育ではPBLチュートリアル教育による自己決定型学習方法を用いて、自己開発・自己評価の習慣と科学的根拠に基づいた問題解決能力の修得をはかる。
3. 医学研究への関心を持たせ、研究倫理に基づいた研究能力を養うために、基礎医学・臨床医学分野及び学内各研究センターでの自主的な医学研究実習を行わせる。また、希望する学生には外国での研究経験を積ませる機会を提供する。さらに希望する学生はMD-PhDコースに進学することもできる。
4. 低学年での早期臨床体験から高学年でのクリニカルクーリングにいたるまで、各学年の学修段階に応じた診療現場での教育を行うことで、学習意欲を向上させながら、医学知識、思考能力、診療技能、コミュニケーション能力、倫理観、医療プロフェッショナリズムなどを含めた、医師として必要な基本的な知識、技能、態度の育成をはかる。また、学外医療機関での実習により、地域社会と医療との関わりについても学習させる。
5. 医療系の他学科、他学部学生との職種間連携教育を通して、他職種に対する理解を深め、チーム医療遂行に必要な能力の育成をはかる。

医学科のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解
基礎医学、社会医学及び臨床医学の幅広い専門的知識と高い教養を身につけている。
2. 汎用的技能
(1) 生命科学の基本的研究手法、診断及び治療の基本的臨床技能を理解し修得している。
(2) 患者・家族や医療チームメンバーと良好なコミュニケーションをとり、医療チームの中でその役割を果たすことができる。
3. 態度・志向性
専門職業人としての高い倫理観と強い責任感を基盤として、国際的視点から向上心と探求心・研究心を持ち、高度先進医療にも地域医療にも対応することができる。
4. 統合的な学習経験と創造的思考力
幅広い学習経験を背景に、常に医療の最新情報を収集し、それを実践できる能力を有している。

徳島大学医学部医学科卒業時コンピテンス・コンピテンシー

1. 倫理とプロフェッショナリズム

徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、医師として相応しい倫理観、価値観を持ち、法令を遵守して行動できる。自己省察を重ねて能力・態度を継続的に改善することができる。

- (1) 医の倫理と生命倫理を理解した上で、それに基づき考え方行動できる。
- (2) 守秘義務をはじめ、法・規範を遵守できる。
- (3) 人間の多様性に配慮し、尊厳を重んじて、誠意ある行動をとることができる。
- (4) 医師としてふさわしい身なりと振る舞いをすることができる。
- (5) 自己の知識・技能・態度を恒常的に評価し、継続的に改善することができる。
- (6) 同僚や関係者間で互いに教えあい学びあうと共に、後進の育成に努めることができる。

2. コミュニケーション

徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、患者・家族・各種医療従事者の立場を尊重した人間関係を構築し、コミュニケーションをとることができる。

- (1) 傾聴・共感・肯定的態度で患者・家族とコミュニケーションができる。
- (2) 同僚や他の医療職メンバーと信頼関係を築き、チーム医療を実践できる。

3. 医学知識

徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、診療や研究の基礎となる基礎医学、臨床医学、社会医学などに関連する以下の領域の知識を習得し、応用することができる。

- (1) 正常構造・機能
- (2) 遺伝、発達、成長、加齢、死
- (3) 心理、行動
- (4) 疾病の機序と病態
- (5) 診断、治療
- (6) 医療安全、感染対策
- (7) 疫学、予防
- (8) 保健・医療・介護・福祉制度
- (9) 医療経済・政策・保険診療

4. 医療の実践

徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、患者に対して思いやりと敬意を示し、効果的で適切・安全な診療を実践できる。

- (1) 診療に必要な患者情報を系統的かつ適切に聴取できる。
- (2) 基本的な身体診察・臨床手技や心肺蘇生等の緊急処置を適切に実施できる。
- (3) 主要な検査所見、画像所見の解釈ができる。
- (4) 得られた情報をもとに臨床推論を行い、診断・治療計画を立案できる。
- (5) 論文や電子リソース等を用いて関連情報を検索し、科学的根拠に基づく医療を実践できる。
- (6) 適切な診療記録の作成・管理とプレゼンテーションを行うことができる。
- (7) インフォームドコンセントを理解し、病状説明・患者教育を実践する準備ができている。
- (8) 医療安全と感染対策を実践できる。
- (9) 医療の質について、常に振り返り、その改善を図る準備ができている。

5. 医療の社会性・社会への貢献

徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、業務を通じて社会に貢献する準備ができている。

- (1) 社会・地域における医療の問題を理解し、保健・医療・福祉・介護および行政等と連携協力して、その解決に積極的に参加するとともに、情報を発信することができる。
- (2) 疾病予防と健康増進について理解・実践できる。
- (3) 災害時における医師の役割を理解し、実践する準備ができる。
- (4) 保険診療制度の意義を理解し、医療の経済性に配慮しながら診療を行う準備ができている。

6. 科学的探究力・研究力

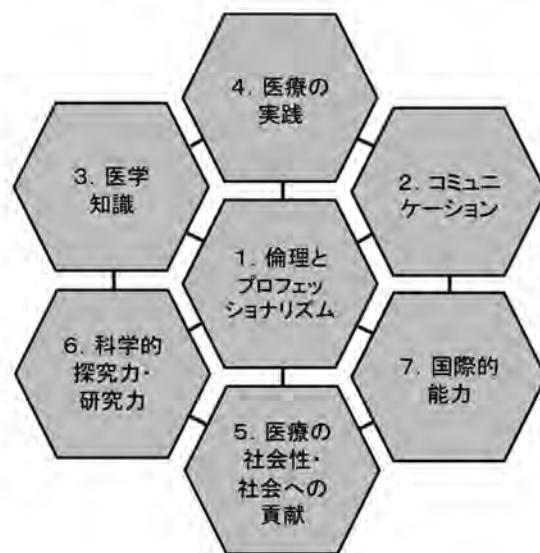
徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、基礎、臨床、社会医学領域での研究の意義や先端的研究手法を理解した上で実践できる。さらに、得られた結果を科学的に考察し、発信することで医学の発展に寄与することができる。

- (1) 研究倫理を理解し、実践できる。
- (2) 未知・未解決の医学的問題を認識し、その解決に取り組むことができる。
- (3) 仮説の立案と科学的手法を用いた検証を実践できる。
- (4) 適切な統計手法の選択と解析を実践できる。
- (5) 批判的・論理的思考に基づいて、プレゼンテーションや論文作成を行うことができる。

7. 国際的能力

徳島大学医学部医学科の学生は、卒業時に、国際的視野に立って医学・医療の現状を理解できる。適切な語学力を修得し、国際的な医療を実践する準備ができている。

- (1) 臨床・研究・社会等の場面で、国際的視野に立ったコミュニケーションを実践できる。
- (2) 文化的・社会的・宗教的な多様性に配慮して行動ができる。
- (3) 英語等を用いて、様々な情報の入手・理解・発信ができる。



医科栄養学科

医科栄養学科の教育理念・目標

教育理念

「食律生命」の理念のもとに、医学と連携した医科栄養学を通して、高度化する医療と人々の食生活の改善・健康の維持増進に資することができる人材の育成を目的とする。

教育目標

- 1) 臨床の場で高度な知識とアイデアで医師と連携して医科栄養学を推進することのできる能力を身につける。
- 2) 世界の栄養施策の啓発・推進役となるべき国際的視野を養う。
- 3) 栄養学の基礎的研究や教育を担うための高い能力を身につける。

医科栄養学科のカリキュラムポリシー

医科栄養学科では栄養学を基盤として食は生命の基盤であることを社会に情報発信するとともに、現場における栄養管理学を発展させ臨床栄養管理を指導できる人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育を通じて、広範で多様な基礎的知識と文化や自然科学等の幅広い教養を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 基礎専門科目において、生化学、生理学、基礎医学、臨床医学などを基盤に、人間栄養の基礎知識を修得させる。
3. 専門科目において、管理栄養士養成カリキュラムの教育内容を網羅し、医学教育を基盤とした臨床栄養学をより充実させることで、高度な専門的基礎知識を備え、医師や他の医療専門職と協働して、リーダーシップを発揮できる管理栄養士を育成する。
4. 実習や演習を問題解決型授業ととらえ、実践能力を開発するとともに社会から求められる知識や知恵を修得させる。
5. 卒業研究において、実践的な技術や能力を修得させるとともに、研究の意義や楽しさを理解させ問題を解決する手法を修得させることで、指導者となる管理栄養士及び教育者・研究者をめざす人材を育成する。

医科栄養学科のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

医療現場や地域社会において、医学を基盤として食を通じた疾患予防及び健康増進に必要な基礎・専門分野の知識を修得している。

2. 汎用的技能

- (1) 病態の分子基盤を理解し、科学的根拠に基づく適切かつ高度な栄養管理・栄養療法を行うことができる。
- (2) 食の専門家として、他の職種の人々と円滑な連携を取りながらチーム医療及び地域医療に携わることができる。

3. 態度・志向性

- (1) 患者及び地域住民の栄養管理・栄養改善に寄与するために、責任を持った行動をとることができる。
- (2) 進歩する臨床医学に対応できる医科栄養学の専門職業人として、生涯学び続ける意志を持つことができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

修得した基礎から臨床分野までの専門的知識を基盤とし、医療や社会のニーズに対応した最新の栄養管理及び栄養改善を行う能力を有する。

保健学科

保健学科の基本理念・目標

教育理念

高度化、専門化する医療を支え、保健・医療・福祉において多様化するニーズに対応できる有能な医療人を養成します。人間尊重の倫理に立脚した高い使命感や、専門的知識・技能とともに、チームの一員としての協調性を有し、国際的な視野をもって医療および福祉の発展を支えることのできる人材を養成します。

教育目標

- 1) 生命倫理を基盤として、豊かな人間性と科学的思考力を備えた人材の養成。
- 2) 医療の各分野及び保健・福祉を総合的に修得した専門職者の養成。
- 3) 地域社会における保健・医療・福祉の向上に寄与し、指導的役割を果たせる人材の養成。
- 4) 医療技術分野での国際協力、国際貢献を推進できる人材の養成。
- 5) 教育・研究・管理を担える能力をもった人材の養成。

看護学専攻理念

生命尊重を基調とした高潔な人格形成を図るとともに、科学性、倫理性を基盤にした看護実践ができる専門職の育成をめざします。さらに、将来において看護学の教育・研究・管理を担うことができるスペシャリストの育成をめざし、保健・医療・福祉の充実や発展に寄与します。

放射線技術科学専攻理念

放射線医療についてのしっかりと基礎知識と技術を修得し、豊かな人間性と科学的な判断力を持ち、さらに将来にわたり専門的知識と個々の患者さんを意識した医療技術を自ら高め、医療現場の管理と放射線技術科学の教育、研究ができる人材を養成します。

検査技術科学専攻理念

生命の尊厳、医の倫理を理解し、広い教養と専門知識をもち、広く国民の保健医療の向上と発展に寄与できる創造性豊かな臨床検査技術者の養成をめざします。

保健学科のカリキュラムポリシー

保健学科では、幅広い教養と豊かな人間力を基盤として、保健学の高度な専門性と実践的な臨床能力を兼ね備えた人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 「教養教育」を通じて、人間・文化・社会・自然に係る幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 「教養教育科目」及び「学科共通科目」の講義と様々な体験を通して、社会性及び人間関係の形成を理解させ、医療人として必要な人間力とコミュニケーション能力、国際的な広い視野を修得させる。
3. 「学科共通科目」及び「専門科目」を通じて、専門知識と技術を系統的、段階的に修得させる。知識・理解を深めるための基礎科目、汎用的技能や態度・志向性を高めるための演習・実習、統合的な学習経験と創造的思考力を育むための実習を通して、保健学の複合的な視点から高度な専門分野を理解させる。
4. 客観的臨床能力評価に基づいて基本的臨床技能を修得させ、「臨地・臨床実習」を通じて、実践的な臨床能力及び多様な問題解決能力を身につけさせる。
5. 「学科共通科目」及び「専門科目」の主体的な選択に基づく学習を通じて専門性を深化させ、「卒業研究」により自主的・創造的な学究の姿勢と専門分野における主体性・指導性を修得させる。

保健学科看護学専攻

看護学専攻では、幅広い教養と豊かな人間力を基盤として、ヒューマンケアを核とした看護学の専門性と実践力を兼ね備え、将来において看護学のプロフェッショナルとなる人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 「教養教育」を通じて、人間・文化・社会・自然に係る幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を修得させるとともに、超少子高齢化に対応した持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 「教養教育科目」及び「学科共通科目」の講義と様々な体験を通し、社会性及び人間関係の形成を理解させ、医療人として必要な人間力とコミュニケーション能力、国際的な広い視野を修得させる。
3. 「学科共通科目」及び「専門科目」を通じて、専門知識と技術を系統的、段階的に修得させる。看護学に関する知識・理解を深めるための基礎科目、汎用的技能や態度・志向性を高めるための演習・実習、統合的な学習経験と創造的思考力を育むための実習を通し、看護学の複合的な視点から高度な専門分野を理解させる。
4. 客観的臨床能力評価に基づいて基本的臨床技能を修得させ、「臨地・臨床実習」を通じて、実践的な臨床能力及び多様な問題解決能力を身につけさせる。
5. 「学科共通科目」及び「専門科目」の主体的な選択に基づく学習を通じて看護学の専門性を深化させ、「卒業研究」により看護学の発展に寄与する自主的・創造的な学究の姿勢と生涯にわたってキャリアを形成する力、専門分野における主体性・指導性を修得させる。

保健学科放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻

放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻では、幅広い教養と豊かな人間力を基盤として、保健学の高度な専門性と実践的な臨床能力を兼ね備えた人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 「教養教育」を通じて、人間・文化・社会・自然に係る幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 「教養教育科目」及び「学科共通科目」の講義と様々な体験を通し、社会性及び人間関係の形成を理解させ、医療人として必要な人間力とコミュニケーション能力、国際的な広い視野を修得させる。
3. 「学科共通科目」及び「専門科目」を通じて、専門知識と技術を系統的、段階的に修得させる。知識・理解を深めるための基礎科目、汎用的技能や態度・志向性を高めるための演習・実習、統合的な学習経験と創造的思考力を育むための実習を通し、保健学の複合的な視点から高度な専門分野を理解させる。
4. 客観的臨床能力評価に基づいて基本的臨床技能を修得させ、「臨地・臨床実習」を通じて、実践的な臨床能力及び多様な問題解決能力を身につけさせる。
5. 「学科共通科目」及び「専門科目」の主体的な選択に基づく学習を通じて専門性を深化させ、「卒業研究」により自主的・創造的な学究の姿勢と専門分野における主体性・指導性を修得させる。

保健学科のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解
 - (1) 幅広い教養と専門分野に関する学問知識を修得している。
 - (2) 人間性・科学性及び国際性を身につけ、医療の担い手としての基本的能力を有する。
2. 汎用的技能
患者・家族等及び医療チームのスタッフと円滑なコミュニケーションをとり、客観的評価に基づいた臨床能力を持って医療人としての役割を果たすことができる。
3. 態度・志向性
各専門分野で指導的立場に立ち、高度化・専門化する医療を支え、保健学の発展に寄与することができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

基礎理論から高度な臨床応用へ至る系統的かつ実践的な学習経験を基盤として、保健、医療、福祉分野の多様化するニーズに対応し、最新の技術や医療情報に基づいて自らの能力・専門性を高めることができる。

保健学科看護学専攻

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

- (1) 幅広い教養と看護学に関する学問知識を修得している。
- (2) 人間性・科学性及び国際性を身につけ、医療の担い手としての基本的能力を有する。

2. 汎用的技能

患者・家族等及び医療チームのスタッフと円滑なコミュニケーションをとり、客観的評価に基づいた臨床能力を持って医療人としての役割を果たすことができる。

3. 態度・志向性

高度化・専門化する医療を支え、看護学の発展に寄与することができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

基礎理論から高度な臨床応用へ至る系統的かつ実践的な学習経験を基盤として、保健、医療、福祉分野の多様化するニーズに対応し、最新の技術や医療情報に基づいて自らの能力・専門性を高めることができる。

保健学科放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

- (1) 幅広い教養と専門分野に関する学問知識を修得している。
- (2) 人間性・科学性及び国際性を身につけ、医療の担い手としての基本的能力を有する。

2. 汎用的技能

患者・家族等及び医療チームのスタッフと円滑なコミュニケーションをとり、客観的評価に基づいた臨床能力を持って医療人としての役割を果たすことができる。

3. 態度・志向性

各専門分野で指導的立場に立ち、高度化・専門化する医療を支え、保健学の発展に寄与することができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

基礎理論から高度な臨床応用へ至る系統的かつ実践的な学習経験を基盤として、保健、医療、福祉分野の多様化するニーズに対応し、最新の技術や医療情報に基づいて自らの能力・専門性を高めることができます。

第一章

教育と学習案内

1. 単位の修得について

単位修得に関しては、各自十分注意し余裕のある単位修得に努められたい。

もし、不注意により卒業できない等のことがある場合、責任は学生自身が負わなければならない。したがって、単位修得の責任は自らにあることを自覚し、単位を修得されたい。

なお、卒業に必要な単位数等は入学年度によって異なる場合があるので注意すること。

(1) 教養教育

教養教育の授業科目については、医学部規則及び教養教育履修規則の定めるところによるが、医学部卒業の要件として下表に掲げる科目（単位）を修得することとする。

医学科（2020年度に入学した者に適用）

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴史と文化	2単位
	人間と生命	2単位
	生活と社会	2単位
	自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	自然科学入門	2単位
	基礎数学	2単位
	基礎物理学	2単位
	基礎物理学実験	2単位
	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	基礎生物学実験	2単位
汎用的技能教育科目群	※ウェルネス総合演習	
	SITH道場	1単位
	情報科学	2単位
	スタディスキル	2単位
医療基盤教育科目群	コミュニケーション	
	医療基盤教育科目	6単位
	英語	6単位
外国語教育科目群	英語以外の外国語科目	2単位
	中欄中の※印の科目	2単位
合計		45単位

医科栄養学科（2020年度に入学した者に適用）

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	
	※人間と生命	
	※生活と社会	
	※自然と技術	
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基礎数学	2単位
	基礎化学	4単位
	基礎化学実験	2単位
	基礎生物学	2単位
	基礎生物学実験	2単位
	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	SITH道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		8単位 (各科目2単位を上限とする。)
合	計	35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

保健学科（2020年度に入学した者に適用）

看護学専攻

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	4単位
	※人間と生命	4単位
	※生活と社会	4単位
	※自然と技術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		4単位 (各科目2単位を上限とする。)
合	計	35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

放射線技術科学専攻

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴史と文化	2単位
	人間と生命	4単位
	生活と社会	2単位
	自然と技術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基礎数学	2単位
	基礎物理学	2単位
	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		2単位
合	計	37単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

検査技術科学専攻

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	2単位
	※人間と生命	2単位
	※生活と社会	2単位
	※自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基礎化學	2単位
	基礎生物学	2単位
	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	※地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2単位
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		6単位 (各科目2単位を上限とする。)
合	計	35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

(2) 専門教育

専門教育の授業科目については、医学部規則の定めるところによるが、医学部卒業の要件として次に掲げる専門教育科目表の単位を修得することとする。

医学科専門教育科目表(1)

授業科目	授業細目	単位数
基礎医学(1)	解剖学Ⅰ・解剖学Ⅰ実習	4
	解剖学Ⅱ・解剖学Ⅱ実習	4
	生化学・生化学実習	4
	寄生虫学・免疫学／寄生虫学実習・免疫学実習	2
	生理学Ⅰ・生理学Ⅰ実習	2
	生理学Ⅱ・生理学Ⅱ実習	2
	細菌学・細菌学実習	2
	ウイルス学・ウイルス学実習	2
	小計	22
基礎医学(2)	病理学Ⅰ・病理学Ⅰ実習	2
	病理学Ⅱ・病理学Ⅱ実習	2
	薬理学・薬理学実習	2
	小計	6
社会医学	予防医学	2
	公衆衛生学	2
	法医学	2
	社会医学実習	1
	小計	7
医学研究実習		16
系統別病態診断	臨床医学入門コース	2
	循環器コース	4
	血液コース	2
	内分泌・代謝コース	2
	消化器コース	4
	呼吸器コース	3
	アレルギー・自己免疫コース	1
	腎・尿路・男性生殖器コース	2
	神経・精神・行動コース	4
	運動器コース	2
	周産期・小児・女性生殖器コース	4
	皮膚・感覚器コース	3
	小計	33

授業科目	授業細目	単位数
医学英語		1
臨床実習入門		8
	法医学・医事法制	1
	内分泌代謝・血液内科学	2
	消化器内科学	2
	呼吸器・膠原病内科学	2
	精神医学	2
	小児科学	2
	消化器・小児外科学	2
	胸部内分泌腫瘍外科学	2
	整形外科学	2
	脳神経外科学	2
	皮膚科学	2
	泌尿器科学	2
	眼科学	2
	耳鼻咽喉科学	2
	放射線科学	1
診療参加型臨床実習	産科婦人科学	2
	麻酔・疼痛治療医学	1
	腎臓内科学	2
	心臓血管外科学	2
	形成外科学	2
	神経内科学	2
	救急集中治療医学	2
	循環器内科学	2
	地域医療学	1
	臨床病理	1
	選択実習Ⅰ	4
	選択実習Ⅱ	4
	選択実習Ⅲ	4
	指定学外実習Ⅰ	4
	指定学外実習Ⅱ	4
	小計	65
	合計	158

注 講義及び実験・実習は30時間の授業をもって1単位とする。

医科栄養学科専門教育科目表

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
専門基礎分野	社会・環境と健康	公衆衛生学	4	
		保健医療福祉学	2	
		※栄養情報処理学実習		1
		公衆衛生学実習	1	
		栄養公衆衛生学演習	1	
	人体の構造と機能の成り立ち	人体構造機能学	4	
		生化学・分子生物学	2	
		臨床医学入門	4	
		微生物学	2	
		生物有機化学	2	
	食べ物と健康	人体構造機能学実習	1	
		生化学実験	2	
		微生物学実習	1	
		栄養生物学	2	
		食品学基礎	4	
		食品プロセス学	2	
		食品衛生学	2	
		食品素材学		2
専門分野	基礎栄養学	※食品学実験		2
		食品プロセス学実習	1	
	応用栄養学	食品衛生学実習	1	
		食品健康学演習	1	
		小計	39	5
		基礎栄養学	2	
		基礎栄養学実習	1	
		栄養生理機能学	2	
		ライフステージ栄養学	2	
		応用栄養学	2	
		栄養生理機能学実習	1	
		応用栄養学実習	1	
		応用栄養学演習	1	

区分		授業科目	単位数		
			必修	選択	
専門分野	栄養教育論	栄養カウンセリング論	2		
		栄養教育論1	2		
		※栄養教育論2		2	
		栄養教育論実習	1		
	臨床栄養学	臨床栄養学	4		
		臨床栄養アセスメント	1		
		※臨床栄養管理学		2	
		※栄養と薬		2	
	公衆栄養学	臨床栄養学実習	1		
		病態栄養学実習	1		
		データ解析学	1		
		食事管理学	1		
その他	給食経営管理論	経腸栄養管理学	2		
		疾患栄養管理学I	2		
		疾患栄養管理学II	2		
		公衆栄養学	2		
	総合演習	※地域公衆栄養学		2	
		公衆栄養学実習	1		
		※実践栄養学演習		1	
	臨地実習	給食栄養管理論	2		
		給食運営管理論	2		
		給食栄養管理論実習	1		
		給食運営管理論実習	1		
	その他	※臨床栄養学総合演習		1	
		※ライフステージ栄養学総合演習		1	
		※臨床栄養管理学実習(病院)		2	
	その他	※公衆栄養学実習(保健所等)		1	
		給食経営管理論実習(学校)	1		
		卒業研究(実験)	3		
	その他	外書講読		2	
		栄養英語	2		
小計			47	16	
合計			86	21	

注1 講義及び演習は15時間、実験及び実習は45時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業を要する修得単位は、教養教育科目については35単位、専門教育科目については91単位（うち必修科目86単位、選択科目のうち5単位）計126単位とする。

3 栄養士の資格は、卒業要件を満たすことにより、取得することができる。

4 管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

保健学科専門教育科目表

看護学専攻

区 分		授 業 科 目	单 位 数	
			必 修	選 択
学 科 共 通 科 目	人 間	人間関係論	1	
		生化学 I	1	
		解剖生理学 I	1	
		解剖生理学 II	1	
		解剖生理学 III	1	
		解剖生理学 IV	1	
	環 境	衛生学	1	
		保健学概論	1	
		#医療経済論		1
		社会福祉概論	1	
	医 療	#放射線衛生学		1
		※医療安全管理学		1
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		#教育指導論		1
	健 康	薬理学	1	
		栄養学	1	
		精神保健	1	
		免疫学 I		1
		病理学 I	1	
		*医学統計学		1
		*医学統計学演習		1
小 計			1 3	9
専 門 科 目	専 門 基 礎	疾病論 I	1	
		疾病論 II	1	
		疾病論 III	1	
		疾病論 IV	1	
		疾病論 V	1	
		疾病論 VI	1	
		疾病論 VII	1	

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	看護学概論	2	
	看護理論	1	
	看護技術 I	1	
	看護技術 II	2	
	看護技術 III	1	
	看護技術 IV	1	
	ヘルスアセスメント	1	
	基礎看護学実習 I	1	
	基礎看護学実習 II	2	
	高齢者ふれあい実習	1	
	リスクマネージメント	1	
成人・高齢者看護学	成人看護学概論	2	
	成人援助論 I	2	
	成人援助論 II	2	
	#リハビリテーション看護論		1
	#がん看護論		1
	成人看護学実習 I	2	
	成人看護学実習 II	4	
	高齢者看護学概論	2	
	高齢者援助論	2	
	高齢者看護学実習	2	
母性・小児看護学	母性看護学概論	2	
	母性援助論	2	
	小児看護学概論	2	
	小児援助論	2	
	母性看護学実習	2	
	小児看護学実習	2	
	*母児関係論		1
	*子どものメンタルヘルス		1

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 科	精神看護学概論	2	
	精神看護援助論	2	
	精神看護学実習	2	
	在宅看護学概論	2	
	在宅看護援助論	2	
	在宅看護学実習	2	
	地域看護学概論	1	
	*公衆衛生看護学概論		2
	*公衆衛生看護援助論		3
	*公衆衛生看護学実習		5
	*ケアマネージメント		1
	*健康教育方法論		1
	※*学校保健論		1
	*産業保健・看護論		1
	*保健医療福祉行政論		3
	健康管理論	1	
	*疫学		2
	#家族看護学		1
	*ケアシステム論		1
総 合 看 護 学	原書講読 I	1	
	原書講読 II		1
	看護管理学		1
	看護教育学		1
	看護研究 I	1	
	看護研究 II	4	
	看護倫理	1	
	#国際看護活動論		1
	*災害看護		1
	看護導入実習	1	
	看護統合実習	2	
小 計		7 5	3 0
合 計		8 8	3 9

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目の中から3単位、専門科目の中から看護管理学又は看護教育学を含む2単位を履修する。

2 保健師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち*印の科目をすべて履修し、かつ、#印の科目から3単位（学科共通科目の中から1単位、専門科目の中から2単位）を履修する。

3 養護教諭一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

放射線技術科学専攻

区 分		授 業 科 目	单 位 数	
			必 修	選 択
学 科 共 通 科 目	人 間	人間関係論		1
		生化学 I	1	
		解剖生理学 I	1	
		解剖生理学 II	1	
		解剖生理学 III	1	
		解剖生理学 IV	1	
	環 境	衛生学		1
		保健学概論	1	
		医療経済論		1
		社会福祉概論		1
	医 療	放射線衛生学	1	
		医療安全管理学	1	
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		教育指導論		1
	健 康	薬理学	1	
		栄養学		1
		精神保健		1
		免疫学 I	1	
		病理学 I	1	
		医学統計学	1	
		医学統計学演習		1
小 計			1 2	1 0
專 門 科 目	医 用 放 射 線 科 学	放射線生物学	2	
		放射線計測学	1	
		放射線物理学 II	1	
		放射化学 II	1	
		電子計算機工学演習	1	
		制御システム工学	2	
		放射線機器工学 I	2	
		放射線機器工学 II	1	

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 門	放射線機器工学実習	1	
	医用画像機器工学	1	
	医用画像機器工学実習	1	
	磁気共鳴学	1	
	医用システム工学		1
	核医学計測学	1	
	核医学計測学実習	1	
	核医学検査機器工学	1	
	放射線計測学実習	1	
	放射線治療機器工学	1	
	画像基礎論	2	
	画像基礎論実習	1	
	医用画像情報学 I	2	
	医用画像情報学 II	2	
科 目	先端医療と放射線		1
	画像解剖学 I	2	
	画像解剖学 II	1	
	診療画像学 I	2	
	診療画像学 I 実習	2	
	診療画像学 II	1	
	C T画像技術学	1	
	M R I 技術学	1	
	核医学技術学	2	
	核医学技術学実習	1	
	放射線治療技術学	2	
	放射線治療技術学実習	1	
	放射線腫瘍学	1	
	関係法規	1	
	放射線管理学	2	
	放射線管理学実習	2	

区 分		授 業 科 目	单 位 数	
			必 修	選 択
専 門 科 目	診療放射線技術学	臨床技能実習	1	
		診療画像学臨床実習	5	
		核医学技術学臨床実習	2	
		放射線治療技術学臨床実習	2	
	専 門 科 目	臨床医学概論	1	
		画像病態学	1	
		保健科学	1	
		基礎医科学実習	1	
		放射線物理学 I	2	
		放射化学 I	1	
		放射化学実習	1	
		応用数学 I	1	
		応用数学 II	1	
		電気電子工学	2	
		電気電子工学実習	1	
		医用工学 I	1	
	共 通	医用工学 II	2	
		医用工学実習	1	
		専門外国語		1
		情報活用演習	1	
小 計		7 8	4	
卒業研究	卒業研究		4	
小 計		4		
合 計		9 4	1 4	

注 選択科目の4単位は、学科共通科目及び専門科目の中から4単位を履修する。

検査技術科学専攻

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
学 科 共 通 科 目	人 間	人間関係論		1
		生化学 I	1	
		解剖生理学 I	1	
		解剖生理学 II	1	
		解剖生理学 III	1	
		解剖生理学 IV	1	
	環 境	衛生学	1	
		保健学概論	1	
		医療経済論		1
		社会福祉概論		1
	医 療	放射線衛生学		1
		医療安全管理学	1	
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		教育指導論		1
	健 康	薬理学	1	
		栄養学		1
		精神保健		1
		免疫学 I	1	
		病理学 I	1	
		医学統計学	1	
		医学統計学演習	1	
小計			13	9
専 門 科 目	機能系検査学	生化学 II	1	
		生化学実習	1	
		保健学	1	
		環境衛生学	1	
		保健環境学実習	1	

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 科 目	臨床化学 I	1	
	臨床化学 II	1	
	臨床化学実習	4	
	放射性同位元素検査技術学	1	
	生理学実習	1	
	生理検査学 I	1	
	生理検査学 II	1	
	画像検査学	1	
	生理検査学実習	2	
	画像検査学実習	1	
	臨床画像検査学	1	
	分析化学	1	
	解剖学実習	1	
	病理学 II	1	
形 態 検 查 学	病理学実習	1	
	病理検査学	1	
	病理検査学実習	3	
	微生物学 I	1	
	微生物学 II	1	
	臨床微生物学 I	1	
	臨床微生物学 II	1	
	微生物学実習	4	
	医動物学	1	
	医動物学実習	1	
	臨床血液学 I	1	
	臨床血液学 II	1	
	臨床血液学実習	3	
	免疫学 II	1	
	免疫検査学	1	
	輸血検査学	1	

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
専門科目	形態系検査学	免疫検査学実習	3	
		輸血検査学実習	1	
		分子遺伝学		1
		遺伝学		1
		遺伝子検査学Ⅰ	1	
		遺伝子検査学Ⅱ	1	
	臨床医学	検査機器総論	2	
		医用工学概論	1	
		医用工学実習	1	
		臨床医学総論	2	
	臨床病理学	臨床病理学総論	2	
		臨床検査総論Ⅰ	1	
		臨床検査総論Ⅱ	1	
		臨床検査総論実習	2	
	検査管理	検査管理総論	2	
		医療法規	1	
		臨床技能実習	1	
		電子計算機概論		2
	共通	電子計算機概論実験		1
		専門外国語	2	
		病態栄養と臨床検査	1	
		※健康食品学		2
	通	※健康食品法規		1
		国際医療活動論		1
		統合臨床検査学		2
		小計	71	11
卒業研究	卒業研究		4	
小計			4	
合計			88	20

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目及び専門科目の中から5単位を履修する。

2 健康食品管理士認定試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

2. 徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領

平成30年1月16日
学長制定

(目的)

第1条 この要領は、徳島大学（以下「本学」という。）の学部教育において学生に一定水準以上の語学力、コミュニケーション力及び自己主導型学修力を身に付けさせるため、徳島大学語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(マイレージ・プログラム)

第2条 マイレージ・プログラムは、語学に関して、学生が修得した内容を客観的に評価する。

(対象者)

第3条 マイレージ・プログラムの対象者は、本学の学部学生とする。

(マイレージポイント)

第4条 第2条の評価は、学生が修得した内容について、次の各号に掲げる事項ごとにマイレージポイントに数値化することにより行う。

- (1) 教養教育科目のうち語学教育に関し各学部が指定する授業科目の成績
- (2) 専門教育科目のうち語学教育に関し各学部が指定する授業科目の成績
- (3) 外国語技能検定試験の成績
- (4) 教養教育院語学教育センターが実施する語学教育プログラムの履修
- (5) 語学留学の実績
- (6) 各学部が実施する語学教育プログラムの履修
- (7) その他本学がマイレージ・プログラムの対象として認めた事項

(マイレージレベル)

第5条 学部長は、学生に対して、取得したマイレージポイントの合計に応じて次項に定めるマイレージレベルを付与する。

2 前項のマイレージレベルの区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) プラチナクラス
- (2) ゴールドクラス
- (3) ブロンズクラス
- (4) フリーケントクラス
- (5) ビジタークラス

(マイレージポイントの認定)

第6条 学部長は、学生が次の各号に該当する場合は、学生の申し出に基づき、修得単位及び学修をマイレージポイントとして認定することができる。

- (1) 学則第34条の2の規定により他の大学又は短期大学において単位を修得したとき。
- (2) 学則第34条の3の規定により大学以外の教育施設等において学修したとき。
- (3) 学則第34条の4の規定により外国の大学又は短期大学において単位を修得したとき。
- (4) 学則第34条の5の規定により既修得単位の認定を受けたとき。

(表彰)

第7条 学部長は、マイレージレベルが上位にある学生に対し、学部長表彰を行うことができる。

2 学部長は、第5条第2項に定めるマイレージレベルにおいてプラチナクラスを付与された学生のうちから特に優秀な成績を修めた者を、学長表彰の対象として推薦することができる。

(証明書の交付)

第8条 学部長は、学生から当該学生の語学能力について証明の願い出があったときは、別記様式により証明書を交付するものとする。

(事務)

第9条 マイレージ・プログラムに関する事務は、学務部教育支援課及び各学部事務部が行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、マイレージ・プログラムの実施について必要な事項は、学部長及び教養教育院長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施し、平成30年度入学者から適用する。ただし、歯学部歯学科の2年次に編入学する者については平成31年10月1日から、医学部保健学科及び理工学部理工学科の3年次に編入学する者並びに生物資源産業学部生物資源産業学科に入学する者については平成32年4月1日から、生物資源産業学部生物資源産業学科の2年次に編入学する者については平成33年4月1日から、それぞれ適用する。

3. 医学部における語学マイレージ・プログラムの取扱い

平成30年3月8日
医学部長裁定

徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領（平成30年1月16日学長制定。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、医学部（以下「本学部」という。）において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 マイレージ・プログラムの対象とする語学は、英語とする。
- 2 本学部各学科・専攻のマイレージ・プログラムの対象とする科目等は、次表に掲げるとおりとし、学生が同表の科目等を履修したときは、学生は同表のマイレージポイントを取得することができる。

① 医学科

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	発信型英語	120～200	注1
専門教育科目	terminology	60～100	注2
	論文読解・抄録作成	60～100	注3
	医学英語	60～100	
外国語技能検定	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English + の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
USMLE 勉強会への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
USMLE		20	受験 注5
		100	合格
日本医学英語検定試験		5	受験 注5
		30	基礎級（4級）
		45	準応用級（準3級）
		60	応用級（3級）
		100	プロフェッショナル級（2級）
		200	エキスパート級（1級）
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき
留学生との交流会・勉強会・講習会		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
国際学会発表（演者のみ）		20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）		50	論文発表1回につき
海外留学		20	文化交流1回につき
		30	実習1週につき
スーパー英語		0～80	
国際センターが実施するプログラム		0～上限なし	

(注1) 評点を2倍する。

(注2) 「基礎医学Ⅰ」、「基礎医学Ⅱ」、「社会医学」のそれぞれの terminology についての成績を集計し、100点満点に換算する。

(注3) 「医学研究実習」において英語論文読解と英文抄録作成を評価し、100点満点に換算する。

(注4) TOEFL iBT を受験した場合は、TOEFL ITP 成績に換算してポイント化する。

(注5) 不合格の場合は受験ポイントのみを付与し、合格の場合は規定のポイントに加えて受験ポイントを付与する。

② 医科栄養学科

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	栄養英語	120～200	注3
	外書講読		
	臨床栄養学総合演習		
	ライフステージ栄養学総合演習		
外国語技能検定	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English + の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
日本医学英語検定試験		5	受験 注5
		30	基礎級（4級）
		45	準応用級（準3級）
		60	応用級（3級）
		100	プロフェッショナル級（2級）
		200	エキスパート級（1級）
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき
留学生との交流会・勉強会・講習会		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
国際学会発表（演者のみ）		20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）		50	論文発表1回につき
海外留学		20	文化交流1回につき
		30	実習1週につき
スーパー英語		0～80	
国際センターが実施するプログラム		0～上限なし	

(注1) 主題別英語については、2授業題目を履修することとし、それぞれの授業題目に対して60～100ポイントを付与する。

(注2) 評点を2倍する。

(注3) 4科目の中から高得点の2科目を採用する。履修が1科目の場合は評点を2倍する。

(注4) その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP成績に換算してポイント化する。

(注5) 不合格の場合は受験ポイントのみを付与し、合格の場合は規定のポイントに加えて受験ポイントを付与する。

③ 保健学科看護学専攻

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	原書講読Ⅰ	60～100	注3
	国際看護活動論	60～100	
外国語技能検定	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English + の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
日本医学英語検定試験		5	受験 注5
		30	基礎級（4級）
		45	準応用級（準3級）

区分	授業科目名等	ポイント	備考
日本医学英語検定試験		60	応用級（3級）
		100	プロフェッショナル級（2級）
		200	エキスパート級（1級）
留学生のキャンパスアテンダント担当	1	1日につき	
国際学会発表（演者のみ）	20	学会発表1回につき	
英語論文発表（筆頭著者のみ）	50	論文発表1回につき	
海外留学	30	1週につき	
スーパー英語	0～80		
看護学専攻が実施する英語学修プログラム	0～300		
国際センターが実施するプログラム	0～上限なし		

(注1) 主題別英語については、2授業題目を履修することとし、それぞれの授業題目に対して60～100ポイントを付与する。

(注2) 評点を2倍する。

(注3) 履修が1科目の場合は評点を1.6倍する。

(注4) その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP成績に換算してポイント化する。

(注5) 不合格の場合は受験ポイントのみを付与し、合格の場合は規定のポイントに加えて受験ポイントを付与する。

④ 保健学科放射線技術科学専攻

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	専門外国語	60～100	注3
	国際医療活動論	60～100	
外国語技能検定	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム	0～上限なし		
語学留学	30～200	留学1回につき	
English + の活動への参加	1	参加のみ1回につき	
	2	プレゼン等1回につき	
	3	企画担当1回につき	
日本医学英語検定試験	5	受験 注5	
	30	基礎級（4級）	
	45	準応用級（準3級）	
	60	応用級（3級）	
	100	プロフェッショナル級（2級）	
	200	エキスパート級（1級）	
留学生のキャンパスアテンダント担当	1	1日につき	
国際学会発表（演者のみ）	20	学会発表1回につき	
英語論文発表（筆頭著者のみ）	50	論文発表1回につき	
海外留学	30	1週につき	
スーパー英語	0～80		
放射線技術科学専攻が実施する英語学修プログラム	0～300		
国際センターが実施するプログラム	0～上限なし		

(注1) 主題別英語については、2授業題目を履修することとし、それぞれの授業題目に対して60～100ポイントを付与する。

(注2) 評点を2倍する。

(注3) 履修が1科目の場合は評点を1.6倍する。

(注4) その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP成績に換算してポイント化する。

(注5) 不合格の場合は受験ポイントのみを付与し、合格の場合は規定のポイントに加えて受験ポイントを付与する。

⑤ 保健学科検査技術科学専攻

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	専門外国語	60～100	注3
	国際医療活動論	60～100	
外国語技能検定	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English + の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
日本医学英語検定試験		5	受験 注5
		30	基礎級（4級）
		45	準応用級（準3級）
		60	応用級（3級）
		100	プロフェッショナル級（2級）
		200	エキスパート級（1級）
留学生のキャンパスアテンダント担当	1	1日につき	
国際学会発表（演者のみ）	20	学会発表1回につき	
英語論文発表（筆頭著者のみ）	50	論文発表1回につき	
海外留学	30	1週につき	
スーパー英語	0～80		
検査技術科学専攻が実施する英語学修プログラム	0～300		
国際センターが実施するプログラム	0～上限なし		

(注1) 主題別英語については、2授業題目を履修することとし、それぞれの授業題目に対して60～100ポイントを付与する。

(注2) 評点を2倍する。

(注3) 履修が1科目の場合は評点を1.6倍する。

(注4) その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP成績に換算してポイント化する。

(注5) 不合格の場合は受験ポイントのみを付与し、合格の場合は規定のポイントに加えて受験ポイントを付与する。

3 本学部が定めるマイレージレベルは、次表に掲げるとおりとし、前項の規定により学生が取得したマイレージポイントの合計に応じて、学部長が学生に付与する。

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	1,200以上
ゴールドクラス	1,000～1,199
ブロンズクラス	700～999
フリークエントクラス	600～699
ビジタークラス	600未満

4 実施要領第6条に定めるマイレージポイントの認定は、本学の教養教育科目に相当する授業科目は教養教育院教授会の予備審査に基づき本学部教授会の議を経て、本学の専門教育科目に相当する授業科目は本学部教授会の議を経て、学部長が行う。

- 5 学部長は、転学部が許可された学生の受け入れ又は学生の転学科を決定したときは、本学部教授会の議を経て、当該学生に係る転学部又は転学科前の科目等の履修を第2項に定める科目等の履修とみなし、同項に定めるマイレージポイントを再度付与することができる。
- 6 学生は、徳島大学医学部規則第14条に規定する卒業の要件として、本学部規則で定める単位を取得するほか、第3項に定めるマイレージレベルのうちプラチナクラス、ゴールドクラス、ブロンズクラスのいずれかを有しているなければならない。
- 7 学部長は、学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は、当該学生に対し卒業時に学部長表彰を行うことができる。
 - (1) 付与されたマイレージレベルがゴールドクラス以上であること。
 - (2) 医学科においては、付与されたマイレージレベルがゴールドクラスであるとともに、医学科卒業時コンピテンス・コンピテンシーで定めた「7. 国際的能力」について高いレベルに到達していると評価できる者であること。
- 8 学部長は、学生が次の各号掲げる要件を満たした場合は、当該学生を学長表彰に推薦することができる。
 - (1) 付与されたマイレージレベルがプラチナクラス以上であること。
 - (2) 医学科においては、付与されたマイレージレベルがプラチナクラスであるとともに、医学科卒業時コンピテンス・コンピテンシーで定めた「7. 国際的能力」について高いレベルに到達していると評価できる者であること。

附 則（平成30年9月20日改正）

この取扱いは、平成30年9月20日から実施し、平成30年度入学者から適用する。ただし、医学部保健学科の3年次に編入学する者については平成32年4月1日から適用する。

4. 医科栄養学科取得単位と資格について

- (1) 栄養学士号修得に要する取得単位は、教養教育科目については 35 単位、専門教育科目については、91 単位（うち必修科目 86 単位、選択科目のうち 5 単位）計 126 単位とする。
栄養学士号取得（卒業）すると、栄養士免許の資格が取得できる。
- (2) 教養教育科目 35 単位、専門教育科目 103 単位（必修科目 86 単位、選択科目は表 1 において*印を付した科目 17 単位）を修得した場合は、栄養士の資格を取得するとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。

* 以上の各資格取得のための単位取得必要条件を本学のカリキュラム上の科目名と単位数で示したものが表 2 である。

管理栄養士国家試験の科目

社会・環境と健康
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
食べ物と健康
基礎栄養学
応用栄養学
栄養教育論
臨床栄養学
公衆栄養学
給食経営管理論

上記単位を取得しなければ、いまでもなく、卒業や国家試験受験資格を失い、しかも栄養士業務に関わる就職は不可能である。

- (3) 本学卒業生は食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格に採用されるための任用資格が与えられる。

表1 資格取得のための必要単位数と科目について

科 目 名	単位数		*管理栄養士必修
	必修	(選択)	
公衆衛生学	4		
保健医療福祉学	2		
栄養情報処理学実習		(1)	*
公衆衛生学実習	1		
栄養公衆衛生学演習	1		
人体構造機能学	4		
生化学・分子生物学	2		
臨床医学入門	4		
微生物学	2		
生物有機化学	2		
人体構造機能学実習	1		
生化学実験	2		
微生物学実習	1		
栄養生物学	2		
食品学基礎	4		
食品プロセス学	2		
食品衛生学	2		
食品素材学		(2)	
食品学実験		(2)	*
食品プロセス学実習	1		
食品衛生学実習	1		
食品健康学演習	1		
基礎栄養学	2		
基礎栄養学実習	1		
栄養生理機能学	2		
ライフステージ栄養学	2		
応用栄養学	2		
栄養生理機能学実習	1		
応用栄養学実習	1		
応用栄養学演習	1		
栄養カウンセリング論	2		
栄養教育論1	2		
栄養教育論2		(2)	*
栄養教育論実習	1		
臨床栄養学	4		
臨床栄養アセスメント	1		
臨床栄養管理学		(2)	*
栄養と薬		(2)	*
臨床栄養学実習	1		
病態栄養学実習	1		
データ解析学	1		
食事管理学	1		
経腸栄養管理学	2		
疾患栄養管理学I	2		
疾患栄養管理学II	2		
公衆栄養学	2		
地域公衆栄養学		(2)	*
公衆栄養学実習	1		
実践栄養学演習	1	(1)	*
給食栄養管理論	2		
給食運営管理論	2		
給食栄養管理論実習	1		
給食運営管理論実習	1		
臨床栄養学総合演習		(1)	*
ライフステージ栄養学総合演習		(1)	*
臨床栄養管理学実習(病院)		(2)	*
公衆栄養学実習(保健所等)		(1)	*
給食経営管理論実習(学校)	1		
卒業研究(実験)	3	(2)	
外書講読			
栄養英語	2		
合計	86	21	* 17

卒業必要単位 必修 86 単位 選択 5 単位以上

栄養士資格 必修 86 単位 選択 5 単位以上

管理栄養士 必修 86 単位 選択 *印の 17 単位を全て含む

表2 標準単位修得表

専門基礎分野

教育内容	科目名		年度 / 年次				備考	
			令和5年度 4年次	令和4年度 3年次	令和3年度 2年次	令和2年度 1年次		
	授業科目	単位数		前	後	前	後	
社会・環境と健康	公衆衛生学	4				2	2	
	保健医療福祉学	2		2				
	栄養情報処理学実習	(1)	(1)					
	公衆衛生学実習	1			1			
	栄養公衆衛生学演習	1		1				
	社会・環境と健康の小計	8(1)	(1)	3	1	2	2	
専門基礎分野	人体構造機能学	4					2	2
	生化学・分子生物学	2					2	
	臨床医学入門	4				2	2	
	微生物学	2				2		
	生物有機化学	2						2
	人体構造機能学実習	1				1		
	生化学実験	2				1	1	
	微生物学実習	1			1			
	栄養生物学	2				2		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ちの小計	20		1		6	5	4
食べ物と健康	食品学基礎	4					2	2
	食品プロセス学	2				2		
	食品衛生学	2				2		
	食品素材学	(2)			(2)			
	食品学実験	(2)				(1)	(1)	
	食品プロセス学実習	1				1		
	食品衛生学実習	1			1			
	食品健康学演習	1			1			
	食べ物と健康の小計	11(4)		2	(2)	5(1)	(1)	2
	小計	39(5)	(1)	6	1(2)	13(1)	7(1)	6

専門分野

教育内容		科目名		年度 / 年次				備考	
				令和5年度 4年次	令和4年度 3年次	令和3年度 2年次	令和2年度 1年次		
		授業科目	単位数	前	後	前	後	前	後
専門分野	基礎栄養学	基礎栄養学	2				2		
		基礎栄養学実習	1		1				
		基礎栄養学の小計	3		1		2		
専門分野	応用栄養学	栄養生理機能学	2			2			
		ライフステージ栄養学	2		2				
		応用栄養学	2				2		
		栄養生理機能学実習	1				1		
		応用栄養学実習	1				1		
		応用栄養学演習	1		1				
		応用栄養学の小計	9		3		2	4	
専門分野	栄養教育論	栄養カウンセリング論	2				2		
		栄養教育論 1	2		2				
		栄養教育論 2	(2)			(2)			
		栄養教育論 実習	1			1			
		栄養教育論の小計	5(2)		2	1(2)	2		
専門分野	臨床栄養学	臨床栄養学	4		2	2			
		臨床栄養アセスメント	1			1			
		臨床栄養管理学	(2)		(2)				
		栄養と薬	(2)			(2)			
		臨床栄養学実習	1			1			
		病態栄養学実習	1			1			
		データ解析学	1				1		
		食事管理学	1			1			
		経腸栄養管理学	2		2				
		疾患栄養管理学 I	2		2				
専門分野	公衆栄養学	疾患栄養管理学 II	2		2				
		臨床栄養学の小計	15(4)		8(2)	6(2)	1		
		公衆栄養学	2					2	
		地域公衆栄養学	(2)		(2)				
専門分野	給食経営管理論	公衆栄養学実習	1			1			
		実践栄養学演習	(1)		(1)				
		公衆栄養学の小計	3(3)		(3)	1		2	
		給食栄養管理論	2					2	
		給食運営管理論	2			2			
専門分野	総合演習	給食栄養管理論実習	1		1				
		給食運営管理論実習	1			1			
		給食経営管理論の小計	6		1	3		2	
		臨床栄養学総合演習	(1)			(1)			
専門分野	臨地実習	ライフステージ栄養学総合演習	(1)			(1)			
		総合演習の小計	(2)			(2)			
		臨床栄養管理学実習(病院)	(2)	(2)					
		公衆栄養学実習(保健所等)	(1)	(1)					
専門分野	その他	給食経営管理論実習(学校)	1	1					
		臨地実習の小計	1(3)	1(3)					
		卒業研究(実験)	3	3					
		外書講読	(2)	(2)				2	
		栄養英語	(2)						
専門分野		その他の小計	3(4)	3(2)				2	
		専門分野の小計	45(18)	4(5)	15(5)	11(6)	5	12	
		合計	86(20)	4(6)	23(5)	12(8)	16(1)	19(1)	6

5. 保健学科の教育課程と授業について

本学科の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）からなります。

教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則で定められており、専門教育科目の履修等に関することは、徳島大学医学部規則で定められています。

(1) 卒業要件

卒業するためには、次の単位を修得しなければなりません。

また、修業年限は4年であり、在学期間は修業年限の2倍（8年）を超えることはできません。

○ 看護学専攻

教養教育科目	35単位以上
専門教育科目	必修科目 88単位 選択科目 5単位以上
合 計	128単位以上

○ 放射線技術科学専攻

教養教育科目	37単位以上
専門教育科目	必修科目 94単位 選択科目 4単位以上
合 計	135単位以上

○ 検査技術科学専攻

教養教育科目	35単位以上
専門教育科目	必修科目 88単位 選択科目 5単位以上
合 計	128単位以上

(2) 国家試験受験資格

各専攻の卒業者には、次の国家試験の受験資格が与えられます。

看護学専攻	看護師国家試験、※保健師国家試験
放射線技術科学専攻	診療放射線技師国家試験
検査技術科学専攻	臨床検査技師国家試験

※選択制により受験資格を取得可能です。

3年次で実施する保健師選抜試験に合格することが必要となります。

(3) 取得可能な免許・資格

看護学専攻及び検査技術科学専攻では、必要科目を履修することにより、それぞれ、次の免許状及び受験資格が取得できます。

看護学専攻	養護教諭一種免許状 養護教諭二種免許状（※）
検査技術科学専攻	健康食品管理士認定試験の受験資格 遺伝子分析科学認定士（初級）

※保健師免許と教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を単位修得することにより、卒業後個人申請により取得できます。詳しくは担当教員に相談してください。

(4) 履修要件（令和2年度入学者用）

(1) 看護学専攻

科 目	区 分	授 業 科 目	卒業要件単位数	
			必 修	選 択
教 養 教 育 科 目 目	一般教養教育科目群	歴史と文化	4	網掛けの科目から4単位の履修
		人間と生命	4	
		生活と社会	4	
		自然と技術	4	
	グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目		
	イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2	
	基礎基盤教育科目群	ウェルネス総合演習		
	汎用的技能教育科目群	S I H道場	1	
		情報科学	2	
		スタディスキル		
		コミュニケーション		
	地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2*	
	医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目		
	外国語教育科目群	英語	基盤英語(B)	2
			主題別英語(T)	2
			発信型英語(C)	2
		英語以外の外国語科目	ドイツ語	入門
			フランス語	入門
			中国語	入門
		計		35
専 科 門 教 育 目	学科共通科目		13	3
	専門科目		75	2
	計		88	5

注1) *地域科学教育科目群は地域志向科目として指定された授業題目から2単位を履修することで代えることができる。

注2) 網掛け部分については、各科目2単位を上限とする。

注3) 教養教育科目の履修については、「教養教育履修の手引」で必ず確認して下さい。

(2) 放射線技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	卒業要件単位数	
		必 修	選 択
教 養 教 育 科 目	歴史と文化	2	
	人間と生命	4	
	生活と社会	2	
	自然と技術	4	
	グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目	網掛けの科目から2単位の履修
	イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2
	基礎基盤教育科目群	基礎数学	2
		基礎物理学	2
		基礎化学	2
		基礎生物学	2
		ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H道場	1	
	情報科学	2	
	スタディスキル	—	
	コミュニケーション	—	
	地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2*
	医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	
	外国語教育科目群	英語	
		基盤英語(B)	2
		主題別英語(T)	2
		発信型英語(C)	2
		英語以外の 外国語科目	
		ドイツ語	入門
		フランス語	入門
専 門 教 育 科 目		中国語	入門
計			
37			
学科共通科目	12	4	
専門科目		78	
卒業研究		4	
	計	94	4

注 1) *地域科学教育科目群は地域志向科目として指定された授業題目から2単位を履修することで代えることができる。

注 2) 教養教育科目の履修については、「教養教育履修の手引」で必ず確認して下さい。

注 3) 保健学科放射線技術科学専攻が教養教育科目（医療基盤教育科目群）として開講する授業が1科目あります。下表を参照してください。

区 分	授業題目
医療基盤教育科目群	放射線医学入門

(3) 検査技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	卒業要件単位数			
		必 修	選 択		
教養教育科目	一般教養教育科目群	歴史と文化	2		
		人間と生命	2		
		生活と社会	2		
		自然と技術	2		
	グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目			
	イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2		
	基礎基盤教育科目群	基礎化学	2		
		基礎生物学	2		
		ウェルネス総合演習			
	汎用的技能教育科目群	S I H道場	1		
		情報科学	2		
		スタディスキル			
		コミュニケーション			
	地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2*		
	医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2		
	外国語教育科目群	英 語	基盤英語(B)	2	
			主題別英語(T)	2	
			発信型英語(C)	2	
		英語以外の 外国語科目	ドイツ語	入門	
			フランス語	入門	
			中国語	入門	
	計			35	
専門教育科目	学科共通科目	13	5		
	専門科目	71			
	卒業研究	4			
	計	88	5		

注 1) *地域科学教育科目群は地域志向科目として指定された授業題目から2単位を履修することで代えることができる。

注 2) 網掛け部分については、各科目2単位を上限とする。

注 3) 教養教育科目の履修については、「教養教育履修の手引」で必ず確認して下さい。

注 4) 保健学科検査技術科学専攻が教養教育科目（医療基盤教育科目群）として開講する授業が1科目あります。下表を参照してください。

区 分	授業題目
医療基盤教育科目群	臨床検査学入門

(5) 保健学科専門教育課程表

専攻別開設授業科目（専門教育科目）及び学年別授業時間数

(1) 看護学専攻

区分	授業科目名等	単位数		授業時間数	授業を行う年次				備考
		必修	選択		1年	2年	3年	4年	
学科共通科目	人間	人間関係論	1	15	15				(実習)
		生化学 I	1	15	15				
		解剖生理学 I	1	15	15				
		解剖生理学 II	1	15	15				
		解剖生理学 III	1	15	15				
		解剖生理学 IV	1	15	15				
	環境	衛生学	1	15	15				
		保健学概論	1	15	15				
		#医療経済論		1	15	15			
	医療	社会福祉概論	1	15			15		
		#放射線衛生学		1	15			15	
		※医療安全管理学		1	15			15	
		介護実習		1	45	45			
		チーム医療論		1	15	15			
	健康	#教育指導論		1	15			15	(演習)
		薬理学	1	15			15		
		栄養学	1	15			15		
		精神保健	1	15			15		
		免疫学 I		1	15			15	
		病理学 I	1	15	15				
		*医学統計学		1	15			15	
		*医学統計学演習		1	30		30		
専門科目	小計		13	9	375	195	120	60	0
	専門基礎	疾病論 I	1	15	15				(実習)
		疾病論 II	1	15		15			
		疾病論 III	1	15		15			
		疾病論 IV	1	15		15			
		疾病論 V	1	15		15			
		疾病論 VI	1	15		15			
		疾病論 VII	1	15		15			
	基礎看護学	看護学概論	2	30	30				(実習)
		看護理論	1	15	15				
		看護技術 I	1	30	30				
		看護技術 II	2	60		60			
		看護技術 III	1	30		30			
		看護技術 IV	1	30		30			
		ヘルスアセスメント	1	30	30				
		基礎看護学実習 I	1	45	45				
		基礎看護学実習 II	2	90		90			
		高齢者ふれあい実習	1	45	45				
	成人・高齢者看護学	リスクマネージメント	1	15		15			(実習)
		成人看護学概論	2	30		30			
		成人援助論 I	2	30		30			
		成人援助論 II	2	30			30		
		#リハビリテーション看護論		1	15			15	
		#がん看護論		1	15			15	
		成人看護学実習 I	2	90			90		
		成人看護学実習 II	4	180			180		
		高齢者看護学概論	2	30		30			
		高齢者援助論	2	30		30			

区分	授業科目名等	単位数		授業時間数	授業を行う年次				備考
		必修	選択		1年	2年	3年	4年	
専門科目	高齢者看護学実習	2		90			90		(実習)
	母性看護学概論	2		30		30			
	母性援助論	2		30			30		
	小児看護学概論	2		30		30			
	小児援助論	2		30			30		
	母性看護学実習	2		90			90		
	小児看護学実習	2		90			90		
	*母児関係論		1	15			15		
	*子どものメンタルヘルス		1	15			15		
地域・精神看護学	精神看護学概論	2		30		30			(実習)
	精神看護援助論	2		30			30		
	精神看護学実習	2		90			90		
	在宅看護学概論	2		30		30			(実習)
	在宅看護援助論	2		30			30		
	在宅看護学実習	2		90			90		
	地域看護学概論	1		15		15			(実習)
	*公衆衛生看護学概論		2	30		30			
	*公衆衛生看護援助論		3	45			45		
	*公衆衛生看護学実習		5	225				225	
	*ケアマネージメント		1	15		15			(実習)
	*健康教育方法論		1	15				15	
	※*学校保健論		1	15			15		
	*産業保健・看護論		1	15			15		
	*保健医療福祉行政論		3	45			45		
	健康管理論	1		15				15	
	*疫学		2	30		30			
	#家族看護学		1	15				15	
	*ケアシステム論		1	15		15			
総合看護学	原書講読 I	1		15		15			(演習)
	原書講読 II		1	15				15	
	看護管理学		1	15				15	
	看護教育学		1	15				15	
	看護研究 I	1		15				15	
	看護研究 II	4		120				120	
	看護倫理	1		15				15	
	#国際看護活動論		1	15	15				
	*災害看護		1	15				15	
	看護導入実習	1		45			45		
小計	看護統合実習	2		90				90	(実習)
	合計	88	39	2,940	420	795	1,155	570	
	合計	75	30	2,565	225	675	1,095	570	

(注) 1. 選択科目の5単位は、学科共通科目の中から3単位、専門科目の中から看護管理学又は看護教育学を含む2単位を履修する。

2. 保健師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち*印の科目をすべて履修し、かつ、#印の科目から3単位（学科共通科目の中から1単位、専門科目の中から2単位）を履修する。
3. 養護教諭一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※の科目をすべて履修する。

卒業要件

教養教育科目	35 単位以上
専門教育科目	必修科目 88 単位 選択科目 5 単位以上 計 93 単位以上
合計	128 単位以上

(2) 放射線技術科学専攻

区分	授業科目名等	単位数		授業時間数	授業を行う年次				備考
		必修	選択		1年	2年	3年	4年	
学 科 共 通 科 目	人 間	人間関係論		1	15		15		
		生化学 I	1		15		15		
		解剖生理学 I	1		15	15			
		解剖生理学 II	1		15	15			
		解剖生理学 III	1		15	15			
		解剖生理学 IV	1		15	15			
	環 境	衛生学		1	15	15			
		保健学概論	1		15	15			
		医療経済論		1	15		15		
		社会福祉概論		1	15			15	
	医 療	放射線衛生学	1		15		15		
		医療安全管理学	1		15			15	
		介護実習		1	45		45		
		チーム医療論		1	15	15			
		教育指導論		1	15				15
	健 康	薬理学	1		15			15	
		栄養学		1	15			15	
		精神保健		1	15			15	
		免疫学 I	1		15			15	
		病理学 I	1		15			15	
		医学統計学	1		15		15		
		医学統計学演習		1	30		30		
小計		12	10	375	105	150	105	15	
専 門 科 目	医 用 放 射 線 科 学	放射線生物学	2		30		30		
		放射線計測学	1		30		30		
		放射線物理学 II	1		15		15		
		放射化学 II	1		15		15		
		電子計算機工学演習	1		30		30		
		制御システム工学	2		45			45	
		放射線機器工学 I	2		30		30		
		放射線機器工学 II	1		15			15	
		放射線機器工学実習	1		30			30	
		医用画像機器工学	1		15		15		
		医用画像機器工学実習	1		30				30
		磁気共鳴学	1		15			15	
		医用システム工学		1	15			15	
		核医学計測学	1		15		15		
		核医学計測学実習	1		30			30	
		核医学検査機器工学	1		15			15	
		放射線計測学実習	1		30			30	
		放射線治療機器工学	1		15			15	
		画像基礎論	2		30		30		
		画像基礎論実習	1		30		30		
		医用画像情報学 I	2		30			30	
		医用画像情報学 II	2		30			30	

区分	授業科目名等	単位数		授業時間数	授業を行う年次				備考
		必修	選択		1年	2年	3年	4年	
専門	先端医療と放射線		1	15				15	(実習)
	画像解剖学Ⅰ	2		30		30			
	画像解剖学Ⅱ	1		15		15			
	診療画像学Ⅰ	2		30		30			
	診療画像学Ⅰ実習	2		60		60			
	診療画像学Ⅱ	1		15			15		
	C T画像技術学	1		15			15		
	M R I技術学	1		15			15		
	核医学技術学	2		30			30		
	核医学技術学実習	1		30			30		
	放射線治療技術学	2		30			30		
	放射線治療技術学実習	1		30			30		
	放射線腫瘍学	1		15			15		
	関係法規	1		15			15		
	放射線管理学	2		30			30		
	放射線管理学実習	2		60			60		
	臨床技能実習	1		45			45		
	診療画像学臨床実習	5		225				225	
	核医学技術学臨床実習	2		90				90	
	放射線治療技術学臨床実習	2		90				90	
科目	臨床医学概論	1		15	15				(実習)
	画像病態学	1		15				15	
	保健科学	1		15		15			
	基礎医科学実習	1		30		30			
	放射線物理学Ⅰ	2		30	30				
	放射化学Ⅰ	1		15	15				
	放射化学実習	1		30		30			
	応用数学Ⅰ	1		30	30				
	応用数学Ⅱ	1		15		15			
	電気電子工学	2		30	30				
	電気電子工学実習	1		30		30			
	医用工学Ⅰ	1		15		15			
	医用工学Ⅱ	2		30		30			
	医用工学実習	1		30			30		
	専門外国語		1	15			15		
共通	情報活用演習	1		30	30				(演習含む) (演習)
	医療情報処理学演習	1		30		30			
	国際医療活動論		1	15	15				
	小計	78	4	1,845	165	570	645	465	
	卒業研究	卒業研究	4	180			45	135	
小計			4	180			45	135	
合計		94	14	2,400	270	720	795	615	

(注) 選択科目の4単位は、学科共通科目及び専門科目の中から4単位を履修する。

卒業要件

教養教育科目	37単位以上		
専門教育科目	必修科目	94単位	
	選択科目	4単位以上	
	計	98単位以上	
合計	135単位以上		

(3) 検査技術科学専攻

区分	授業科目名等	単位数		授業時間数	授業を行う年次				備考
		必修	選択		1年	2年	3年	4年	
学 科 共 通 科 目	人間 学 科	人間関係論		1	15		15		
		生化学 I	1		15	15			
		解剖生理学 I	1		15	15			
		解剖生理学 II	1		15	15			
		解剖生理学 III	1		15	15			
		解剖生理学 IV	1		15	15			
	環境 学 科	衛生学	1		15	15			
		保健学概論	1		15	15			
		医療経済論		1	15		15		
		社会福祉概論		1	15			15	
	医療 学 科	放射線衛生学		1	15		15		
		医療安全管理学	1		15		15		
		介護実習		1	45		45		
		チーム医療論		1	15	15			
		教育指導論		1	15			15	
	健康 学 科	薬理学	1		15			15	
		栄養学		1	15		15		
		精神保健		1	15		15		
		免疫学 I	1		15		15		
		病理学 I	1		15		15		
		医学統計学	1		15		15		
		医学統計学演習		1	30		30		
小計		13	9	375	120	210	45	0	
専 門 科 目	機能 系 検 査 学 科	生化学 II	1		15	15			
		生化学実習	1		45		45		
		保健学	1		15		15		
		環境衛生学	1		15		15		
		保健環境学実習	1		45		45		
		臨床化学 I	1		30		30		
		臨床化学 II	1		30			30	
		臨床化学実習	4		180			120	60
		放射性同位元素検査技術学	1		30		30		
		生理学実習	1		45		45		
	形態系 検査学 科	生理検査学 I	1		30			30	
		生理検査学 II	1		30			30	
		画像検査学	1		30		30		
		生理検査学実習	2		90			30	60
		画像検査学実習	1		45			45	
		臨床画像検査学	1		15			15	
		分析化学	1		15		15		

区分	授業科目名等	単位数		授業時間数	授業を行う年次				備考
		必修	選択		1年	2年	3年	4年	
専門	臨床微生物学Ⅰ	1		15		15			(実習)
	臨床微生物学Ⅱ	1		15			15		
	微生物学実習	4		180			120	60	
	医動物学	1		15			15		
	医動物学実習	1		30			30		
	臨床血液学Ⅰ	1		15		15			
	臨床血液学Ⅱ	1		15		15			
	臨床血液学実習	3		135			75	60	
	免疫学Ⅱ	1		15		15			
	免疫検査学	1		15			15		
	輸血検査学	1		15			15		
	免疫検査学実習	3		135			75	60	
	輸血検査学実習	1		45			45		
	分子遺伝学		1	15		15			
	遺伝学		1	15			15		
科目	遺伝子検査学Ⅰ	1		15		15			(実習)
	遺伝子検査学Ⅱ	1		15				15	
	検査機器総論	2		30		30			
	医用工学概論	1		30	30				
	医用工学実習	1		45		45			
	臨床医学総論	2		30			30		
	臨床病理学総論	2		30			10	20	
	臨床検査総論Ⅰ	1		15		15			
	臨床検査総論Ⅱ	1		30			30		
	臨床検査総論実習	2		90		30		60	
	検査管理総論	2		30			30		
	医療法規	1		15				15	
	臨床技能実習	1		30			30		
	電子計算機概論		2	30		30			
	電子計算機概論実験		1	45		45			
共通	専門外国語	2		30			30		(実習)
	病態栄養と臨床検査	1		15				15	
	※健康食品学		2	30			30		
	※健康食品法規		1	15			15		
	国際医療活動論		1	15	15				
	統合臨床検査学		2						
	小計	71	11	2,250	75	630	1,060	485	
卒業研究	卒業研究		4	180				180	
	小計		4	180				180	
	合計	88	20	2,805	195	840	1,105	665	

- (注) 1. 選択科目の5単位は、学科共通科目及び専門科目の中から5単位を履修する。
 2. 健康食品管理士認定試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

卒業要件

教養教育科目	35単位以上		
専門教育科目	必修科目	88単位	
	選択科目	5単位以上	
	計	93単位以上	
合計	128単位以上		

(6) 進級要件及び先修条件

保健学科学生への進級要件及び先修条件は、次のとおりです。

(授業科目の先修条件)

履修に必要な条件として、あらかじめ成績評価が合格点に達していなければならない授業科目を定める

第2年次への進級要件

	看護学専攻	放射線技術科学専攻	検査技術科学専攻
教養教育科目	※25単位以上	※27単位以上	※25単位以上
専門教育科目	第1年次開講のすべての必修科目		

※については表1の中より取得する。

第3年次への進級要件

	看護学専攻	放射線技術科学専攻	検査技術科学専攻
教養教育科目	※35単位以上	※37単位以上	※35単位以上
専門教育科目	第2年次開講のすべての必修科目		

※については表1の中より第1年次における取得単位を含めてとする。

注) ただし、看護学専攻については、第2年次後期に開設される基礎看護学実習Ⅱを受講するためには、第2年次後期までに履修しなければならない基礎看護学に区分される全ての科目の成績評価が合格点に達していなければならない。

第4年次への進級要件（3年次編入学生を除く）

	看護学専攻	放射線技術科学専攻	検査技術科学専攻
専門教育科目	第3年次開講のすべての必修科目		

注) ただし、看護学専攻については、第3年次後期から始まる臨地実習を受講するため、第3年次前期終了までに履修しなければならない科目の成績評価が合格点に達していなければならない。

注) ただし、放射線技術科学専攻については、第3年次後期に行われる臨床技能実習及び卒業研究の科目を受講するためには、第3年次前期のすべての必修科目の成績評価が合格点に達していなければならない。

第1年次又は第2年次の留年学生が上級学年の科目の履修を希望する場合は、当該年次の科目の履修を優先した上で、上級学年の専門教育担当教員に受講申請し、承認を得た科目について履修を認める。この場合において、留年学生が2学年上の進級要件を満たせば、第3年次又は第4年次への進級を認める。

表1

○ 看護学専攻

区分	授業科目	卒業要件単位数	
		必修	選択
一般教養教育科目群	歴史と文化	4	網掛けの科目から4単位の履修
	人間と生命	4	
	生活と社会	4	
	自然と技術	4	
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目		
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2	
基礎基盤教育科目群	ウェルネス総合演習		
	S I H道場	1	
	情報科学	2	
	スタディスキル		
汎用的技能教育科目群	コミュニケーション		
	地域科学教育科目	2*	
	医療基盤教育科目		
	英語	※6	
外國語教育科目群	英語以外の外国語科目	2	
	合計	35	

※うち3単位は2年次に開講される。

○ 放射線技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	卒 業 要 件 单 位 数	
		必 修	選 択
一般 教 養 教 育 科 目 群	歴史と文化	2	
	人間と生命	4	
	生活と社会	2	
	自然と技術	4	
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目		網掛けの科目から2単位の履修
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2	
基 础 基 盤 教 育 科 目 群	基礎数学	2	
	基礎物理学	2	
	基礎化学	2	
	基礎生物学	2	
	ウェルネス総合演習		
汎 用 的 技 能 教 育 科 目 群	S I H道場	1	
	情報科学	2	
	スタディスキル	—	
	コミュニケーション	—	
地 域 科 学 教 育 科 目 群	地域科学教育科目	2	
医 療 基 盤 教 育 科 目 群	医療基盤教育科目		
外 国 語 教 育 科 目 群	英 語	※ 6	
	英語以外の外国語科目	2	
合 計		3 7	

※うち3単位は2年次に開講される。

○ 検査技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	卒 業 要 件 单 位 数	
		必 修	選 択
一般 教 養 教 育 科 目 群	歴史と文化	2	
	人間と生命	2	
	生活と社会	2	
	自然と技術	2	
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目		網掛けの科目から6単位の履修
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2	
基 础 基 盤 教 育 科 目 群	基礎化学	2	
	基礎生物学	2	
	ウェルネス総合演習		
	S I H道場	1	
	情報科学	2	
汎 用 的 技 能 教 育 科 目 群	スタディスキル		
	コミュニケーション		
	地域科学教育科目	2	
	医療基盤教育科目	2	
外 国 語 教 育 科 目 群	英 語	※ 6	
	英語以外の外国語科目	2	
合 計		3 5	

※うち3単位は2年次に開講される。

6. 養護教諭一種免許状取得に関する単位修得要領(保健学科 看護学専攻)

(1) 基礎資格

学士の学位を有すること。

(2) 所要単位数

科目区分	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
単位数	8	28	8	6	7	7

単位数；必要最低単位数を示す。

(3) 法令で規定された単位数

① 教育職員免許法施行規則第66条に定める科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目（教養教育科目）	
科 目	単位数	授業科目 [授業題目]	単位数
日本国憲法	2	生活と社会[憲法と人権] " [憲法と人権I] " [憲法と人権II] " [憲法と市民自治]	2 2 2 2
体 育	2	ウェルネス総合演習	2
外国語コミュニケーション	2	英語 英語以外の外国語科目	2 2
情報機器の操作	2	情報科学 [情報科学入門]	2

② 養護に関する科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目	
科 目		授 業 科 目	単位数
衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)		○衛生学 ○保健学概論 ○健康管理論 ○病理学I 産業保健・看護論 保健医療福祉行政論 疫学	1 1 1 1 1 3 2
学校保健		○学校保健論 ○地域看護学概論 疾病論VII リスクマネージメント	1 1 1 1
養護概説		○養護概説I ○養護概説II	1 1
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		○健康相談活動 ○人間関係論 子どものメンタルヘルス ヘルスマネジメント	1 1 1 1

免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開設授業科目	
科 目	授 業 科 目	単位数
栄養学（食品学を含む。）	○生化学 I ○栄養学	1 1
解剖学・生理学	○解剖生理学 I ○解剖生理学 II 解剖生理学 III 解剖生理学 IV	1 1 1 1
「微生物学、免疫学、薬理概論」	○薬理学 疾病論 II ○疾病論 III 免疫学 I	1 1 1 1
精神保健	○精神保健 ○精神看護学概論	1 2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	○看護学概論 看護理論 看護技術 I 看護技術 II 看護技術 III 基礎看護学実習 I 基礎看護学実習 II 看護統合実習 成人看護学概論 成人援助論 I 成人援助論 II 成人看護学実習 I 成人看護学実習 II 母性看護学概論 母性援助論 母性看護学実習 小児看護学概論 小児援助論 小児看護学実習 精神看護援助論 在宅看護学概論 在宅看護援助論 在宅看護学実習 公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護援助論 ○医療安全管理学	2 1 1 2 1 1 2 3 1

③ 教育の基礎的理解に関する科目

道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目	
科 目	各科目に含める必要事項	授 業 科 目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2
	・教職の意義及び教員の役割 ・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の制度と経営	2
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・言語心理学 発達心理学	2 2
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育 総合的な学習の時間の指導法 特別活動論	2 1 2
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学	2
	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
教育実践に関する科目	・養護実習	養護実習 養護実習事前事後指導	4 1
	・教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2

(4) 履修上の注意

- ① 「養護に関する科目」の○印は、すべて履修すること。
- ② 「養護に関する科目」の「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」については、「看護学概論」及び「医療安全管理学」を含み、合計 10 単位以上を修得すること。
- ③ 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」として開設されている授業科目は、すべて履修すること。
- ④ 「大学が独自に設定する科目」の所要単位は、「養護に関する科目」として開設されている授業科目から選択履修し、修得すること。

(5) 養護実習の履修資格

養護実習は第 4 年次に行う。

履修資格は次のとおり。

- ① 「養護実習」を履修する前年度までに、「養護に関する科目」のうち「養護概説Ⅰ」、「養護概説Ⅱ」、「健康相談活動」、「医療安全管理学」の 4 单位、「教育の基礎的理解に関する科目」のうち 8 単位、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち 6 単位を修得していること。
- ② 養護実習事前指導を履修していること。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施し、平成 31 年度入学生から適用する。

7. 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下同じ。）が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあっては各学部長（教養教育にあっては教養教育院長）、大学院にあっては各教育部長（以下「各学部長等」という。）が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

8. 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

令和2年2月21日
学長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学学生懲戒規則第17条第2項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

第2条 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 試験における不正行為

イ カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。

ロ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。

ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。

ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。

ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。

ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

(2) レポート、小テスト等における不正行為

イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。

ロ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。

(不正行為の未然防止)

第3条 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。

(不正行為に関する調査)

第5条 学部長は、前条第2項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

(不正行為に準ずる行為)

第6条 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前2条の措置等を行うことがある。

(その他)

第7条 この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各部局において別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

9. 不正行為禁止の告示について（学生通知用）

平成25年12月12日
医 学 部 長

講義や実習、試験等において、不正行為を行った者は、「徳島大学学則」の規定による懲戒の対象となる場合があります。

次のような行為が不正行為に該当します。

1. 試験における不正行為

- 1) カンニング（カンニングペーパー、参考書、他の受験生の答案等を見ること、他の人から答えを教わること、他の人に答えを教えること）およびカンニングと疑われる行為をすること。
- 2) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- 3) 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- 4) 試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。
- 5) その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

2. 講義・実習の受講ならびにレポート作成における不正行為

- 1) 講義や実習の出席確認において、代返をすること、ならびに代返を依頼すること。代返とは、他人の代わりに返事をすること、署名すること、印を記入すること、学生証を出席システムに通すこと等である。
- 2) 講義や実習で他人の代わりにレポートや小テストを提出すること、ならびに他人に提出を依頼すること。
- 3) 出席登録後に体調不良等の正当な理由なく教室から退室し、授業を受講しないこと。
- 4) 出席はしていても講義や実習と関係のないことをしたり、おしゃべりや行動で講義や実習の妨げとなったりすること。
- 5) インターネット上のホームページから他人の意見をカット&ペーストし、引用元を明らかにすることなく自分の意見のようにレポートに書くこと。

3. 倫理・プロフェッショナリズムに関する不正行為

- 1) 遺体やその一部である標本、手術による摘出標本等に対して礼意を失した行為や倫理に反する行為を行うこと。具体的には、講義室・実習室における人体および人体標本、動物および動物標本、診療現場における診察ならびに臨床実習の状況を撮影・録画・録音したり、これらをインターネット上に掲載（ホームページ、ブログ、Facebook、LINE、ツイッター等を含む）したりすること。
- 2) 患者情報についての守秘義務に違反すること。具体的には、診療現場における診察ならびに臨床実習の状況を撮影・録画・録音したり、これらをインターネット上に掲載（ホームページ、ブログ、Facebook、LINE、ツイッター等を含む）したりすること。

4. 著作権法に違反する行為

- 1) 教科書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製を行ったり、それらを配付したりすること。これらを代行業者等の第三者に依頼して行うことも著作権法上認められていない。例外として、授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身が必要な限度内の部数をコピーし、出典を明示した上で、コピーする本人が授業の中で使用することは認められている。
- 2) 授業、研究会、学会等において、発表者や主催者の許可なく、発表自体を録画・録音したり、スライドやポスター等の発表物を撮影したり、配付したりすること。

10. 医学部学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ

平成23年12月1日

医学部教授会議

令和元年11月14日一部改正

成績評価の正確性を担保するため、医学部学生からの成績評価等に関する申し立てがあった場合について、下記のとおり対応する。

1 成績評価担当教員及び学務課第一教務係又は第二教務係による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は、成績を通知または掲示した日から1週間以内に、成績評価担当教員又は、第一教務係又は第二教務係（以下、「教務係」という。）に申し出る。学生から教務係に申し出があった場合、教務係は成績評価担当教員に報告し、確認を依頼する。成績評価担当教員は、学生の答案、レポート等の資料、教務係に提出した成績資料、学生の成績表の確認を行い、成績の訂正等の必要が生じた場合は、教務係へ様式1をもって報告する。教務係は、成績評価担当教員の報告に基づいて成績データをチェックし、成績の訂正等の措置の記録を様式1に記載して残すこととする。

2 学科教務委員による相談

成績評価等の疑義に関する問題が成績評価担当教員との協議では解消しない場合は、学生又は成績評価担当教員が学科教務委員に報告する。教務係に申し立てがあった場合は、教務係が教務委員に報告する。報告を受けた教務委員は相談と調停を行う。ただし、成績評価担当教員が教務委員である場合は、学科長がこれを代行する（以下、教務委員等と呼ぶ）。教務委員等は成績評価担当教員及び学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、教務係へ経緯記録とともに様式1をもって報告することとする。

3 教務委員会による決定

前項でなお解決できない場合は、教務委員等は医学部教務委員会に諮り、問題解決のための審議を通じて対応を決定する。この場合の経過は、医学部教務委員会の記録として保管することとする。成績の訂正等の必要が生じた場合は、教務係へ経緯記録とともに様式1をもって報告することとする。

4 上記の措置において、問題等が生じた場合は学部長と協議することとする。

※医学科と医科栄養学科学生は第一教務係、保健学科学生は第二教務係が担当する。

11. 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成25年7月17日
大学教育委員会承認

- 1 この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。
そのため、学生への制度の周知に際して、2(1)～(10)の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。
- 2 徳島大学学則第23条及び徳島大学大学院学則第23条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2月以上就学できない者について休学を許可するものとする。
 - (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - (2) 学資の支弁が困難な場合（理由書）
 - (3) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - (4) 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
 - (5) 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - (6) 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
 - (7) 勤務の都合（理由書）（夜間主コース及び大学院各教育部の学生のみを対象とする。）
 - (8) 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
 - (9) 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
 - (10) 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
 - (11) 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第7号に該当する者が、大学院医科学教育部の博士課程に入学するとき
 - (12) その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）
- 3 2(12)に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。
- 4 入学前の休学手続きによる4月1日又は10月1日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。
 - (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
 - (2) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
 - (3) 勤務の都合（理由書）（夜間主コース及び大学院各教育部の学生のみを対象とする。）
 - (4) 学部又は教育部の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）
- 5 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。
- 6 休学の許可是、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。
- 7 2の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年7月17日から実施する。
- 2 この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。

附 則

この申合せは、平成25年11月20日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

12. 履修科目の登録の上限について

大学では、1単位を修得するために、教員が教室等で授業を行う時間に加え、学生が予習や復習など教室外において学修する時間の合計で、標準45時間の学修を要する。

学修時間を確保し、授業で学んだ内容を深く身につけること、また、単位の実質化を図ること等といった観点から、本学では、履修科目の登録の上限を定めている。

医学部の各学科の履修科目の登録の上限は以下のとおりである。

■ 医学科

1年次では、1年間48単位までとする。ただし、以下に記載する科目については、履修科目の登録の上限を適用外とする。

適用除外科目：専門教育科目、S I H道場、自由科目

■ 医科栄養学科

1年次では、1年間48単位までとする。ただし、以下に記載する科目については、履修科目の登録の上限を適用外とする。

適用除外科目：専門教育科目、S I H道場、自由科目

■ 保健学科

教養教育科目については、1年間45単位までとする。ただし、以下に記載する科目については、履修科目の登録の上限を適用外とする。

適用除外科目：専門教育科目、S I H道場、教職に関する科目、自由科目、集中講義

13. 成績評価基準（学部）について ※平成31年度入学生から適用する。

徳島大学（学部）における、成績評価基準及び成績証明書等に記載する表示（「成績表示」という。）は次のとおりとする。

なお、授業科目毎の成績評価方法、基準等はシラバスに記載する。

合否	成績表示	評価点の範囲	基 準
合格	秀 (Outstanding)	100～90	科目の到達目標を充分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
	優 (Excellent)	89～80	科目の到達目標を充分に達成している。
	良 (Good)	79～70	科目の到達目標を達成している。
	可 (Fair)	69～60	科目の到達目標を最低限達成している。
	認 (Qualified)	認定	単位認定：入学前の既修単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位（卒業要件を満たす単位数となるが、GPAの計算には含めない。）
不合格	不	59以下	科目の到達目標の項目の全てまたはほとんどを達成していない。

※上表の到達目標とは授業科目のシラバスに明記された到達目標を指す。

14. 徳島大学標準GPAについて

本学では、国際的に用いられている「標準GPA」を導入している。換算式は以下のとおりである。

換算式

- G P (Grade Point) : 成績評価

90点以上	= 4
80点以上90点未満	= 3
70点以上80点未満	= 2
60点以上70点未満	= 1
60点未満	= 0

評語については、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）及び可（60点以上）に区分する。

- G P A (Grade Point Average) : 学生が取得した科目の成績を集約した値

$$GPA = \frac{\text{(評価を受けた各授業科目で得たG P} \times \text{当該授業科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

GPAは、学期と通算について算定する。

- G P C (Grade Point Class Average) : 教員が学生に付与した成績評価を集約した値

$$GPC = \frac{\text{(G P} \times \text{当該G Pを受けた人数)} \text{ の合計}}{\text{当該授業科目の履修登録者数}}$$

※ 正規の手続きによる履修取り消し科目は含めない。

第二章

事務窓口及び諸手続き

1. 委 員 及 び 事 務 部

学生に関する委員等

学 部 長	学部の代表者であり学部の教授のうちから選出される。
教 授 会	学部の運営上重要な事項を審議する機関で、医学部（大学病院を含む。）の専任教授をもって組織する。
教 務 委 員 会	教育課程及び授業に関する企画、審議並びに進級、卒業の認定等学生の学習に関する事項の助言指導を行うための委員会である。
学 生 委 員 会	学生の経済、保健、課外活動等の諸問題に関し、集団的、個人的に指導、相談、調査検討するための委員会である。

事 務 部

係 名	学 生 と 関 係 の 深 い 主 な 事 務
事 務 部 長	事務部の事務を掌理する。
医 学 部 学 務 課 係 (088-633-7028) (088-633-7029) (088-633-9649)	<p>医学部学務課長 副課長</p> <p>第一教務係 医科学教育部、栄養生命科学教育部担当 088-633-7028 088-633-7029 088-633-9649</p> <p>学 生 係 (088-633-7030) (088-633-7982)</p> <p>第二教務係 (088-633-9009)</p> <p>会計課</p> <p>経理係 (088-633-9553)</p> <p>学部の事務を総括する。 教育改革に関すること。 学務関係規則の整備に関すること。 医学科・医科栄養学科担当 1. 入学者の選抜に関すること。 2. 学生の入学及び卒業に関すること。 3. 学籍に関すること。 4. 授業及び試験に関すること。 医科学教育部、栄養生命科学教育部担当 1. 大学院学生の募集及び入学試験に関すること。 2. 大学院学生の入学、休学、退学、転学及び修了に関すること。 3. 大学院学生の学籍に関すること。 4. 大学院の教育課程に関すること。 5. 大学院学生の授業、試験及び成績に関すること。 6. 学位並びに学術研究に関すること。 7. 解剖体の事務に関すること。 8. 学部学生並びに大学院学生の諸証明に関すること。 1. 奨学生の推薦及び授業料の減免等に関すること。 2. 学生の休学、退学及び転学に関すること。 3. 学生の諸証明等に関すること。 4. 学生の宿所に関すること。 5. 学生の健康管理並びに体育運動施設に関すること。 6. 学生のアルバイト及び就職あっせんに関すること。 7. 学生の団体、集会、出版及び掲示に関すること。 8. 学生の課外活動に関すること。 9. その他の福利厚生及び補導に関すること。 保健学科担当 1. 学生の諸証明に関すること。 2. 入学者の選抜に関すること。 3. 学生の入学及び卒業に関すること。 4. 学籍に関すること。 5. 授業及び試験に関すること。 大学院保健科学教育部担当 1. 大学院保健科学教育部学生の募集及び入学試験に関すること。 2. 大学院保健科学教育部学生の入学、休学、退学、転学及び修了に関すること。 3. 大学院保健科学教育部学生の学籍に関すること。 4. 大学院保健科学教育部の教育課程に関すること。 5. 大学院保健科学教育部学生の授業、試験及び成績に関すること。 6. 学位並びに学術研究に関すること。 授業料等の納付に関すること。</p>

2. 証明書等について

(1) 学生証

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。

試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の閲覧・借出、学生割引乗車券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。

万一、汚損又は紛失した場合は直ちに所定の手続きを取り再交付を受けてください。

(2) 各種証明書の発行

以下の各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに、手続きをしてください。英文証明書等については必要とする7日前までに手続きをしてください。

- (a) 卒業証明書
- (b) 修了証明書
- (c) 通学証明書
- (d) その他必要とする証明書

証明書自動発行機で発行するもの

以下の各種証明書の発行については、医学部玄関ホールに設置された証明書自動発行機で入手してください。
利用に際し、学生証が必要です。

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証※
- (b) 在学証明書
- (c) 成績証明書
- (d) 卒業見込証明書
- (e) 健康診断書

※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。医学部玄関ホールにある証明書自動発行機により入手できます。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

- (a) 年間10枚を限度として使用できます。
- (b) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。
 - ・JRの片道営業キロが101キロ以上の旅行
 - ・休暇等による帰省
 - ・正課の教育活動（実習を含む）
 - ・課外活動
 - ・就職又は進学のための受験等
 - ・見学又は行事等への参加
 - ・その他大学が修学上適当と認めた教育活動

3. 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、必ず各自のクラス担任又は学生委員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

願出方法

学生→クラス担任又は学生委員に相談→願出用紙に保証人及び本人の署名

→学生委員（長）及び教務委員（長）の承諾印→学生係へ提出（希望日の1ヶ月以上前）

願出用紙入手方法

1) 学生係窓口で受け取る

2) 徳島大学医学部ホームページよりダウンロード（印刷）する

(1) 休 学

- ① 疾病その他一身上の都合により2か月以上就学できないときは、医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書（一身上の都合）を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。
- ② 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には、更に引き続き、1年内の休学を許可することがあります。
- ③ 休学期間は、通算して4年（医学科生は6年）を超えることはできません。
- ④ 休学期間は、在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料

休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- ア 休学願の受理された日が3月、4月、9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。
- イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は、受理日の属する期の授業料は徴収されます。
- ウ 納付済の授業料は返還されません。

(2) 復 学

休学期間にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

(3) 退 学

退学しようとする時は、学長の許可を得なければなりません。授業料未納者は、許可されません。

注) 退学者の授業料

退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学出来ません。未納のままであると、学則第28条により「除籍」となります。

(4) 転 学 部

希望者は転学部願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することができます。

転学部→事前に希望する学部の担当係へ相談すること。

(5) 改姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

(6) 除籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- ① 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
- ② 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
- ③ 学則に定める在学期間を超えた者
- ④ 学則に定める休学期間を超えた者
- ⑤ 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(7) 宿所届

住所及び連絡先等の変更があれば直ちに学生係へ提出してください。

(8) 保証人住所変更届

保証人が住所変更した時は、『保証人住所変更届』により届け出してください。

4. 授業料納付、免除制度及び奨学金制度

(1) 授業料納付

授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。

前期分→4月1日から4月30日まで（新入生にあっては、入学許可日から4月30日まで）

後期分→10月1日から10月31日まで

納付方法→授業料代行納付（銀行口座からの引落としによる納付）

(2) 授業料免除制度

奨学援助の方法として、授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、また、各期ごとの納期前6ヶ月（新入生は1年）以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められた場合には、前期・後期ごとに選考のうえ、授業料の全額または半額が免除されます。

なお、この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続きが必要です。

手続き方法については、掲示板及び、学生用教務事務システムへの掲載を行いますので注意してください。

(3) 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意してください。

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃あるので、学生用掲示板を見てください。

5. 各賞について

(1) 中田賞, 児玉賞について

中田賞は、中田奨学基金取扱規則に基づき医学科学生に、また、児玉賞は、児玉奨学基金取扱規則に基づき、医科栄養学科学生に授与せられるもので、いずれも、学業成績、人物ともに優秀な者に対し、卒業時に授与される。

(2) 看護学専攻賞, 放射線技術科学専攻賞, 検査技術科学専攻賞について

看護学専攻賞は看護学専攻学生に、放射線技術科学専攻賞は放射線技術科学専攻学生に、検査技術科学専攻賞は検査技術科学専攻学生に、授与せられるもので、いずれも、学業成績、人物ともに優秀な者に対し、卒業時に授与される。

(3) 医学部優秀学生賞について

医学部優秀学生賞は、医学部優秀学生賞要項に基づき、医学科生・医科栄養学科生・保健学科生及び大学院生(医学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部)の正課以外の各種活動等において顕著な功績があった学生又は学生団体に対し、毎年3月に授与される。

6. 図書館（蔵本分館）及び蔵本会館

(1) 図書館（蔵本分館）について

徳島大学附属図書館は、常三島地区の本館と蔵本地区の蔵本分館とがあり、蔵本分館には、主に生命科学系の資料を所蔵している。図書館入口のゲートは学生証で開くようになっており、どちらの図書館も利用できる。また、広く一般にも公開されている。

① 開館時間と休館日

(a) 開館時間

	月～金	土	日・祝日
授業期	8:30～21:00	10:00～17:00	10:00～17:00
休業期	8:30～17:00	10:00～17:00	休館

(b) 休館日

- 休業期間中の日曜・祝日
- 5月の連休
- 大学の夏季一斉休業日
- 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 毎月第2金曜日の午前中（蔵書整理日。ただし、4・7・1・2・3月を除く）
- その他臨時休館がある。詳細は図書館ホームページまたは館内掲示を参照。

(c) 開館時間外特別利用

蔵本地区の教職員、院生及び学生のうち、開館時間外特別利用の申請をして許可を受けた者は、図書館閉館後や休館日の定められた時間内で、図書館資料の閲覧及び複写利用ができる。

② 貸出・返却

(a) 貸出・延長

自動貸出装置から貸出手続ができる（学生証を使用する）。

冊数	期間	貸出期間の延長
5冊	14日以内	貸出期間内で他に予約者がいない場合は、1回限り貸出期間延長可能。

*雑誌は原則として貸出しない。ただし最新号を除き一夜貸出は可。（17時から翌開館日10時まで。閉館時刻が17時以前の場合は閉館1時間前から貸出可能。）

(b) 返却

本館・分館どちらの図書館でも返却できる。図書館閉館時は、玄関横のブックポストへ返却することができる。

返却が遅れた場合は、遅れた日数分、自動的に貸出停止になる。

(c) 予約

読みたい図書が貸出中の場合、予約することができる。ただし、延滞中または貸出停止中の場合は申し込みできない。

(d) 本館の資料の取り寄せ

本館の図書を取り寄せることができ、分館の資料とは別に5冊14日以内借りることができる。ただし、延滞中または貸出停止中の場合は申し込みできない。雑誌扱いの資料は、コピーのみの取り寄せ（有料）となる。

*(c), (d) いずれも図書館ホームページの学内蔵書検索（O P A C）から申し込みできる。

③ 蔵書

(a) 蔵書数

区分	和書	洋書	計	備考
図書	83,982 冊	97,265 冊	181,247 冊	平成 31 年 4 月 1 日 現在
学術雑誌	3,256 種	3,301 種	6,557 種	"

(b) 電子図書館

ア 電子ジャーナル

学術雑誌の多くは、電子ジャーナルとして、インターネットで提供されており、徳島大学においても多数の電子ジャーナルを契約している。これらは、いつでも学内ネットワークを通じて利用できる。

イ データベース

各種文献目録は、膨大なデータベースとして提供されており、徳島大学においても、Scopus、SciFinder、医中誌 Web、メディカルオンラインなど多数契約している。電子ジャーナルの場合と同様に、学内ネットワークから自由に利用できる。

④ 利用支援サービス

(a) レファレンス、講習会

資料の利用のしかたや、あることについて調べる方法等の、レファレンスを常時受け付けている。また、図書館利用のためのオリエンテーションや館内案内ツアー、文献検索方法や各種データベース等の利用説明会を開催している。希望があれば随時開催するので、図書館カウンターへ申し込むこと。

(b) マイライブラリ

図書館ホームページ上の個人ページのことで、ここから以下の申し込みができる。

- ・借りている図書の貸出期間延長
- ・他の人が借りている図書の予約
- ・図書館に置いてほしい図書の購入希望（無料）
- ・他大学からの論文コピーや図書の取り寄せの申し込み（有料）

⑤ 資料の複写

著作権法で認められた範囲内で、資料を複写することができる。コピー機はコイン式のコピー機とプリペイドカード式のコピー機を設置している（1枚10円、モノクロのみ）。カードは生協で購入すること。

⑥ 館内施設

(a) パソコン

館内に40台設置している。情報センターが発行するCアカウントでログインし、レポート作成や文献検索に利用することができる。印刷はUSBメモリにpdfファイルで保存し、館内設置のコピー機で行う。

(b) グループ学習室、ミーティングルーム

グループ学習のための部屋を6室設置している。

館内の予約用パソコンから予約すること。

⑦ 図書館からのお知らせ

図書館ホームページや館内掲示板・ブログ・SNSなどに図書館からのお知らせを掲載する。

●図書館ホームページ <https://www.lib.tokushima-u.ac.jp/kura.shtml>

●蔵本分館ブログ（徳島大学附属図書館蔵本分館日誌） <https://tokudaibunkan.blogspot.com/>

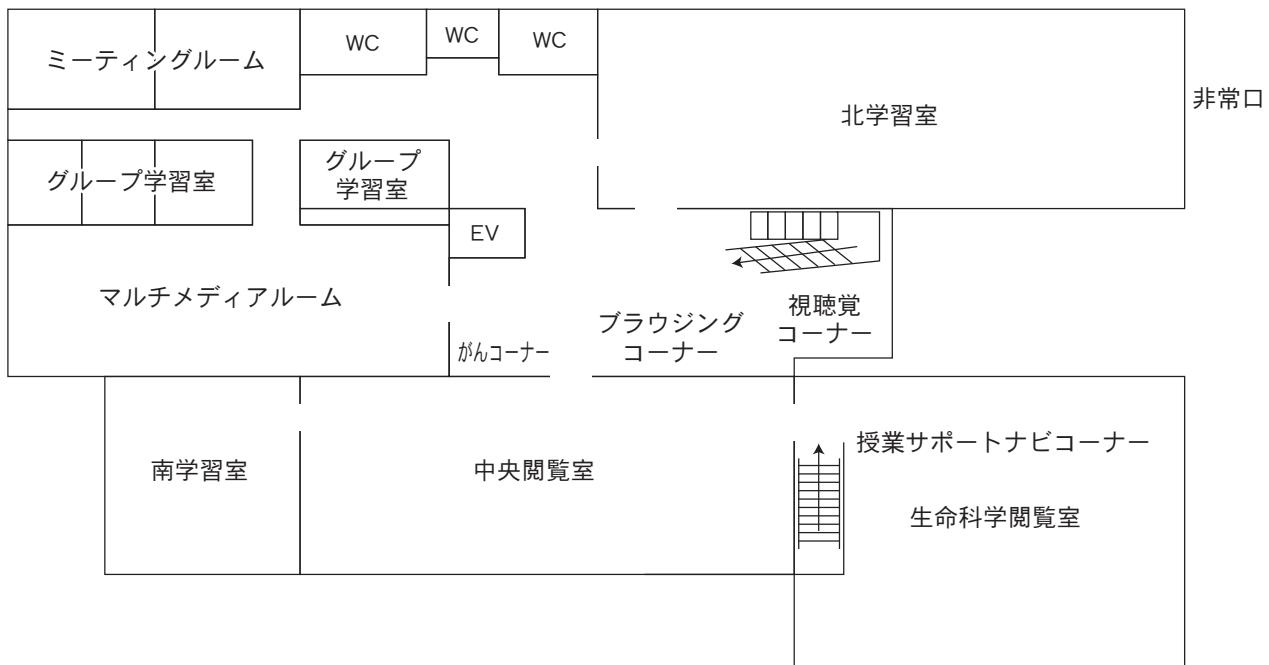
●Twitter https://twitter.com/TokushimaU_lib

●Facebook <https://www.facebook.com/tokushima.univ.library>

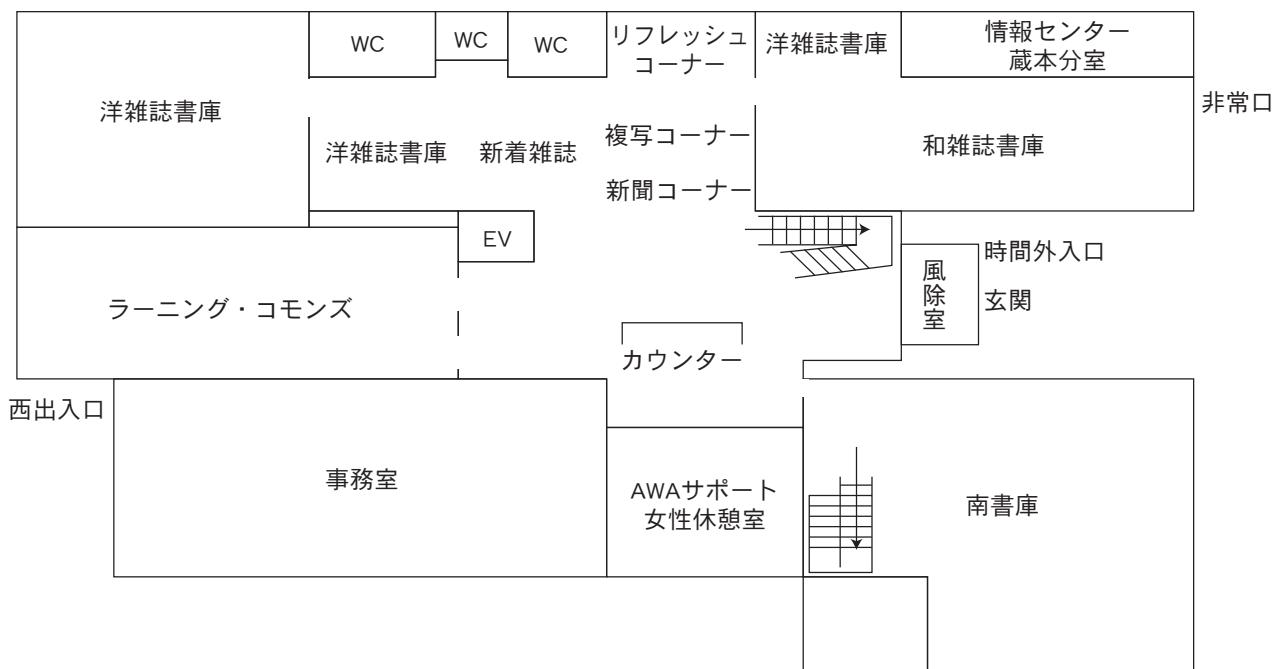
●Instagram https://www.instagram.com/TokushimaU_lib

蔵本分館平面図

2 F



1 F



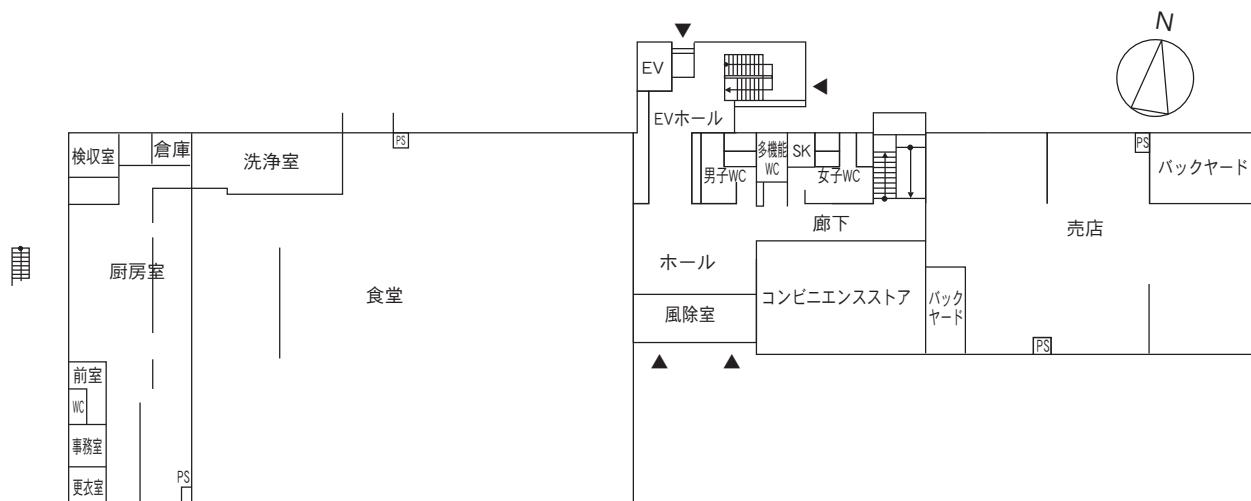
(2) 蔵本会館について

蔵本地区に、学生と教職員との人間関係を緊密にするとともに、学生と教職員の福祉を推進するため「蔵本会館」が設置されています。

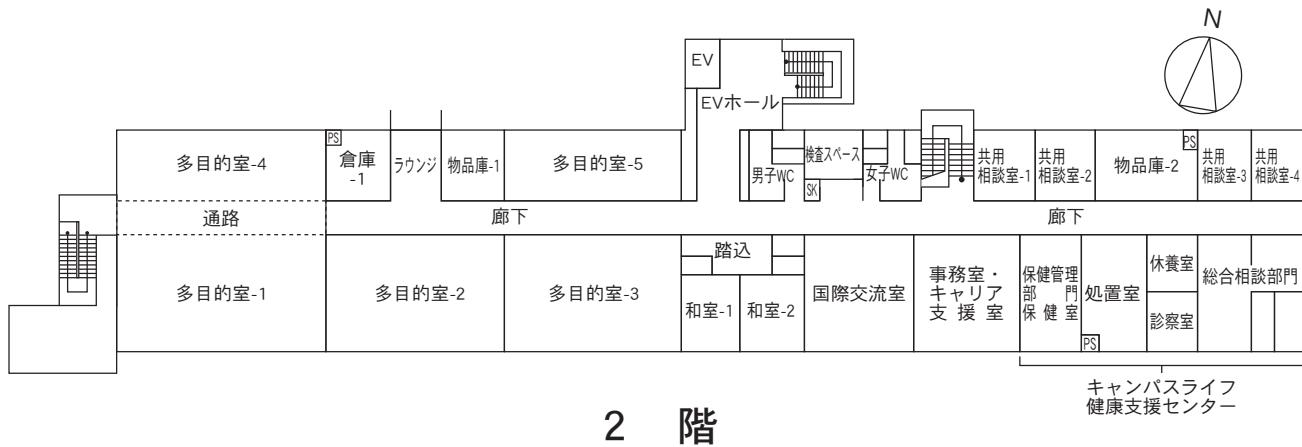
この会館は2階建で、1階には、食堂、コンビニエンスストア及び文具をはじめ幅広い日用品・書籍を販売する売店があり、2階には、共用相談室・多目的室・和室の社交施設とキャンパスライフ健康支援センター、国際交流室、キャリア支援室等の施設があります。

キャンパスライフ健康支援センターには、保健管理部門と総合相談部門があり、月～金の8時30分～17時15分まで看護師による健康相談、応急処置、健康チェック及び臨床心理士によるカウンセリングなどを受けることができます。

蔵 本 会 館 平 面 図



1 階



2 階

蔵本会館の施設の内容

種類		目的	1階 2階の別
共用相談室 1 ~ 4		学生、教職員が相談し、会合する室	2
課外活動施設	多目的室 1 ~ 4	集会・会議・講演会・映画会等を行う室	2
	和室	主として和室を必要とするサークルの活動の場として使用する室	2
	物品庫 1 · 2	課外活動用品を保管する室	2
	事務室	職員が執務し、各室の使用手続、用具の貸出しを行う	2
	倉庫・物置ホール等		1 · 2
福利施設	食堂	学生、教職員に対する食事の提供	1
	コンビニエンスストア	学生、教職員に対する日用品の提供	1
	売店	学生、教職員に対する生活必需品・書籍の販売	1
保健施設	保健管理部門 保健室 処置室 休養室 診察室	看護師が健康相談、応急処置、健康チェックを行う室	2
	総合相談部門	学生、職員の悩みや相談に対応する室	2
国際交流室		留学生をサポートする室	2
キャリア支援室		学生の就職支援をする室	2

(3) 運動施設、その他

運動場（野球、ラグビー場兼用） 1面

テニスコート 5面

その他、体育場、柔道場、剣道場、弓道場等がある。

7. そ の 他

(1) 学生教育研究災害傷害保険について

教育研究活動中における不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入することとしている。

不幸にして災害傷害が起きた場合は、学務部を通じ保険会社へ請求することとなるが、手続き等については事故発生後、早急に学務課学生係に問合せること。

(2) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては、学務部（学生後援会）へ相談してください。

- ① 貸付限度額は 10 口（1 口 10,000 円）までとします。
- ② 貸付期間は、貸付日より 90 日以内とします。
- ③ 貸付金は無利子、無担保とします。

(3) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えのないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の 3 日前までとします。

(4) 健 康 管 理

定期健康診断は、キャンパスライフ健康支援センターの実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年 4 月下旬から 5 月下旬にかけて学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから、必ず受診してください。

(5) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来たしている者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので、厳守してください。

下記の項目を守ってください。

- ① オートバイは、専用入口から入構し、駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は注意してください。
 - ② 自転車は、必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。
建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には、乗り入れを禁止します。
 - ③ 自動車通学は、原則として禁止します。
正当な理由により登録して許可された車は、駐車場へ駐車してください。
- 万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学生係に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学生係へ届け出してください。

(6) 学生ロッカーについて

学生各人の希望者（1年生は除く）に、ロッカーを貸与し使用できるようにしています。

ロッカーの使用に当たっては、特に火災・盗難、カギの紛失に注意をしてください。

(7) 留意事項

- ① 学生の電話口への呼び出しは一切行わないで、家族、知人等にも周知しておいてください。
- ② 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
- ③ 蔵本地区敷地内の喫煙は禁止します。
- ④ 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
- ⑤ 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学生係まで届け出してください。
- ⑥ 火気には十分に注意してください。

第三章

關係諸規則等

1. 徳島大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

第2節 組織

(学部、学科及び講座等)

第2条 本学に次の学部及び学科を置き、それぞれの学科に講座を置く。

総合科学部	社会総合科学科
医学部	医学科
	医科栄養学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔保健学科
薬学部	薬学科
	創製薬科学科
理工学部	理工学科
生物資源産業学部	生物資源産業学科

2 講座については、別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻
放射線技術科学専攻
検査技術科学専攻

(大学院)

第3条 本学に大学院を置き、次の研究科及び教育部を置く。

創成科学研究科
総合科学教育部
医科学教育部
口腔科学教育部
薬科学教育部
栄養生命科学教育部
保健科学教育部
先端技術科学教育部

2 大学院に、次の研究部を置く。

社会産業理工学研究部
医歯薬学研究部

3 大学院については、別に定める。

(教養教育院)

第3条の2 本学に、本学、各学部等の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

(先端酵素学研究所)

第3条の3 本学に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

(ポストLEDフォトニクス研究所)

第3条の4 本学に、次世代光を基盤とした光科学研究を行うことを目的として、ポストLEDフォトニクス研究所を置く。

2 ポストLEDフォトニクス研究所については、別に定める。

(共同教育研究施設等)

第4条 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

人と地域共創センター

情報センター

放射線総合センター

国際センター

高等教育研究センター

環境防災研究センター

研究支援・産官学連携センター

AWAサポートセンター

教職教育センター

先端研究推進センター

産業院

埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

(四国産学官連携イノベーション共同推進機構)

第4条の2 本学に、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、

四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

(病院)

第5条の2 本学に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

(附属教育研究施設)

第6条 本学に前条に規定するもののほか、次表のとおり教育部等附属教育研究施設を置く。

教育部等	附属教育研究施設
大学院薬科学教育部	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

(技術支援部)

第7条の2 本学に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

第7条の3 削除

(キャンパスライフ健康支援センター)

第7条の4 本学にキャンパスライフ健康支援センターを置く。

2 キャンパスライフ健康支援センターについては、別に定める。

(障がい者就労支援センター)

第7条の5 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

(その他の組織)

第7条の6 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

学長

副学長

病院長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

教務職員

技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

第9条 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

第12条の2 本学に、次の機構を置く。

教育機構

研究機構

社会貢献機構

経営機構

2 機構については、別に定める。

(特別な組織)

第12条の3 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部 4年

医学部 医学科 6年

　　医科栄養学科 4年

　　保健学科 4年

歯学部 歯学科 6年

　　口腔保健学科 4年

薬学部 薬学科 6年

　　創製薬科学科 4年

理工学部 4年

生物資源産業学部 4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、大学入学資格を有した後に、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後に本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の学生にあっては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることがで

きない。歯学部歯学科の学生にあっては、第2年次までは4年、第3年次から第6年次までは8年を超えることができない。薬学部薬学科の学生にあっては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	第 2 年 次 編 入 学 定 員	第 3 年 次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医 学 部	医 学 科	100			600
	医 科 栄 養 学 科	50			200
	保 健 学 科				
	看 護 学 専 攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小 計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯 学 部	歯 学 科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬 学 部	薬 学 科	40			240
	創 製 薬 科 学 科	40			160
	計	80			400
理 工 学 部	理 工 学 科				
	昼 間 コ ー ス	550		35	2,270
	夜 間 主 コ ー ス	45			180
	計	595		35	2,450
生物資源産業学部	生物資源産業学科	100	2		406
合 計		1,274	5	51	5,579

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月2日
- (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

- 2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めことがある。
- 3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることができる。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条の2 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第21条の4 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

2 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのある者

3 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

4 生物資源産業学部の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に1年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

5 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、第22条の2第1項の規定を準用する。

6 第20条の2から前条までの規定は、編入学の場合に準用する。

（再入学）

第21条の5 学長は、本学の退学者で、再び同一学部に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することがある。

（補欠入学）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に転学を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者

（再入学等における在学期間等）

第22条の2 前2条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、それぞれ当該学部において定める。ただし、教養教育の授業科目に該当する科目の既修得単位の認定については、徳島大学教養教育履修規則（以下「教養教育履修規則」という。）で定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、前2条の入学を許可する場合に準用する。

(転学部)

第22条の3 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願い出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則及び教養教育履修規則で定める。

(転学科)

第22条の4 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願い出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則及び教養教育履修規則で定める。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第7号に該当する者が、大学院医学教育部の博士課程に入学するときは、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通じて4年（医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部薬学科学生は6年）を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第27条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者
- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者
- (3) 第14条に定める在学期間を超えた者

- (4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第4節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第29条 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、本学及び各学部の教育上の目的を達成するため、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

(授業科目の開設)

第29条の2 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

(考查及び単位)

第30条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部規則及び教養教育履修規則（以下「各学部規則等」という。）で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により1の授業科目を構成する授業を行う場合については、前2号の基準を基礎として、各学部規則等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考查して行う。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第31条 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、教養教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第33条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長又は教育部

長の承認に基づき、学生は、学長の許可を得て進学を志望する本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項に規定するもののほか、大学院授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年に限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条の6 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、各学部規則で定める卒業の要件を満たした者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第35条の2 本学の学生（医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する者を除く。）で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、前条第1項に定める卒業の要件を優秀な成績をもって満たしたと認める場合には、第13条の規定にかかわらず、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいてても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類	免 許 教 科
総 合 科 学 部	社会総合科学科	中学校教諭 一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、英語
医 学 部	保 健 学 科	養護教諭 一種免許状	
理 工 学 部	理 工 学 科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、情報、工業

第6節 検定料、入学期料及び授業料

(検定料、入学期料及び授業料)

第38条 検定料、入学期料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第39条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては4月、後期にあっては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第40条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。
 - (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
 - (2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第40条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第41条 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第41条の2 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第42条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

- 2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第43条 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第44条 第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(停学者の授業料)

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等 (特別聴講学生)

第45条の2 学長は、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会(教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(学部学生に関する規定の準用)

第48条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生等)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生として入学を許可された者のうち入学前に日本語等予備教育の受講を課された者は、日本語等予備教育生とする。

3 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受け入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。

4 外国人留学生及び日本語等予備教育生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設

(寄宿舎及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年3月17日規則第62号改正）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、工学部の第3年次編入学定員に係る改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の薬学部の各学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成18年3月31日に薬学部に在学する学生については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の第15条の表に掲げる薬学部、工学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
薬 学 部	薬 学 科 創製薬科学科 計	40 40 80	80 80 160	120 120 240	160 160 320	200 160 360
工 学 部	(もの作り創造システム工学系) 建設工学科 昼間コース 夜間主コース 機械工学科 昼間コース 夜間主コース	330 70 460 70	330 60 460 60	330 50 460 50	330 40 460 40	330 40 460 40
	(物質生命工学系) 化学応用工学科 昼間コース 夜間主コース 生物工学科 昼間コース 夜間主コース	330 35 250 35	330 30 250 30	328 25 247 25	326 20 244 20	326 20 244 20
	(コンピュータ工学系) 電気電子工学科 昼間コース 夜間主コース 知能情報工学科 昼間コース 夜間主コース 光応用工学科 昼間コース	420 70 310 70 200	420 60 310 60 200	420 50 315 50 200	420 40 320 40 200	420 40 320 40 200
	昼間コース計 夜間主コース計	2,300 350	2,300 300	2,300 250	2,300 200	2,300 200
	計	2,650	2,600	2,550	2,500	2,500
合	計	5,423	5,448	5,473	5,498	5,538

附 則（平成19年2月16日規則第40号改正）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第15条の表に掲げる歯学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度から平成23年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯 学 部	歯 学 科	320	305	290	280	270
	口腔保健学科	15	30	45	60	60
	計	335	335	335	340	330
合 計		5,453	5,483	5,513	5,558	5,588

附 則（平成19年3月16日規則第61号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日規則第3号改正）

この規則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第48号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規則第61号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度前期の歯学部歯学科に係る第3年次編入学については、改正後の第15条及び第21条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる歯学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成23年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯 学 部	歯 学 科	310	295	285	275
	口腔保健学科	30	45	60	60
	計	340	340	345	335
合 計		5,488	5,518	5,563	5,593

4 平成19年度以前に総合科学部に入学した者に係る第37条の2の表総合科学部の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月26日規則第26号改正）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第64号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の総合科学部の各学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に総合科学部に在学する学生については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる総合科学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総 合 科 学 部	人間文化学科	100	200	300
	社会創生学科	100	200	300
	総合理数学科	65	130	195
	計	265	530	795
合 計		4,733	5,053	5,358

4 この規則による改正後の第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	105 279	580 1,308	105 279	590 1,318	105 279	600 1,328
合	計	1,284	4,733	1,284	5,053	1,284	5,358

学 部	学 科	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	105 279	610 1,338	105 279	620 1,348	105 279	630 1,358
合	計	1,284	5,623	1,284	5,633	1,284	5,643

学 部	学 科	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	105 279	630 1,358	105 279	630 1,358	105 279	630 1,358
合	計	1,284	5,643	1,284	5,643	1,284	5,643

学 部	学 科	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	625 1,353	100 274	620 1,348	100 274	615 1,343
合	計	1,279	5,638	1,279	5,633	1,279	5,628

学 部	学 科	平成 33 年度		平成 34 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	610 1,338	100 274	605 1,333
合	計	1,279	5,623	1,279	5,618

5 平成20年度以前に総合科学部に入学した者に係る第37条の2の表総合科学部の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月24日規則第20号改正）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第28号改正）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	112 286	597 1,325	112 286	614 1,342	112 286	631 1,359
合	計	1,291	5,060	1,291	5,372	1,291	5,644

学 部	学 科	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	112 286	648 1,376	112 286	665 1,393	112 286	672 1,400
合	計	1,291	5,661	1,291	5,678	1,291	5,685

学 部	学 科	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	112 286	672 1,400	112 286	672 1,400	107 281	667 1,395
合	計	1,291	5,685	1,291	5,685	1,286	5,680

学 部	学 科	平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	107 281	662 1,390	100 274	650 1,378	100 274	638 1,366
合	計	1,286	5,675	1,279	5,663	1,279	5,651

学 部	学 科	平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	626 1,354	100 274	614 1,342	100 274	607 1,335
合	計	1,279	5,639	1,279	5,627	1,279	5,620

附 則 (平成22年4月21日規則第11号改正)

この規則は、平成22年4月21日から施行する。

附 則 (平成22年7月16日規則第31号改正)

この規則は、平成22年7月16日から施行し、改正後の第4条第1項中「高度情報化基盤センター」を「情報化推進センター」に改める部分は、平成22年7月1日から適用する。ただし、第4条第1項の改正規定中「AWAサポートセンター」を加える部分は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月28日規則第39号改正)

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月1日規則第64号改正)

改正 平成28年1月19日規則第30号

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	114 288	616 1,344	114 288	635 1,363	114 288	654 1,382
合	計	1,293	5,372	1,293	5,644	1,293	5,661

学 部	学 科	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	114 288	673 1,401	114 288	682 1,410	114 288	684 1,412
合	計	1,293	5,678	1,293	5,685	1,288	2,892

学 部	学 科	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	114 288	684 1,412	109 283	679 1,407	109 283	674 1,402
合	計	1,288	3,859	1,283	4,756	1,283	5,653

学 部	学 科	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	660 1,388	100 274	646 1,374	100 274	632 1,360
合	計	1,274	5,639	1,274	5,625	1,274	5,611

学 部	学 科	平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	618 1,346	100 274	609 1,337
合	計	1,274	5,597	1,274	5,588

3 第15条の表に掲げる歯学部歯学科、歯学部の計及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歯 学 部	歯 学 科 計	273 333	261 321	259 319	257 317
合	計	5,372	5,644	5,661	5,678

附 則（平成23年3月28日規則第76号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第41号改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日規則第55号改正)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在学する専攻生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月5日規則第16号改正)

この規則は、平成25年7月5日から施行する。

附 則 (平成25年10月15日規則第34号改正)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日規則第61号改正)

この規則は、平成26年2月18日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日規則第79号改正)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医学部栄養学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該学科に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 第15条の表に掲げる医学部医科栄養学科、医学部の計及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医 学 部	医科栄養学科 計	50 1,251	100 1,310	150 1,362
合	計	5,528	5,585	5,637

附 則 (平成27年3月17日規則第38号改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日規則第30号改正)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、生物資源産業学部の第2年次編入学定員に係る改正規定は平成29年4月1日から、理工学部の第3年次編入学定員に係る改正規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第2条に定める総合科学部の各学科及び工学部は、改正後の同条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に総合科学部の各学科及び工学部に在学する学生並びに平成28年度及び平成29年度に工学部各学科に編入学する者（以下この項において「在学生」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる総合科学部、理工学部、生物資源産業学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総 合 科 学 部	社会総合科学科	170	340	510
理 工 学 部	理 工 学 科 昼 間 コ ー ス	550	1,100	1,685
	夜 間 主 コ ー ス	45	90	135
生物資源産業学部	生物資源産業学科	100	202	304
合 計		2,892	3,859	4,756

- 4 平成28年3月31日に本学に在学する学生、平成28年度に歯学部歯学科の2年次に編入学する者並びに平成28年度及び平成29年度に医学部保健学科及び工学部各学科の3年次に編入学する者については、この規則による

改正前の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、本学の教育課程を修了するために必要であった共通教育の履修に関し必要な事項は、教養教育履修規則及び各学部の定めるところによる。

附 則 (平成28年3月15日規則第62号改正)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に大学院医科学教育部博士課程に入学した者（徳島大学大学院学則第18条第3項第7号の規定により本学医学部医学科から入学した学生に限る。）については、改正後の第21条の5、第23条第3項及び第24条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年7月21日規則第7号改正)

この規則は、平成28年7月21日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規則第42号改正)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に定める研究部、第7条の2第1項に定める技術支援部及び第12条の2第1項に定める機構に関し必要な事項は、第3条第3項、第7条の2第2項及び第12条の2第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、徳島大学の組織再編に伴う特例規則（平成28年度規則第46号）に定めるところによる。

附 則 (平成29年6月6日規則第18号改正)

この規則は、平成29年6月6日から施行する。

附 則 (平成30年1月16日規則第43号改正)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	114 288	684 1,412	114 288	684 1,412	100 274	670 1,398
	合 計	1,288	4,761	1,288	5,663	1,274	5,649

学 部	学 科	平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	656 1,384	100 274	642 1,370	100 274	628 1,356
	合 計	1,274	5,635	1,274	5,621	1,274	5,607

学 部	学 科	平成 36 年度	
		入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	614 1,342
	合 計	1,274	5,593

附 則 (平成30年3月20日規則第68号改正)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に総合科学部社会総合科学科に入学した者については、改正後の第37条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月7日規則第31号改正)

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規則第60号改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日規則第37号改正)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	114 288	684 1,412	114 288	684 1,412	100 274	670 1,398
合	計	1,288	5,663	1,288	5,663	1,274	5,649

学 部	学 科	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	656 1,384	100 274	642 1,370	100 274	628 1,356
合	計	1,274	5,635	1,274	5,621	1,274	5,607

学 部	学 科	令和8年度	
		入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100 274	614 1,342
合	計	1,274	5,593

2. 徳島大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試験により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び教育部名	専攻分野の名称	
学 士	総合科学部	総合科学	
	医学部 医学科	医学	
	医学部 医科栄養学科	栄養学	
	医学部 保健学科	看護学	
		保健学	
	歯学部 歯学科	歯学	
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学	
	薬学部 薬学科	薬学	
	薬学部 創製薬科学科	薬科学	
	理工学部	理工学	
修 士	生物資源産業学部	生物資源産業学	
	総合科学教育部（博士前期課程）	学術	
		臨床心理学	
	医科学教育部（修士課程）	医学	
	口腔科学教育部（博士前期課程）	口腔保健学	
	薬科学教育部（博士前期課程）	薬科学	
	栄養生命科学教育部（博士前期課程）	栄養学	
	保健科学教育部（博士前期課程）	保健学	
博 士		看護学	
		先端技術科学教育部（博士前期課程）	工学
総合科学教育部（博士課程）	学術		
医科学教育部（博士課程）	医学		
口腔科学教育部（博士課程）	口腔保健学		
	歯学		
	学術		

学位名	学部名及び教育部名	専攻分野の名称
博 士	薬科学教育部（博士課程）	薬 科 学
	栄養生命科学教育部（博士課程）	栄 養 学
	保健科学教育部（博士課程）	保 健 学
	先端技術科学教育部（博士課程）	工 学

(学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

- 2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。
- 4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行う。

- 2 教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。
- 3 教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。
- 4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により教育部教授会に報告するものとする。

(最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

- 2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

- 2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めて応じて、閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育部長が別に定めることができる。

附　　則

1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 徳島大学学位規則施行細則（昭和33年徳島大学訓令第7号）は、廃止する。

3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

附 則 (昭和58年4月1日規則第745号改正)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月27日規則第780号改正)

この規則は、昭和59年4月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年4月1日規則第862号改正)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月15日規則第1003号改正)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年3月31日に大学院工学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第5条第4項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成3年9月20日規則第1033号改正)

この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成4年2月21日規則第1048号改正)

この規則は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年9月18日規則第1080号改正)

この規則は、平成5年3月19日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日規則第1134号改正)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月16日規則第1207号改正)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第1212号改正)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月5日規則第1589号改正)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年9月21日規則第1658号改正)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日規則第1761号改正)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月20日規則第1782号改正)

この規則は、平成15年6月20日から施行する。

附 則 (平成15年10月17日規則第1815号改正)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月20日規則第1828号改正)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科に係る旧規則第5条の規定は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、その効力を有するものとする。

附 則 (平成18年3月17日規則第64号改正)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成18年3月31日に医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科、薬学研究科及び工学研究科に在学する者については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年2月16日規則第42号改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月15日規則第50号改正)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に保健科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年2月24日規則第66号改正)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月16日規則第30号改正)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月1日規則第65号改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日規則第43号改正)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年5月21日規則第7号改正)

- 1 この規則は、平成25年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月18日規則第87号改正)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に医学部栄養学科に在学する者については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月17日規則第40号改正)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に口腔科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年2月16日規則第41号改正)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月25日規則第40号改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第13号改正)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（学部卒業者の場合）

○第	注号
卒業証書・学位記	
本籍（都道府県名） 大學印 氏 名 (和暦) 年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学〇〇学部長 氏 名	印
徳島大学長 氏 名	印

備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」、薬学部創薬科学科は「創」とする。
 2 公印は、印影印刷とする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第3（博士課程修了者の場合）

甲〇第	注号
学位記	
本籍（都道府県名） 氏 名 (和暦) 年 月 日生	
本学大学院〇〇教育部〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学 [大学印]	

備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。
 2 公印は、印影印刷とする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第2（修士課程又は博士前期課程修了者の場合）

○修第	注号
学位記	
本籍（都道府県名） 氏 名 (和暦) 年 月 日生	
本学大学院〇〇教育部〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学 [大学印]	

備考1 「〇〇課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。
 2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と、薬科学は「創」と、工学は「先」と記入する。
 3 公印は、印影印刷とする。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別表第4（論文提出による場合）

乙〇第	注号
学位記	
本籍（都道府県名） 氏 名 (和暦) 年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
(和暦) 年 月 日	
徳島大学 [大学印]	

備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。
 2 公印は、印影印刷とする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3. 徳島大学の講座等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則第2条第2項及び徳島大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における講座等について必要な事項を定めるものとする。

(講 座 等)

第2条 本学の学部、学科に次の表に掲げる講座を置く。

学 部 名	学 科 等 名	講 座 名
総 合 科 学 部	社 会 総 合 科 学 科	国際教養講座 心身健康講座 公共政策講座 地域創生講座
医 学 部	医 学 科	発生発達医学講座 病態予防医学講座 微生物学講座 社会環境医学講座 情報統合医学講座 病態情報医学講座 感覚情報医学講座 器官病態修復医学講座 生体防御腫瘍医学講座 感覚運動系病態医学講座 生体制御医学講座
	医 科 栄 養 学 科	基礎予防栄養学講座 臨床実践栄養学講座
	保 健 学 科	基礎看護学講座 成人・高齢者看護学講座 母性・小児看護学講座 地域・精神看護学講座
	放射線技術科学専攻	医用放射線科学講座 診療放射線技術学講座
	検査技術科学専攻	機能系検査学講座 形態系検査学講座
歯 学 部	歯 学 科	基礎口腔科学講座 機能維持系臨床歯学講座 口腔疾患系臨床歯学講座 発達育成系臨床歯学講座
	口 腔 保 健 学 科	口腔保健基礎学講座 口腔保健支援学講座 口腔保健福祉学講座
薬 学 部	薬 学 科	臨床薬学講座 生命医療薬学講座 医薬品探索学講座 医薬資源学講座 総合薬学講座
	創 製 薬 科 学 科	創薬学講座 製薬学講座

学 部 名	学 科 等 名	講 座 名
理 工 学 部	社 会 基 盤 シス テム コース	構造・材料講座 防災科学講座 地域環境講座
		機 械 科 学 コース
		材料科学講座 エネルギーシステム講座 知能機械学講座 生産工学講座
	応 用 化 学 シス テム コース	物質合成化学講座 物質機能化学講座 化学プロセス工学講座
		電 气 電 子 シス テム コース
	電 气 電 子 シス テム コース	物性デバイス講座 電気エネルギー講座 電気電子システム講座 知能電子回路講座
		情 報 系
	応 用 理 数 コース	情報工学講座 知能工学講座
		光 系
生 物 資 源 産 業 学 部	数 理 科 学 系	光機能材料講座 光情報システム講座
		自然 科学 系
		数理情報講座 応用数理講座 数理解析講座
		物理科学講座 化学講座 地球科学講座 生物科学講座
生 物 資 源 産 業 学 部	生 物 資 源 産 業 学 科	応用生命講座 食料科学講座 生物生産システム講座

2 次の表に掲げる本学大学院の教育部の専攻に講座及び領域を置く。

教 育 部 名	専 攻 名	講 座 等 名
総 合 科 学 教 育 部	地 域 科 学 専 攻 (博士(前期・後期)課程)	地域科学講座
	臨 床 心 理 学 専 攻 (博士前期課程)	臨床心理学講座
医 科 学 教 育 部	医 科 学 専 攻 (修士課程)	発生発達医学講座 病態予防医学講座 微生物学講座 社会環境医学講座 情報統合医学講座 病態情報医学講座 感覺情報医学講座 器官病態修復医学講座 生体防御腫瘍医学講座 感覺運動系病態医学講座 生体制御医学講座

教育部名	専攻名	講座等名
医科学教育部	医学専攻 (博士課程)	発生発達医学講座 病態予防医学講座 微生物学講座 社会環境医学講座 情報統合医学講座 病態情報医学講座 感覺情報医学講座 器官病態修復医学講座 生体防御腫瘍医学講座 感覺運動系病態医学講座 生体制御医学講座
口腔科学教育部	口腔保健学専攻 (博士(前期・後期)課程)	口腔保健学講座
	口腔科学専攻 (博士課程)	口腔健康科学講座
薬科学教育部	創薬科学専攻 (博士前期課程)	薬科学講座 薬学講座
	創薬科学専攻 (博士後期課程)	薬科学講座
	薬学専攻 (博士課程)	薬学講座
栄養生命科学教育部 (博士(前期・後期)課程)	人間栄養科学専攻	人間栄養科学講座
保健科学教育部	保健学専攻 (博士前期課程)	看護学領域 医用情報科学領域 医用検査学領域
	保健学専攻 (博士後期課程)	生涯健康支援学領域 医用情報科学領域 医用検査学領域
先端技術科学教育部 (博士(前期・後期)課程)	知的力学システム工学専攻	(建設創造システム工学コース) 建設構造工学講座 環境整備工学講座 社会基盤工学講座 社会システム工学講座 (機械創造システム工学コース) 機械科学講座 機械システム講座 知能機械学講座 生産システム講座
	物質生命システム工学専攻	(化学機能創生コース) 物質合成化学講座 物質機能化学講座 化学プロセス工学講座 (生命テクノサイエンスコース) 生物機能工学講座 生物反応工学講座
	システム創生工学専攻	(電気電子創生工学コース) 物性デバイス講座 電気エネルギー講座 電気電子システム講座 知能電子回路講座 (知能情報システム工学コース) 基礎情報工学講座 知能工学講座 (光システム工学コース) 光機能材料講座 光情報システム講座

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1762号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日規則第1872号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第69号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第51号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第67号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第32号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第44号改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日規則第48号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月17日規則第25号改正）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第40号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4. 徳島大学医学部規則（2020年度に入学した者に適用）

第1章 総 則

(通 則)

第1条 徳島大学医学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（以下「学則」という。）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、医療・栄養・福祉に係る教育・研究・診療を通じて社会に貢献できる人材育成を目的とする。

2 医学科は、基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。

3 医科栄養学科は、「食律生命」の理念のもとに、医学を基盤とした医科栄養学研究を発展させるとともに、医科栄養学を通じて高度化する医療と健康の維持増進に資することができる人材の育成を目的とする。

4 保健学科は、人間性、科学性及び国際性を基盤に高度化・専門化する医療を支え、保健・医療・福祉において多様化するニーズに対応し、保健学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。

第2章 入学者選考

(入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって各学科別に選考を行うものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

(教養教育科目の履修等)

第4条 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則（以下「教養教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

第5条 専門教育として開設する授業科目は、医学科については必修科目、医科栄養学科及び保健学科については必修科目及び選択科目とする。

2 授業科目及びその単位数は、医学科については別表第2、医科栄養学科については別表第3、保健学科については別表第4のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

(自由科目の履修手続)

第6条 他の学部に属する専門教育科目を自由科目として履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件)

第7条 上級学年に進級するためには、別に定める進級要件を満たしていかなければならない。

(卒業研究)

第8条 医科栄養学科学生の卒業研究は、当該学科の講座のうちから一を選び、その主任教授の承認を受けて行うものとする。

2 保健学科学生の卒業研究は、当該専攻の講座のうちから一を選び、その講座責任者（教授）の承認を受けて行うものとする。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第8条の2 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第8条の3 前条の規定により許可を受けた学生（以下「派遣学生」という。）が修得した単位又は学則第34条の4の規定に基づき学生が休学期間に中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

第8条の4 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、速やかに（外国の大学又は短期大学に留学する学生については、帰国の日から1月以内）、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4章 試験、卒業、管理栄養士国家試験及び保健師国家試験の受験資格、養護教諭の免許状

(試験)

第9条 成績の考查は、試験による。

2 授業科目的試験は、原則として学期末又は学期の中間において行う。

3 授業科目的試験を受けるには、授業時間数の3分の2以上出席していかなければならない。

(成績評価等)

第10条 成績は、100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不（59点以下）の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目的到達目標を充分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目的到達目標を充分に達成している。
良	科目的到達目標を達成している。
可	科目的到達目標を最低限達成している。
不	科目的到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目的成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

4 医科栄養学科学生及び保健学科学生の卒業研究は、その研究業績の判定と口頭試験によって合格を決定する。ただし、口頭試験は、省略することがある。

(試験の告示)

第11条 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(追試験)

第12条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に試験を受験することができなかつた者は、その理由を記し、試験の日から10日以内に本学部長に文書をもって届け出なければならない。

2 前項に該当する学生は、担当教員に願い出て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第13条 試験を受けて合格しなかつた者は、再試験を受けることができる。

(卒業)

第14条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムにおいて本学部が定める基準を満たさなければならない。

医学科 教養教育科目	45単位以上
専門教育科目 必修科目	158単位
合計	203単位以上

医科栄養学科	教養教育科目	35単位以上
	専門教育科目 必修科目	86単位
	選択科目	5単位以上
	計	91単位以上
合 計		126単位以上

保健学科

看護学専攻

教養教育科目	35単位以上
専門教育科目 必修科目	88単位
選択科目	5単位以上
計	93単位以上
合 計	128単位以上

放射線技術科学専攻

教養教育科目	37単位以上
専門教育科目 必修科目	94単位
選択科目	4単位以上
計	98単位以上
合 計	135単位以上

検査技術科学専攻

教養教育科目	35単位以上
専門教育科目 必修科目	88単位
選択科目	5単位以上
計	93単位以上
合 計	128単位以上

2 前項の基準については、別に定める。

(管理栄養士国家試験及び保健師国家試験の受験資格)

第15条 管理栄養士国家試験及び保健師国家試験の受験資格を取得するためには、選択科目のうち別に定める科

目の単位を修得しなければならない。

(養護教諭の免許状)

第15条の2 養護教諭の免許状授与の所要資格を取得するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の単位を修得するために必要な授業科目及び履修方法については、本学部長が別に定める。

第5章 転学部、転学科及び編入学

(転 学 部)

第16条 学則第22条の3の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(転 学 科)

第17条 学則第22条の4の規定により転学科を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の転学科を許可する場合に準用する。

(編入学)

第17条の2 学則第21条の4第1項の規定により入学した者の在学期間は、4年とする。

- 2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

附 則 (平成23年3月31日規則第88号改正)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
2 平成22年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第14条、第15条、別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日規則第65号改正)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2 平成23年度以前に入学した者については、この規則による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月19日規則第75号改正)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
2 平成25年3月31日に本学部に在学する専攻生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月18日規則第94号改正)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2 平成26年3月31日に本学部栄養学科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 平成25年度以前に入学した者については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月25日規則第66号改正)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月9日規則第1号改正)

この規則は、平成27年4月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第55号改正)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2 平成27年度以前に入学した者並びに平成28年度及び平成29年度に本学部に編入学する者については、この規則による改正後の第3条、第4条、第5条、第14条、別表第1、別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、本学部を卒業するために必要であった共通教育科目の単位数を取得していない者は、当該共通教育科目に相当する教養教育科目を履修するものとする。

附 則 (平成29年3月24日規則第58号改正)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成28年度以前に入学した者並びに平成29年度及び平成30年度に本学部に編入する者については、この規則による改正後の別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
2 平成29年度以前に入学した者並びに平成30年度及び平成31年度に本学部に編入学する者については、この規則による改正後の第14条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 平成27年度以前に入学した者並びに平成28年度及び平成29年度に本学部に編入学した者については、この規則による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教養教育科目の履修要件

医学科

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	2 単位
	人 間 と 生 命	2 単位
	生 活 と 社 会	2 単位
	自 然 と 技 術	2 単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2 単位
基礎基盤教育科目群	自 然 科 学 入 門	2 単位
	基 础 数 学	2 単位
	基 础 物 理 学	2 単位
	基 础 物 理 学 実 験	2 単位
	基 础 化 学	2 単位
	基 础 生 物 学	2 単位
	基 础 生 物 学 実 験	2 単位
	※ウエルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1 単位
	情 報 科 学	2 単位
	ス タ デ イ ス キ ル	2 単位
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	
医療基盤教育科目群	医 療 基 盤 教 育 科 目	6 単位
外 国 語 教 育 科 目 群	英 語	6 単位
	英 語 以 外 の 外 国 語 科 目	2 単位
中 欄 中 の ※ 印 の 科 目		2 単位
合	計	45 単位

医科栄養学科

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	
	※人間と生命	
	※生活と社会	
	※自然と技術	
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基礎数学	2単位
	基礎化学	4単位
	基礎化学実験	2単位
	基礎生物学	2単位
	基礎生物学実験	2単位
	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	SIH道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		8単位 (各科目2単位を上限とする。)
	合計	35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

保健学科

看護学専攻

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	4単位
	※人間と生命	4単位
	※生活と社会	4単位
	※自然と技術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	SIH道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		4単位 (各科目2単位を上限とする。)
	合計	35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

放射線技術科学専攻

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴史と文化	2単位
	人間と生命	4単位
	生活と社会	2単位
	自然と技術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基礎数学	2単位
	基礎物理学	2単位
	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	SITH道場	1単位
	情報科学	2単位
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		2単位
合計		37単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

検査技術科学専攻

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	2単位
	※人間と生命	2単位
	※生活と社会	2単位
	※自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目群	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	SITH道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	※地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2単位
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		6単位 (各科目2単位を上限とする。)
合計		35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

医学科専門教育科目表

授業科目	授業細目	単位数
基礎医学(1)	解剖学I・解剖学I実習	4
	解剖学II・解剖学II実習	4
	生化学・生化学実習	4
	寄生虫学・免疫学/寄生虫学実習・免疫学実習	2
	生理学I・生理学I実習	2
	生理学II・生理学II実習	2
	細菌学・細菌学実習	2
	ウイルス学・ウイルス学実習	2
	小計	22
基礎医学(2)	病理学I・病理学I実習	2
	病理学II・病理学II実習	2
	薬理学・薬理学実習	2
	小計	6
社会医学	予防医学	2
	公衆衛生学	2
	法医学	2
	社会医学実習	1
	小計	7
医学研究実習		16
系統別病態診断	臨床医学入門コース	2
	循環器コース	4
	血液コース	2
	内分泌・代謝コース	2
	消化器コース	4
	呼吸器コース	3
	アレルギー・自己免疫コース	1
	腎・尿路・男性生殖器コース	2
	神経・精神・行動コース	4
	運動器コース	2
	周産期・小児・女性生殖器コース	4
	皮膚・感覚器コース	3
	小計	33
医学英語		1
臨床実習入門		8

授業科目	授業細目	単位数
診療参加型臨床実習	法医学・医事法制	1
	内分泌代謝・血液内科学	2
	消化器内科学	2
	呼吸器・膠原病内科学	2
	精神医学	2
	小児科学	2
	消化器・小児外科学	2
	胸部内分泌腫瘍外科学	2
	整形外科学	2
	脳神経外科学	2
	皮膚科学	2
	泌尿器科学	2
	眼科学	2
	耳鼻咽喉科学	2
	放射線科学	1
	産科婦人科学	2
	麻酔・疼痛治療医学	1
	腎臓内科学	2
	心臓血管外科学	2
	形成外科学	2
	神経内科学	2
	救急集中治療医学	2
	循環器内科学	2
	地域医療学	1
	臨床病理	1
	選択実習Ⅰ	4
	選択実習Ⅱ	4
	選択実習Ⅲ	4
	指定学外実習Ⅰ	4
	指定学外実習Ⅱ	4
小計		65
合計		158

注 講義及び実験・実習は30時間の授業をもって1単位とする。

医科栄養学科専門教育科目表

区 分		授 業 科 目	单 位 数	
			必 修	選 択
専 門 基 礎	社会・環境と健康	公衆衛生学	4	
		保健医療福祉学	2	
		※栄養情報処理学実習		1
		公衆衛生学実習	1	
		栄養公衆衛生学演習	1	
	人及びの疾病構の造成とり機立能ち	人体構造機能学	4	
		生化学・分子生物学	2	
		臨床医学入門	4	
		微生物学	2	
		生物有機化学	2	
分 野	食べ物と健康	人体構造機能学実習	1	
		生化学実験	2	
		微生物学実習	1	
		栄養生物学	2	
		食品学基礎	4	
	食べ物と健康	食品プロセス学	2	
		食品衛生学	2	
		食品素材学		2
		※食品学実験		2
		食品プロセス学実習	1	
専 門 分 野	基礎栄養学	食品衛生学実習	1	
		食品健康学演習	1	
		小 計	3 9	5
		基礎栄養学	2	
		基礎栄養学実習	1	
	応用栄養学	栄養生理機能学	2	
		ライフステージ栄養学	2	
		応用栄養学	2	
		栄養生理機能学実習	1	
		応用栄養学実習	1	
		応用栄養学演習	1	

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 分 野	栄養教育論	2	
	栄養教育論 1	2	
	※栄養教育論 2		2
	栄養教育論実習	1	
	臨床栄養学	4	
	臨床栄養アセスメント	1	
	※臨床栄養管理学		2
	※栄養と薬		2
	臨床栄養学実習	1	
	病態栄養学実習	1	
専 門 分 野	栄養学	1	
	データ解析学	1	
	食事管理学	1	
	経腸栄養管理学	2	
	疾患栄養管理学 I	2	
	疾患栄養管理学 II	2	
	公衆栄養学	2	
	※地域公衆栄養学		2
	公衆栄養学実習	1	
	※実践栄養学演習		1
専 門 分 野	給食経営管理論	2	
	給食運営管理論	2	
	給食栄養管理論実習	1	
	給食運営管理論実習	1	
	※臨床栄養学総合演習		1
	※ライフステージ栄養学総合演習		1
	※臨床栄養管理学実習（病院）		2
	※公衆栄養学実習（保健所等）		1
	給食経営管理論実習（学校）	1	
	卒業研究（実験）	3	
その 他	外書講読		2
	栄養英語	2	
	小 計	4 7	1 6
合 計		8 6	2 1

注 1 講義及び演習は 15 時間、実験及び実習は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 卒業に要する修得単位は、教養教育科目については 35 単位、専門教育科目については 91 単位（うち必修科目 86 単位、選択科目 5 単位）計 126 単位とする。

3 栄養士の資格は、卒業要件を満たすことにより、取得することができる。

4 管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

保健学科専門教育科目表

看護学専攻

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
学 科 共 通 科 目	人間関係論	1	
	生化学 I	1	
	解剖生理学 I	1	
	解剖生理学 II	1	
	解剖生理学 III	1	
	解剖生理学 IV	1	
	衛生学	1	
	保健学概論	1	
	#医療経済論		1
	社会福祉概論	1	
	#放射線衛生学		1
	※医療安全管理学		1
	介護実習		1
	チーム医療論		1
	#教育指導論		1
健 康	薬理学	1	
	栄養学	1	
	精神保健	1	
	免疫学 I		1
	病理学 I	1	
	*医学統計学		1
	*医学統計学演習		1
	小 計	13	9
専 門 科 目	疾病論 I	1	
	疾病論 II	1	
	疾病論 III	1	
	疾病論 IV	1	
	疾病論 V	1	
	疾病論 VI	1	
	疾病論 VII	1	
	看護学概論	2	
	看護理論	1	
	看護技術 I	1	
	看護技術 II	2	
	看護技術 III	1	
	看護技術 IV	1	
	ヘルスアセスメント	1	
	基礎看護学実習 I	1	
	基礎看護学実習 II	2	
	高齢者ふれあい実習	1	
	リスクマネージメント	1	
	成人看護学概論	2	
	成人援助論 I	2	
	成人援助論 II	2	
	#リハビリテーション看護論		1

区 分		授 業 科 目	单 位 数	
			必 修	選 択
専 門 科 目	成 人 ・ 高 齢 者 看 護 学	#がん看護論		1
		成人看護学実習Ⅰ	2	
		成人看護学実習Ⅱ	4	
		高齢者看護学概論	2	
		高齢者援助論	2	
		高齢者看護学実習	2	
	母 性 ・ 小 兒 看 護 学	母性看護学概論	2	
		母性援助論	2	
		小兒看護学概論	2	
		小兒援助論	2	
		母性看護学実習	2	
		小兒看護学実習	2	
地 域 ・ 精 神 看 護 学	*母児関係論		1	
		*子どものメンタルヘルス		1
		精神看護学概論	2	
		精神看護援助論	2	
		精神看護学実習	2	
		在宅看護学概論	2	
	*公衆衛生看護学概論	在宅看護援助論	2	
		在宅看護学実習	2	
		地域看護学概論	1	
		*公衆衛生看護学概論		2
		*公衆衛生看護援助論		3
		*公衆衛生看護学実習		5
総 合 看 護 学	*ケアマネージメント		1	
		*健康教育方法論		1
		※*学校保健論		1
		*産業保健・看護論		1
		*保健医療福祉行政論		3
		健康管理論	1	
	*疫学			2
		#家族看護学		1
		*ケアシステム論		1
		原書講読Ⅰ	1	
		原書講読Ⅱ		1
		看護管理学		1
注 記	看 護 学	看護教育学		1
		看護研究Ⅰ	1	
		看護研究Ⅱ	4	
		看護倫理	1	
		#国際看護活動論		1
	*災害看護	*災害看護		1
		看護導入実習	1	
		看護統合実習	2	
		小 計	7 5	3 0
		合 計	8 8	3 9

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目の中から3単位、専門科目の中から看護管理学又は看護教育学を含む2単位を履修する。

2 保健師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち*印の科目をすべて履修し、かつ、#印の科目から3単位（学科共通科目の中から1単位、専門科目の中から2単位）を履修する。

3 養護教諭一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

放射線技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
学 科 共 通 科 目	人間関係論		1
	生化学 I	1	
	解剖生理学 I	1	
	解剖生理学 II	1	
	解剖生理学 III	1	
	解剖生理学 IV	1	
	衛生学		1
	保健学概論	1	
	医療経済論		1
	社会福祉概論		1
科 目	放射線衛生学	1	
	医療安全管理学	1	
	介護実習		1
	チーム医療論		1
	教育指導論		1
	薬理学	1	
	栄養学		1
	精神保健		1
	免疫学 I	1	
	病理学 I	1	
専 門 科 目	医学統計学	1	
	医学統計学演習		1
	小 計	12	10
	放射線生物学	2	
	放射線計測学	1	
	放射線物理学 II	1	
	放射化学 II	1	
	電子計算機工学演習	1	
	制御システム工学	2	
	放射線機器工学 I	2	
科 学	放射線機器工学 II	1	
	放射線機器工学実習	1	
	医用画像機器工学	1	
	医用画像機器工学実習	1	
	磁気共鳴学	1	
	医用システム工学		1
	核医学計測学	1	
	核医学計測学実習	1	
	核医学検査機器工学	1	
	放射線計測学実習	1	

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門	先端医療と放射線		1
	画像解剖学 I	2	
	画像解剖学 II	1	
	診療画像学 I	2	
	診療画像学 I 実習	2	
	診療画像学 II	1	
	C T 画像技術学	1	
	M R I 技術学	1	
	核医学技術学	2	
	核医学技術学実習	1	
	放射線治療技術学	2	
	放射線治療技術学実習	1	
	放射線腫瘍学	1	
	関係法規	1	
	放射線管理学	2	
	放射線管理学実習	2	
	臨床技能実習	1	
	診療画像学臨床実習	5	
	核医学技術学臨床実習	2	
	放射線治療技術学臨床実習	2	
科 目	臨床医学概論	1	
	画像病態学	1	
	保健科学	1	
	基礎医科学実習	1	
	放射線物理学 I	2	
	放射化学 I	1	
	放射化学実習	1	
	応用数学 I	1	
	応用数学 II	1	
	電気電子工学	2	
	電気電子工学実習	1	
	医用工学 I	1	
	医用工学 II	2	
	医用工学実習	1	
	専門外国語		1
	情報活用演習	1	
	医療情報処理学演習	1	
	国際医療活動論		1
小 計		7 8	4
卒 業 研 究	卒業研究	4	
小 計		4	
合 計		9 4	1 4

注 選択科目の4単位は、学科共通科目及び専門科目の中から4単位を履修する。

検査技術科学専攻

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
学科共通科目	人間関係論		1
	生化学 I	1	
	解剖生理学 I	1	
	解剖生理学 II	1	
	解剖生理学 III	1	
	解剖生理学 IV	1	
	衛生学	1	
	保健学概論	1	
	医療経済論		1
	社会福祉概論		1
	放射線衛生学		1
	医療安全管理学	1	
	介護実習		1
	チーム医療論		1
	教育指導論		1
科目	※薬理学	1	
	栄養学		1
	精神保健		1
	免疫学 I	1	
	病理学 I	1	
	医学統計学	1	
	医学統計学演習	1	
	小計	13	9
	生化学 II	1	
	生化学実習	1	
専門科目	保健学	1	
	環境衛生学	1	
	保健環境学実習	1	
	臨床化学 I	1	
	臨床化学 II	1	
	臨床化学実習	4	
	放射性同位元素検査技術学	1	
	生理学実習	1	
	生理検査学 I	1	
	生理検査学 II	1	
	画像検査学	1	
	生理検査学実習	2	
	画像検査学実習	1	
	臨床画像検査学	1	
	分析化学	1	

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 学 科	解剖学実習	1	
	病理学Ⅱ	1	
	病理学実習	1	
	病理検査学	1	
	病理検査学実習	3	
	微生物学Ⅰ	1	
	微生物学Ⅱ	1	
	臨床微生物学Ⅰ	1	
	臨床微生物学Ⅱ	1	
	微生物学実習	4	
	医動物学	1	
	医動物学実習	1	
	臨床血液学Ⅰ	1	
	臨床血液学Ⅱ	1	
	臨床血液学実習	3	
	免疫学Ⅱ	1	
	免疫検査学	1	
	輸血検査学	1	
	免疫検査学実習	3	
	輸血検査学実習	1	
	分子遺伝学		1
	遺伝学		1
	遺伝子検査学Ⅰ	1	
	遺伝子検査学Ⅱ	1	
専 攻 共 通	検査機器総論	2	
	医用工学概論	1	
	医用工学実習	1	
	臨床医学総論	2	
	臨床病理学総論	2	
	臨床検査総論Ⅰ	1	
	臨床検査総論Ⅱ	1	
	臨床検査総論実習	2	
	検査管理総論	2	
	医療法規	1	
	臨床技能実習	1	
	電子計算機概論		2
	電子計算機概論実験		1
	専門外国語	2	
	病態栄養と臨床検査	1	
	※健康食品学		2
	※健康食品法規		1
	国際医療活動論		1
	統合臨床検査学		2
小 計		7 1	1 1
卒 業 研 究	卒業研究	4	
小 計		4	
合 計		8 8	2 0

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目及び専門科目の中から5単位を履修する。

2 健康食品管理士認定試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者並びに令和元年度に本学部に編入学した者及び令和2年度に本学部に編入学する者については、この規則による改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年度以前に入学した者並びに令和2年度及び令和3年度に本学部に編入学する者については、この規則による改正後の第14条、別表第1、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5. 徳島大学医学部における進級要件にする細則 (2020年度に入学した者に適用)

第1条 この細則は、徳島大学医学部規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、医学部各学科における進級要件について必要な事項を定めるものとする。

2 規則及びこの細則に定めるもののほか、進級要件に関する事項は、本学部教授会が定める。

第2条 医学科学生の進級要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1に定める45単位を修得していなければ、第2年次の授業を受けることができない。ただし、教養教育科目について規則の別表第1に定める45単位のうち、41単位以上を修得し、翌年度中に放送大学・elearning科目（知プラe）の授業科目を履修もしくは外国語技能検定試験による単位の認定により、規則の別表第1に定める45単位の修得が見込まれる者は、第2年次の授業を受けることができる。
- (2) 第2年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1に定める45単位を修得し、かつ専門教育科目のうち、基礎医学（1）の単位を修得していなければ、第3年次の授業を受けることができない。
- (3) 第3年次において専門教育科目のうち、基礎医学（2）、医学研究実習及び社会医学の単位を修得していなければ、系統別病態診断を受けることができない。
- (4) 第4年次において専門教育科目のうち、系統別病態診断の単位を修得していなければ、臨床実習入門を受けることができない。また、臨床実習入門の単位を修得し、かつ、臨床実習を受けるための認定試験に合格していなければ、診療参加型臨床実習を受けることができない。

第3条 医科栄養学科学生の進級要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1年次の学年末において、教養教育科目について規則の別表第1に定める単位のうち、29単位以上を修得し、かつ、第1年次開講の専門基礎分野科目のうち、8単位以上を修得していなければ、第2年次の授業を受けることができない。
- (2) 第2年次の学年末において、教養教育科目について規則の別表第1に定める単位のうち、5単位以上未修得の者、または、第2年次までに開講している専門基礎分野科目のうち、必修科目的単位を5単位以上未修得の者は、第3年次の授業を受けることができない。
- (3) 第3年次の学年末において、第3年次までに開講している専門基礎分野科目のうち、すべての必修科目的単位を修得し、かつ、第3年次までに開講している専門分野科目のうち、必修科目的未修得単位が5単位未満でなければ、第4年次の授業を受けることができない。

第4条 保健学科学生の進級要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1の各専攻の定める単位（看護学専攻は35単位、放射線技術科学専攻は37単位、検査技術科学専攻は35単位）のうち、看護学専攻は25単位、放射線技術科学専攻は27単位、検査技術科学専攻は25単位以上を修得し、かつ、第1年次開講の専門教育科目のうちすべての必修科目的単位を修得していなければ、第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1の各専攻の定める単位（看護学専攻は35単位、放射線技術科学専攻は37単位、検査技術科学専攻は35単位）を修得し、かつ、第2年次開講の専門教育科目のうちすべての必修科目的単位を修得していなければ、第3年次に進級することができない。また、看護学専攻については、第2年次後期（2月）に開講される基礎看護学実習Ⅱを受講するためには、第2年次後期までに履修しなければならない基礎看護学に区分されるすべての科目的成績評価が合格点に達していなければならない。
- (3) 第3年次の学年末において、第3年次開講の専門教育科目のうちすべての必修科目的単位を修得していなければ、第4年次に進級することができない。また、看護学専攻については、第3年次後期から始まる臨地実習を受講するためには、第3年次前期終了までに履修しなければならぬ科目的成績評価が合格点に達していなければならない。放射線技術科学専攻については、第3年次後期に開講される臨床技能実習及び卒業研究の科目を受講するためには、第3年次前期のすべての必修科目的成績評価が合格点に達していなければならない。ただし、第3年次編入学生については、進級要件を設けず第4年次への進級を認める。
- (4) 第1年次又は第2年次の留年学生が上級学年の科目の履修を希望する場合は、当該年次の科目的履修を優先した上で、上級学年の専門教育担当教員に受講申請し、承認を得た科目について履修を認める。この場合において、留年学生が2学年上の進級規定を満たせば、第3年次又は第4年次への進級を認める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。

第四章

学友会・後援会等規則

1. 徳島大学医学部学友会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、徳島大学医学部学友会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、会員の知徳を磨き、心身を練り、親和に努め、学風の発展を図ることを目的とする。

第3章 組織及び事業

第3条 本会は、徳島大学大学院医歯薬学研究部（医学系・保健科学系（口腔保健学を除く。））、病院（医科診療部門）の教員（教授、准教授、講師、助教）、先端酵素学研究所の教授並びに学生の会員をもって組織する。

第4条 本会は、これを総務部、文化部及び運動部の3部門に分け、下に各部を置く。

総務部 庶務 会計

文化部 軽音楽部、外国語研究会、栄養学研究部、茶道部、室内楽同好会、TIFMSA（徳島国際医学生連盟）、地域医療研究会、ジャグリングサークル、先端医療研究会、IAHSS（保健学科国際交流サークル）

運動部 硬式野球部、軟式庭球部、ラグビー部、卓球部、柔道部、弓道部、剣道部、準硬式野球部、合気道部、水泳部、硬式庭球部、バドミントン部、サッカー部、バレーボール部、バスケット部、空手道部、陸上競技部、ゴルフ部、水上競技部

第5条 本会の事業は、本会会員の自発的活動により運営され、第2条の目的達成に沿うものとする。

第6条 会員は、総務部以外の部において自由選択により修練するものとする。

第7条 会員が本会を代表し、又はこれに準ずる資格をもって学外の団体が主催する会合等に参加するときは、会長の了解を得るものとする。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名、総務部長1名、会計監事4名、総務部副委員長1名、総務部副委員長6名、総務部副委員各学科・学年2名、各部部長1名、各部委員長1名

第5章 役員の選出及び任務等

第9条 会長は、医学部長とする。

2 会長は、本会を代表する。

第10条 総務部長は、教授の中から選出し、会長が委嘱する。

2 総務部長は、会長を補佐し、会務を統理する。

第11条 会計監事は、会員のうち教授、准教授又は講師、助教及び学生から各1名を選出し、会長が委嘱する。

2 会計監事は、本会の会計監査に当たる。

第12条 総務部副委員長は、医学部学生の中から、公選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

2 総務部副委員長は、総務部長を補佐する。

第13条 総務部副委員長は、医学科学生から2名、医科栄養学科（栄養学科を含む。）学生から2名及び保健学科学生から2名を総務部副委員長が指名し、会長が委嘱する。

第14条 総務部副委員長は、各学科・学年から2名を互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

2 総務部副委員長は、総務部副委員長を補佐し、総務部副委員長に事故があるときは、その任務を代行する。

第15条 各部部長は、各所属部員の合議により選出された教員の中から会長が委嘱する。

2 各部部長は、各部を代表し、部員の指導にあたる。

第16条 各部委員長は、各部所属部員の互選により選出し、会長が委嘱する。

2 各部委員長は、部長を補佐して各部の運営に当たる。

第17条 総務部委員長、総務部副委員長及び各部委員長の任期は1年とし、5月20日頃までに改選することを原則とする。ただし、兼任及び重任を妨げない。

第6章 選 挙

第18条 総務部委員長選挙を管理するため、選挙管理委員会を設ける。

第19条 選挙管理委員会は、各学科・学年2名の総務部委員のうち1名をあてる。

第20条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

第21条 総務部委員長に立候補する者は、選挙期日の公示があった日から選挙期日前5日までに、文書でその旨を選挙管理委員長に届けなければならない。

第22条 総務部委員長の候補適任者を推薦するときは、本人の承諾を得て、前条の期間内に文書で選挙管理委員長にその推薦の届け出をすることができる。

第23条 選挙において、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、有効投票総数が学生数の過半数を超えないときは、この選挙は無効とする。

第24条 前条の選挙において、得票数が同数のときは、選挙管理委員会において選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。

第25条 候補者が1名の場合は、信任投票を行い、学生数の過半数の得票数をもって当選とする。

第26条 その他、選挙に関する必要な規定は、選挙管理委員会が内規として定めることができる。

第7章 顧問、監事及び各部委員

第27条 本会に顧問及び監事を置くことができる。

第28条 顧問は、教員の中から会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の目的達成に必要な重要事項について意見を述べることができる。

第29条 監事は、総務部長の推薦により、事務職員の中から会長が委嘱する。

2 監事は、総務部に属し、会務を処理する。

第30条 各部に、委員若干名を置くことができる。

2 各部委員は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代行する。

第8章 会 議

第31条 本会の会議は、役員会及び委員長会とする。

第32条 役員会は、全役員をもって組織し、会長がこれを招集し、規則の改廃、予算並びに決算その他の本会の運営に関する事項を議決する。

第33条 委員長会は、総務部長、総務部委員長、総務部副委員長及び各部委員長をもって組織し、総務部長がこれを招集し、役員会に提出する議案の作成その他必要な事項を審議する。

2 委員長会の議長は総務部長とし、総務部長に事故があるときは、総務部副委員長がその任務を代行する。

第34条 会議は、役員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第35条 議事は、出席役員の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

第36条 予算に関する会議は、毎年5月10日までに開催することを原則とする。

第9章 会 計

第37条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第38条 会員は、次に定める会費を納入するものとする。

(1) 学生は、入会金1,000円の他、会費として、医学科学生30,000円（年額5,000円×6年）、医科栄養学科学生及び保健学科学生20,000円（年額5,000円×4年）、編入学（年額5,000円×2年）を入学時に一括して納入するものとする。

(2) 教員の会費は、毎年度教員各会代表との協議に基づき、役員会において決定する。

第39条 一旦納入した入会金及び会費はいかなる理由があっても返却しないものとする。

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この改正会則は平成30年2月16日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

2. 徳島大学医学部学友会会則施行細則

第1条 本会の会計は会長の監督を受け、総務部においてこれを取扱うものとする。

第2条 本会の収入金は総務部長名を以って銀行又は郵便貯金に預け入れるものとする。

第3条 各部において経費を支出せんとするときは、予算の範囲内において会長及び総務部長の承認のもとにこれを行うものとする。

第4条 各部において予算外に特別の支出を要する時は、会長の承認を得て総務部においてこれを行うことができる。

第5条 各年度の会計決算報告は次年度当初総務部において作成し、役員会の承認を得るものとする。

第6条 金銭及び物品の出納を明確たらしめるため次の帳簿を備え、総務部においてこれを保管するものとする。

予算差引簿 本簿には各部の予算額、支出額を登記する。

現金出納簿 本簿には現金出納を登記する。

第7条 各部に物品の監守簿を備えて、物品の出納を登記する。

各部の物品監守は部長がその責に任ずるものとする。

第8条 会長は適時臨時委員を任命して物品及び金銭の出納を検閲せしめることができる。

第9条 副手、補手等はその申出により会員に準ずるものとする。

第10条 本会に寄付、その他特別なる賛助を与えられたものを特別会員とすることができます。

第11条 部長は毎年度末に物品の監守状況、その年度の活動状況及び次年度の活動計画を総務部長に報告するものとする。

第12条 総務部内に各部の物品の監守状況及び活動状況を調査する委員会をおく。委員の選出方法及び調査の内容と基準については、総務部に内規をもうける。

附 則

この施行細則は昭和37年4月28日より施行する。

3. 徳島大学医学部後援会会則

(名 称)

第1条 徳島大学医学部（以下「医学部」という。）に後援会を置き、徳島大学医学部後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、医学部、医科学教育部（医学研究科を含む。）、栄養生命科学教育部（栄養学研究科を含む。）及び保健科学教育部（以下「医学部等」という。）における教育・研究事業を後援して教育効果をあげることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究支援事業の後援
- (2) 保護者への広報活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 医学部等に在学する学生の保護者
- (2) 特別会員 医学部長、各学科長、医学部学生委員会委員長

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 若干人（原則として、医学科2人、医科栄養学科（栄養学科を含む）1人、保健学科3人を各学年から選出する。）
- (4) 監事 2人

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、予算決算及びその他重要事項を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員会において役員の中から選出し、総会において承認する。
- (2) 副会長は、正会員中より、会長が指名し、役員会において承認する。
- (3) 理事は、会員中より、会長が指名する。
- (4) 監事は、正会員中より、会長が指名し、総会において承認する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が決定するまで引き続きその任務を行うものとする。

(会 議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回4月に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に開催する。
 - 3 役員会は、必要に応じ会長が招集し、予算決算及びその他重要事項を審議する。
 - 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (会費等)

第10条 本会の経費は、会費、入会金及び寄附金をもってこれに充てる。

- (1) 会費は、年額6,000円とし、修業年限に応じ、各々次のとおりとする。

医学科学生 1人につき,	36,000円
医科栄養学科及び保健学科学生 1人につき,	24,000円
修士課程及び博士前期課程学生 1人につき,	12,000円
博士後期課程学生 1人につき,	18,000円
博士課程学生 1人につき,	24,000円
- (2) 入会金は、学生 1人につき, 10,000円
- (3) 会費及び入会金は、入学手続き時に一括前納するものとする。ただし、本学部卒業後（MD-PhDコースによる休学者及び本学医療技術短期大学部を卒業した者を含む。）に医学教育部、栄養生命科学教育部及び保健科学教育部に入学した学生の保護者にかかる会費及び入会金については免除する。
- (4) 徳島大学白菊会助成金
医学科学生 1人につき、15,000円とし、入学手続き時に納付するものとする。
- (5) 徳島大学医学部青藍会館運営助成金
医学科学生 1人につき、20,000円とし、入学手続き時に納付するものとする。

(予算及び決算)

第11条 予算及び決算については、役員会及び総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

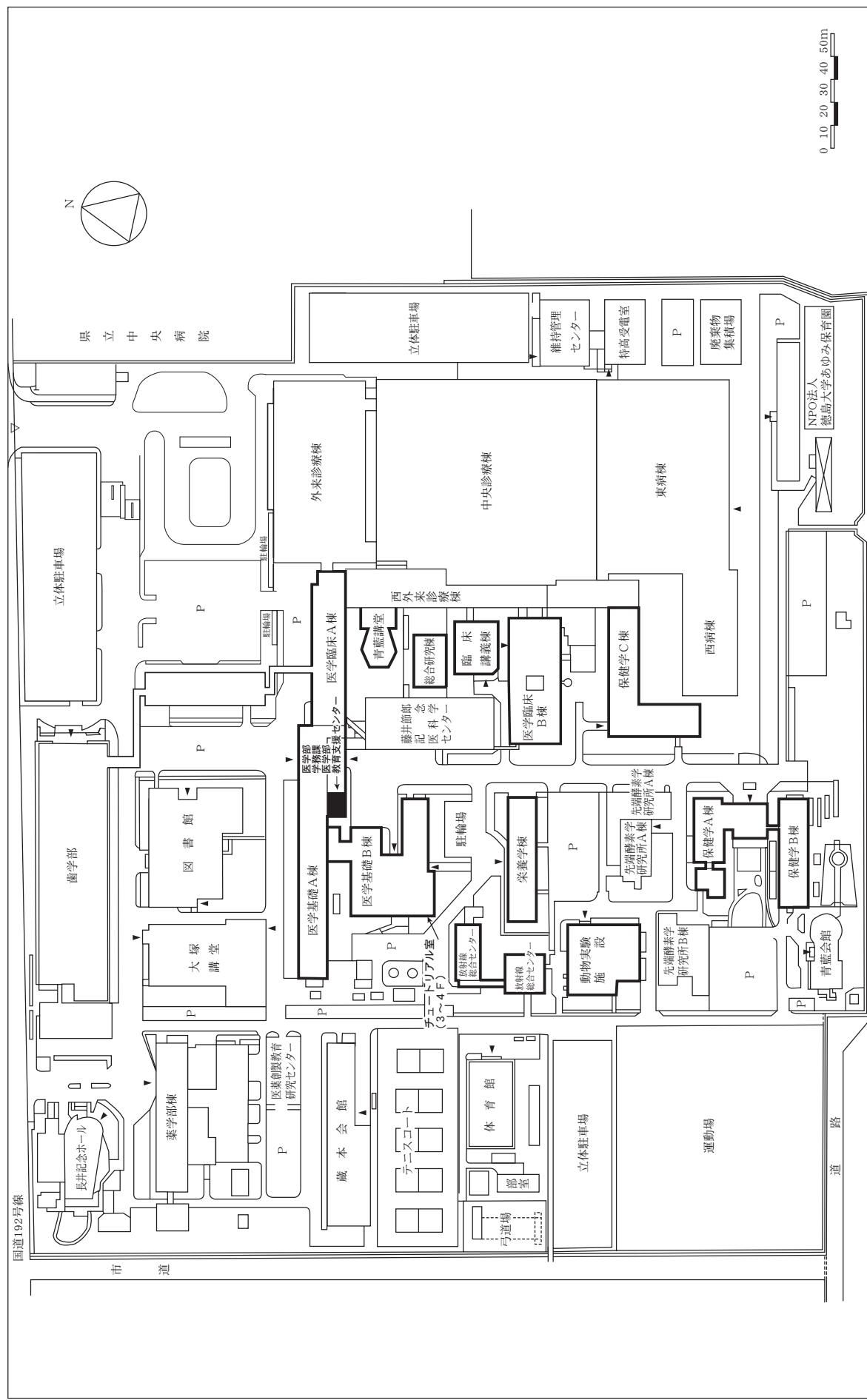
第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 徳島大学医学部後援会会則及び徳島大学医学部保健学科後援会会則は、廃止する。
- 3 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成30年4月6日から実施し、平成31年度入学者から適用する。ただし、医学部保健学科の3年次に編入学する者については平成33年4月1日から適用する。
- 7 この会則は、平成30年12月18日から実施し、平成31年度入学者から適用する。

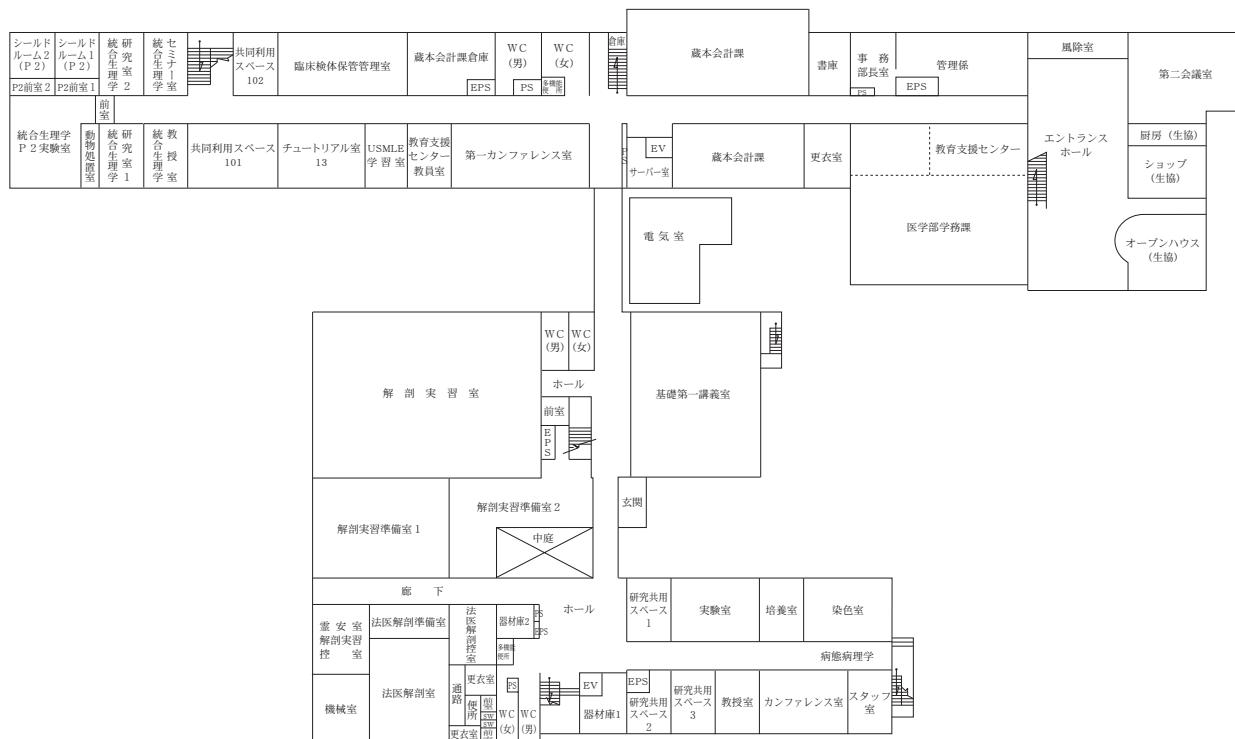
配 置 図

1. 徳島大学蔵本地区建物配置図

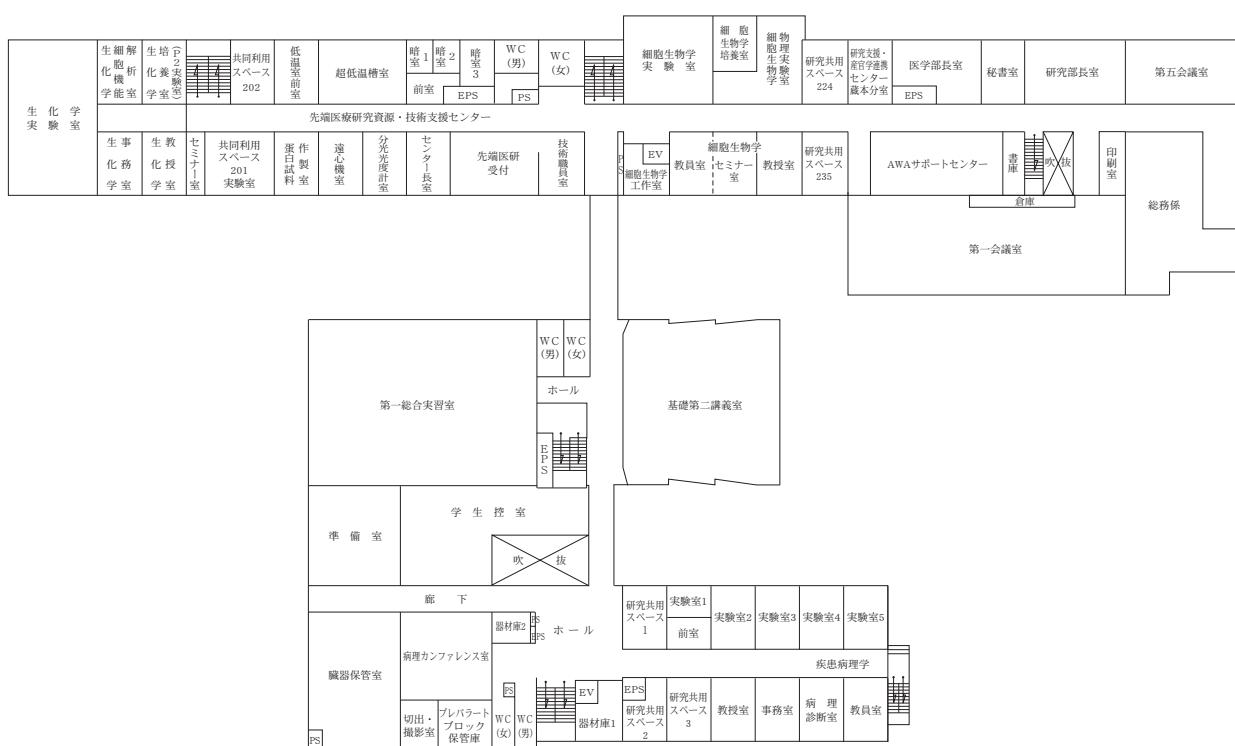


2. 講義室・実習室及び講座等配置図

—— B-A B-B 基礎研究棟 1階平面図 ——

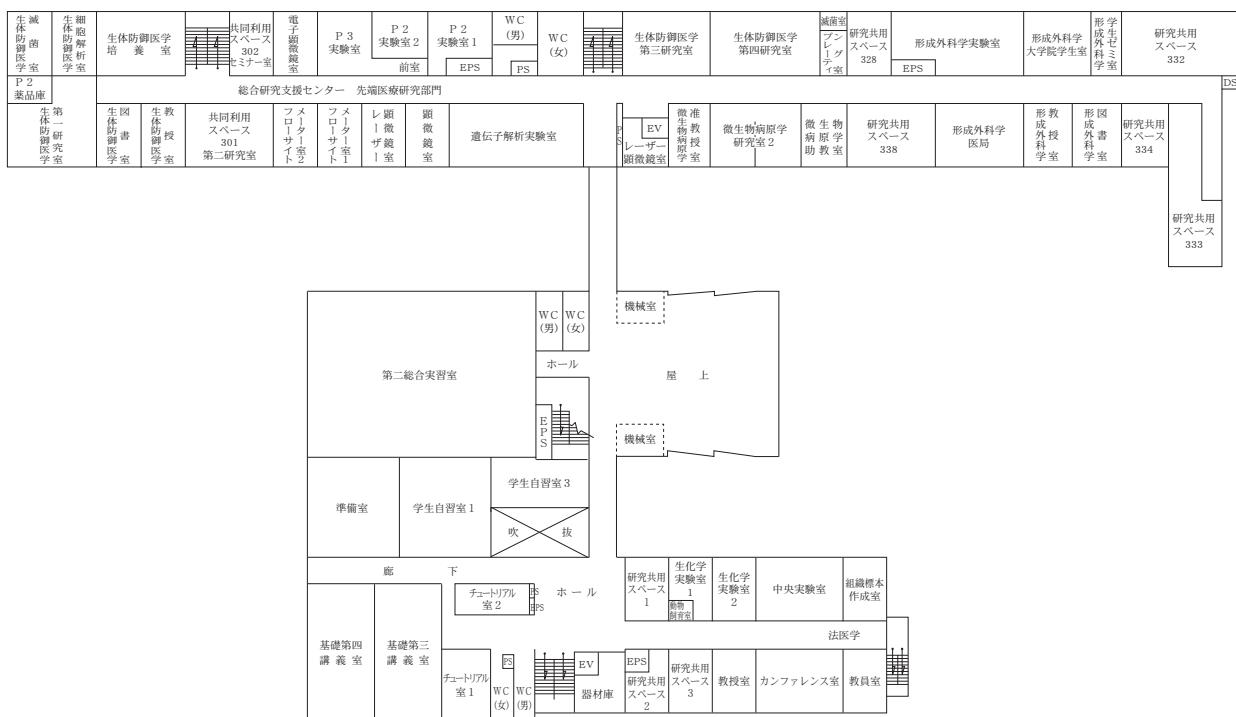


—— B-A B-B 基 础 研 究 棟 2階平面図 ——



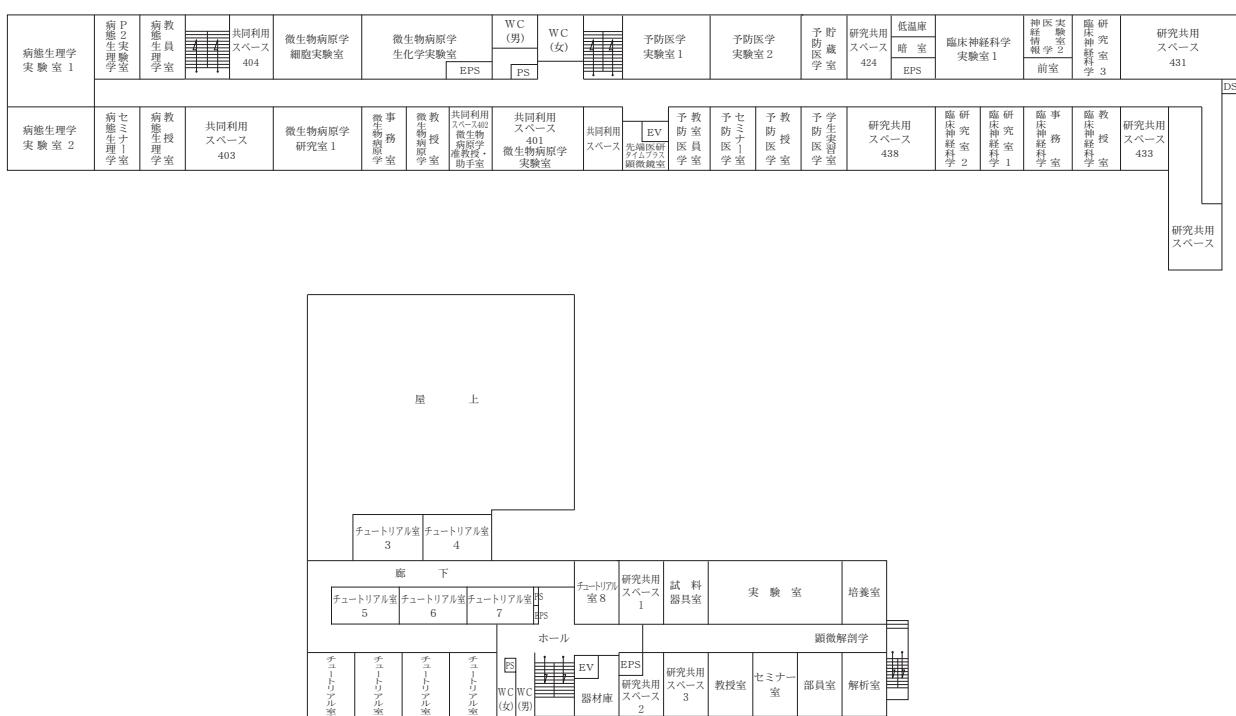
B-A B-B 基礎研究棟

3階平面図

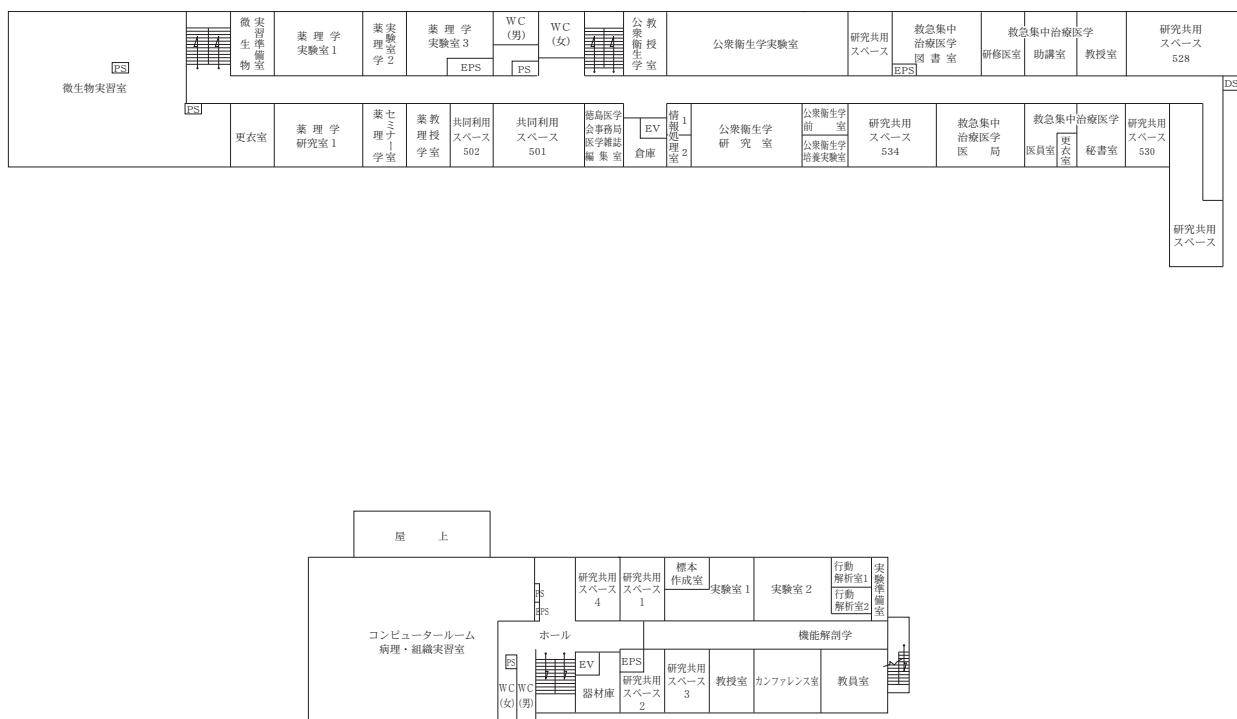


B-A B-B 基礎研究棟

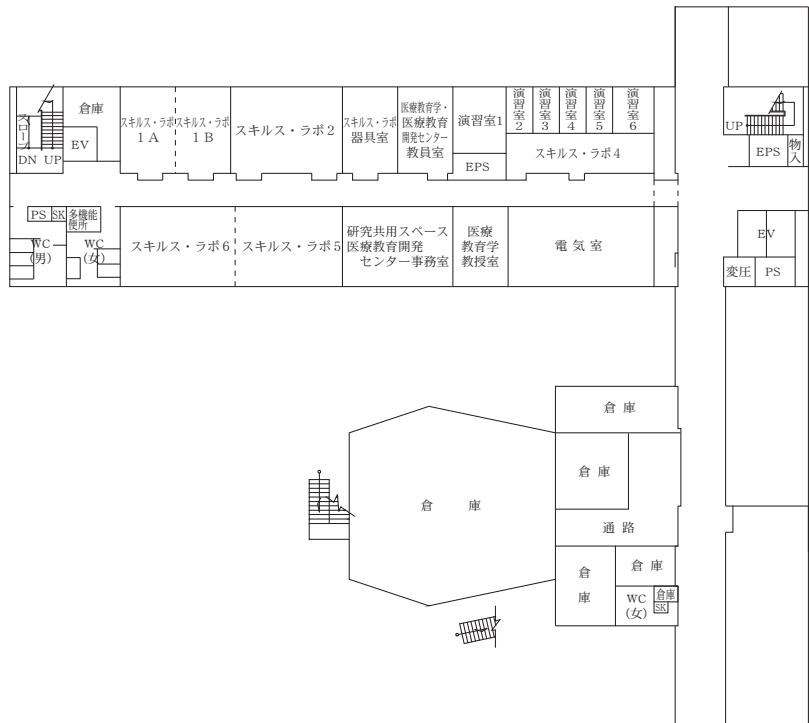
4階平面図



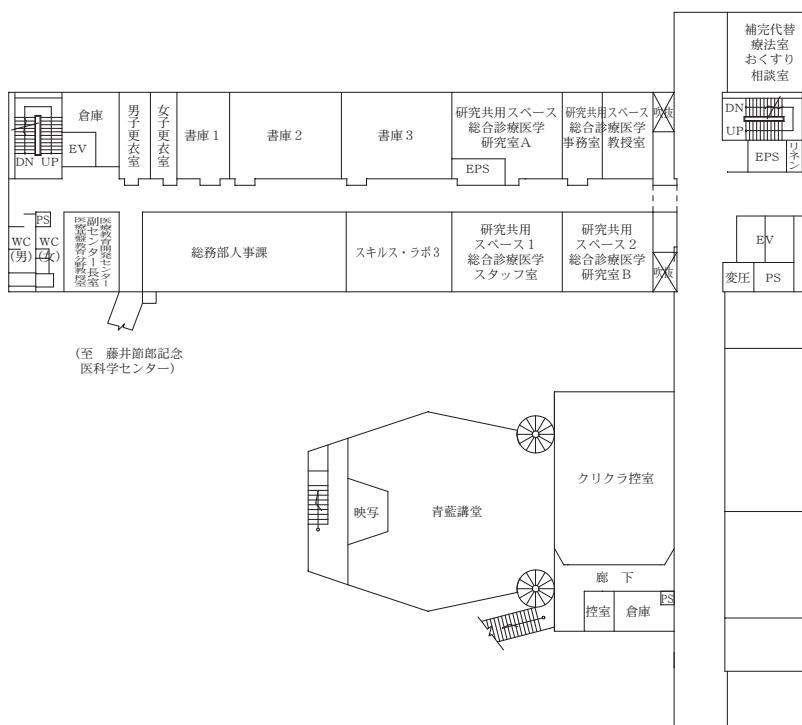
— B - A B - B 基 础 研 究 棟 5 階平面図 —



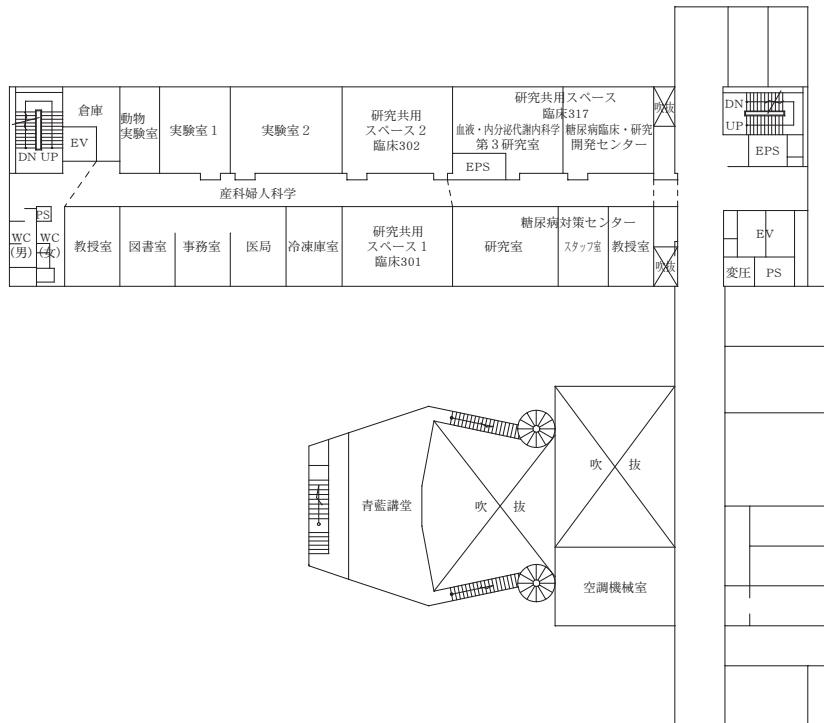
— C-A 医学臨床 A 棟 1 階平面図 —



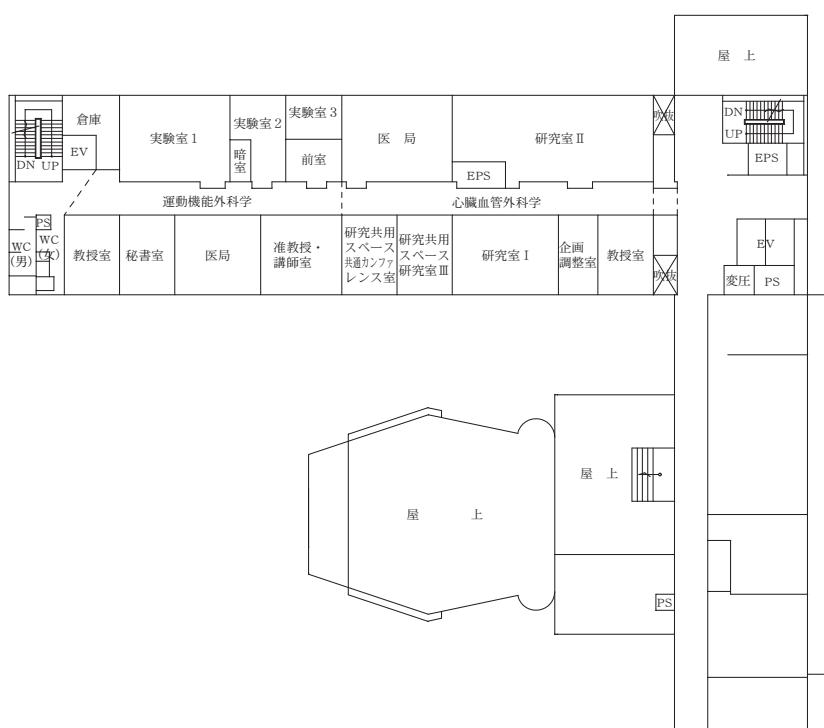
— C-A 医学臨床 A 棟 2 階平面図 —



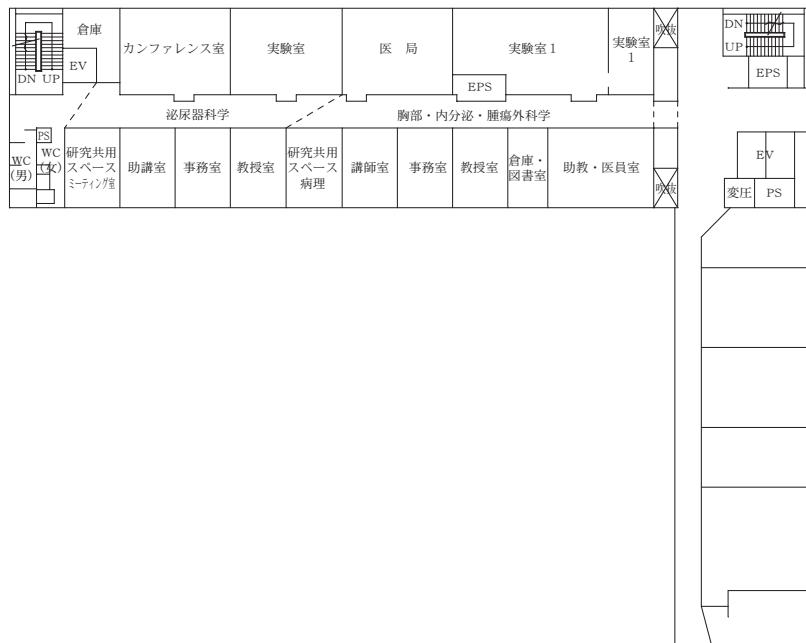
—— C-A 医学臨床 A 棟 3 階平面図 ——



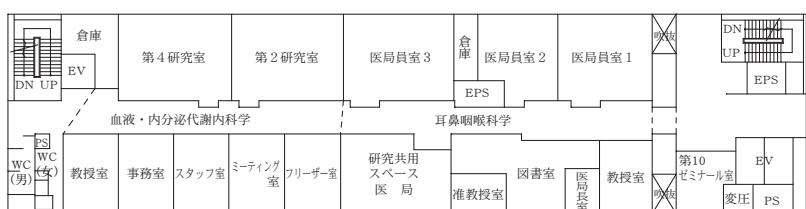
— C-A 医学臨床 A 棟 4 階平面図 —



—— C-A 医学臨床 A 棟 5 階平面図 ——



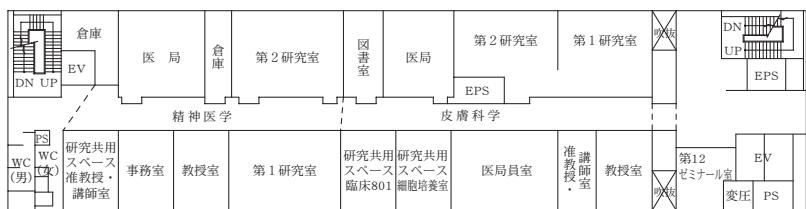
—— C-A 医学臨床 A 棟 6 階平面図 ——



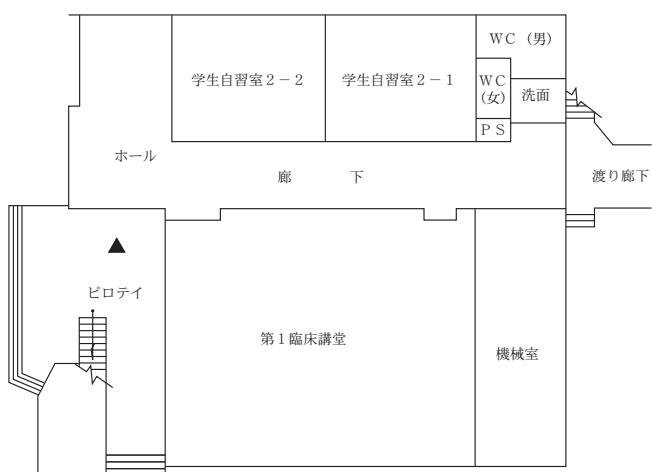
—— C-A 医学臨床 A 棟 7 階平面図 ——



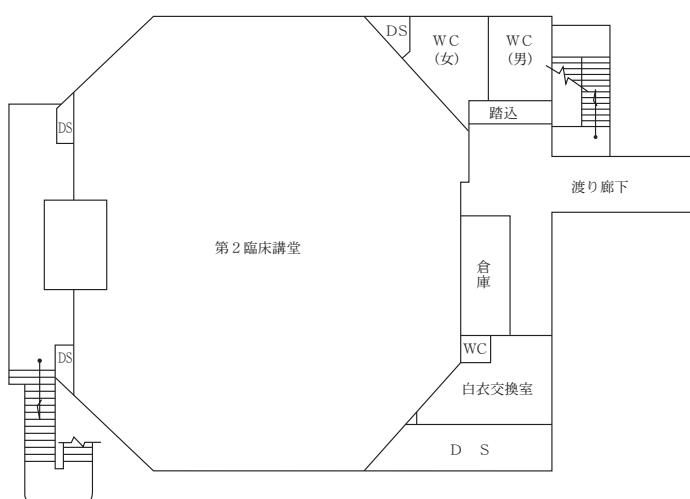
—— C-A 医学臨床 A 棟 8 階平面図 ——



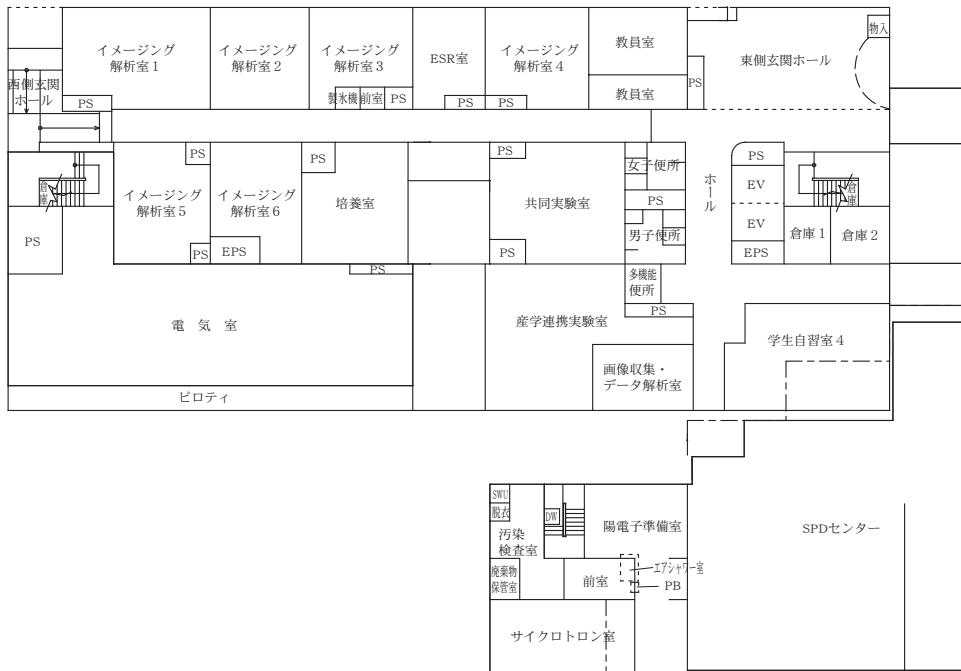
—— C-E 臨床講義棟 1 階平面図 ——



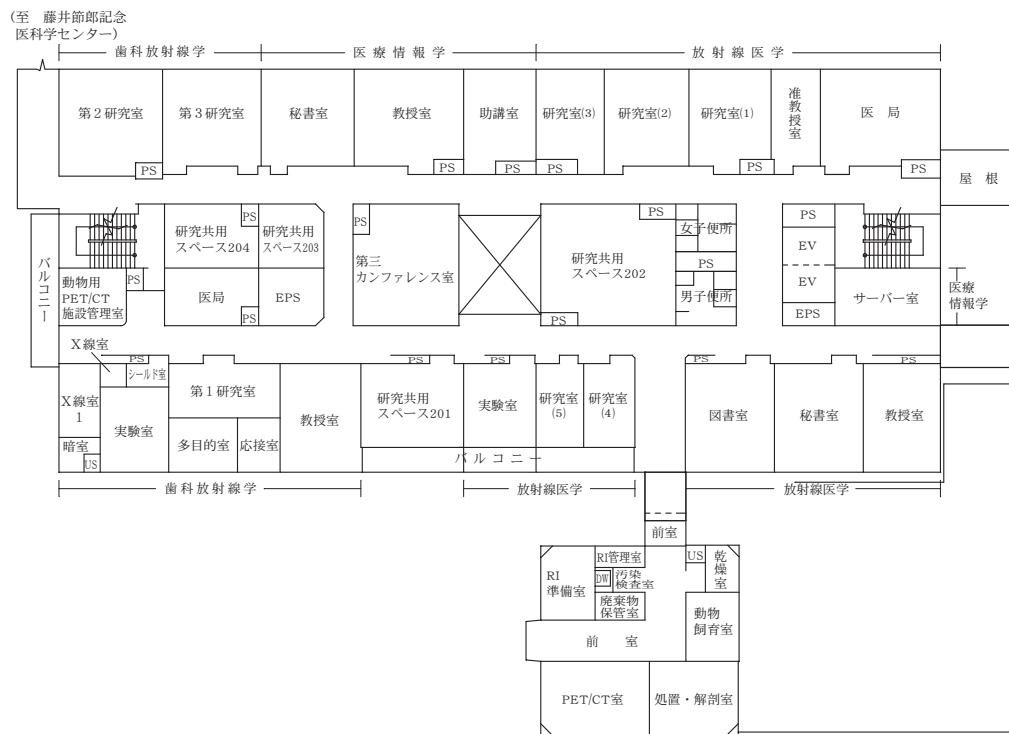
—— C-E 臨床講義棟 2 階平面図 ——



—— C-B 医学臨床B棟 1階平面図 ——

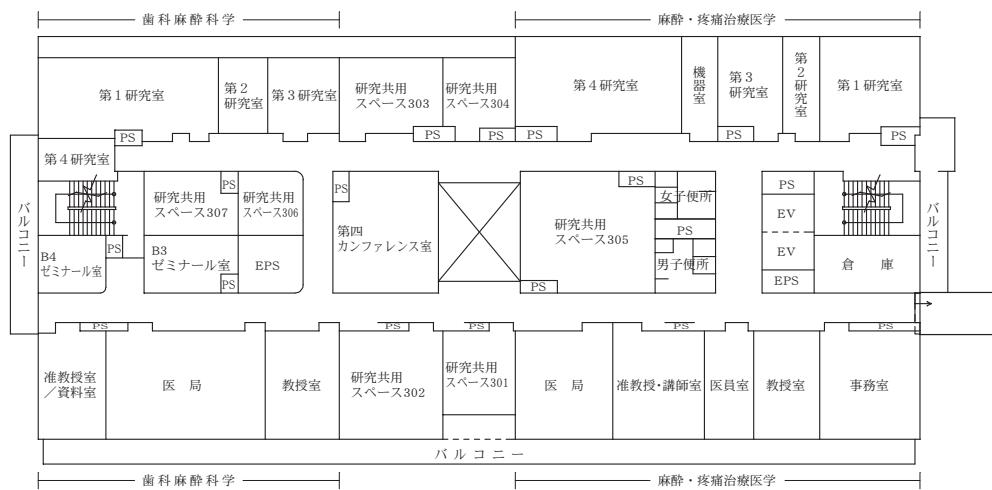


—— C-B 医学臨床B棟 2階平面図 ——



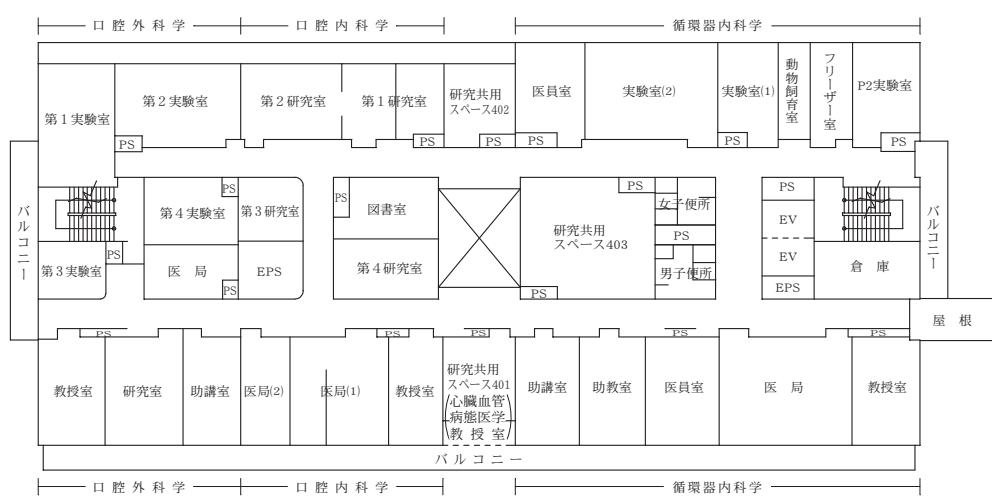
C-B 医学臨床 B 棟

3階平面図



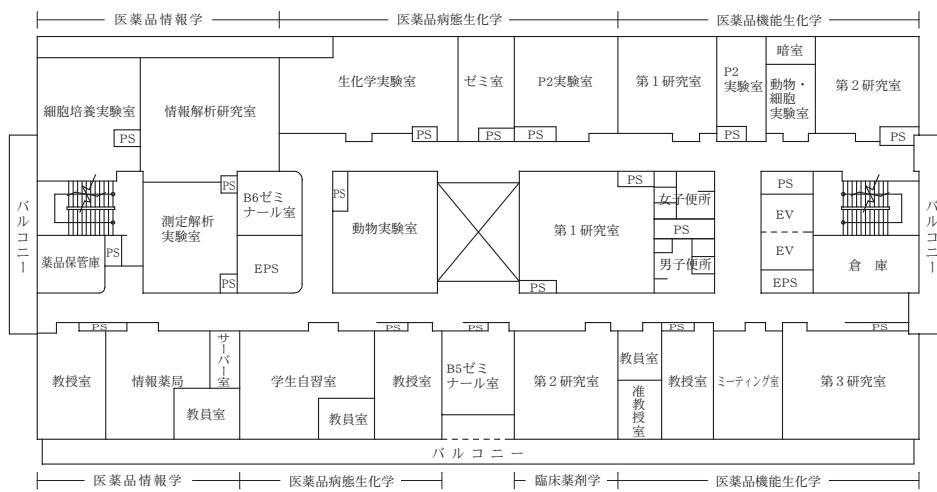
C-B 医学臨床 B 棟

4階平面図 —



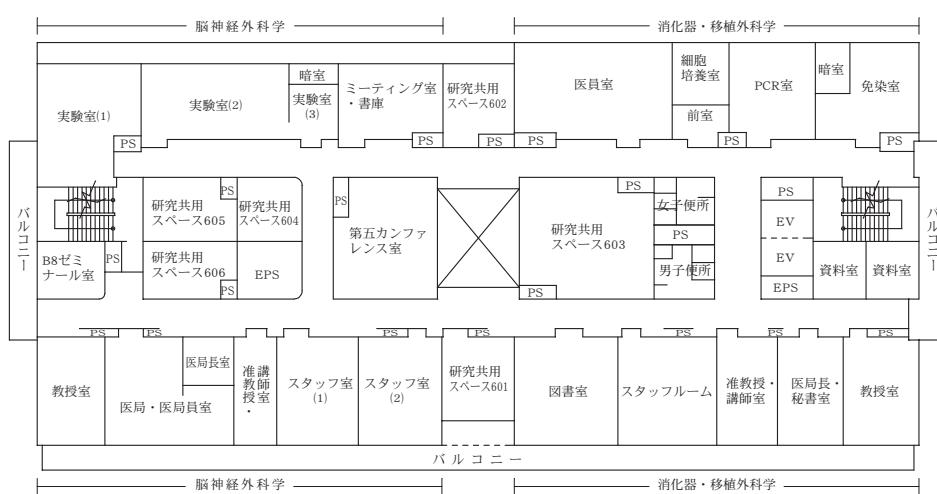
C-B 医学臨床 B 棟

5階平面図

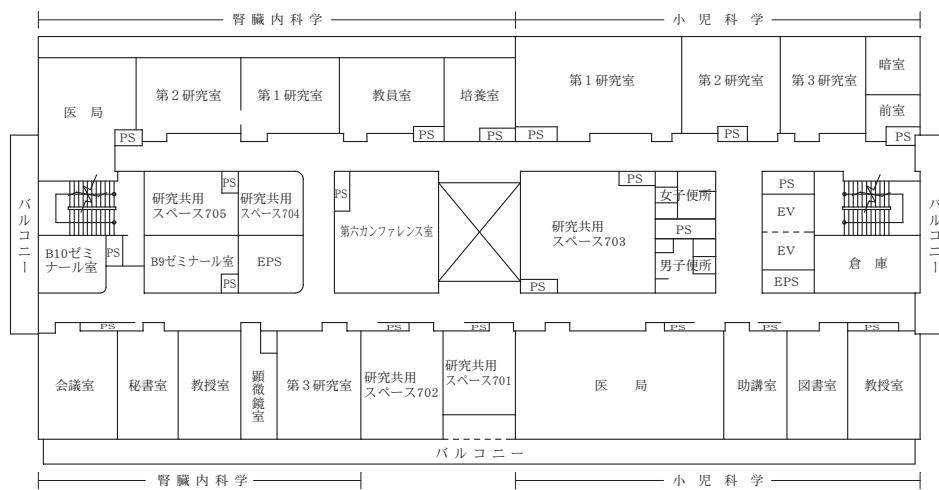


C-B 医学臨床 B 棟

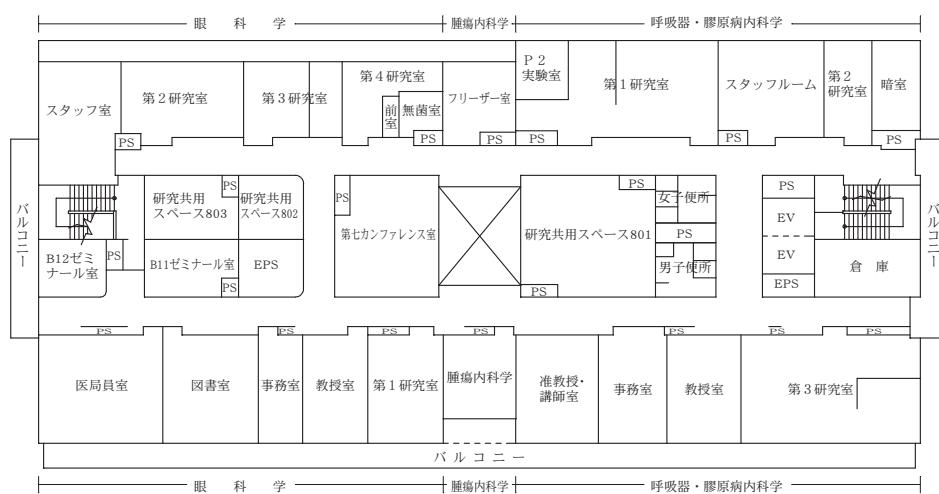
6 階平面図 —



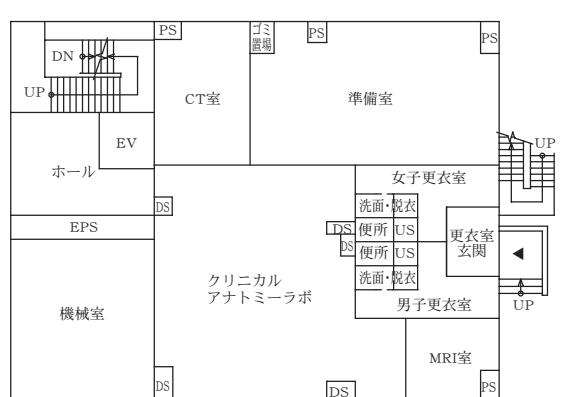
—— C-B 医学臨床B棟 7階平面図 ——



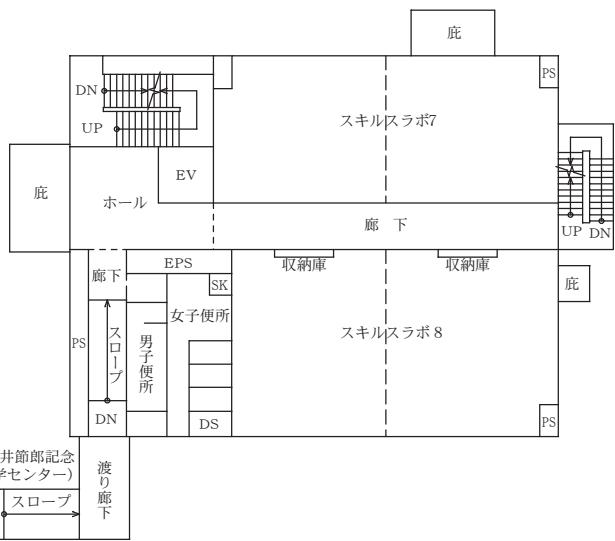
—— C-B 医学臨床B棟 8階平面図 ——



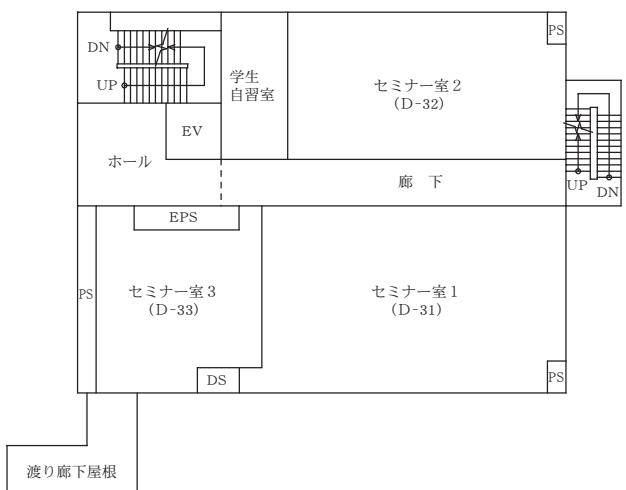
—— R 総合研究棟 1階平面図 ——



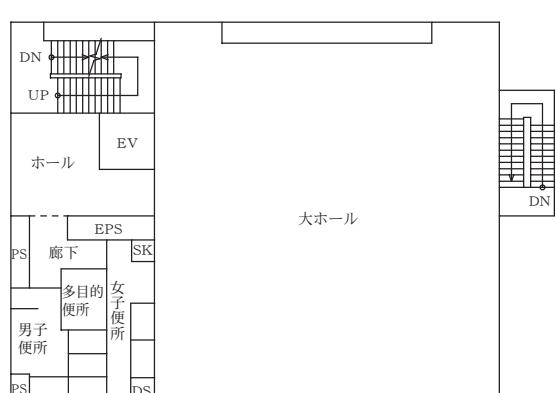
—— R 総合研究棟 2階平面図 ——



—— R 総合研究棟 3階平面図 ——

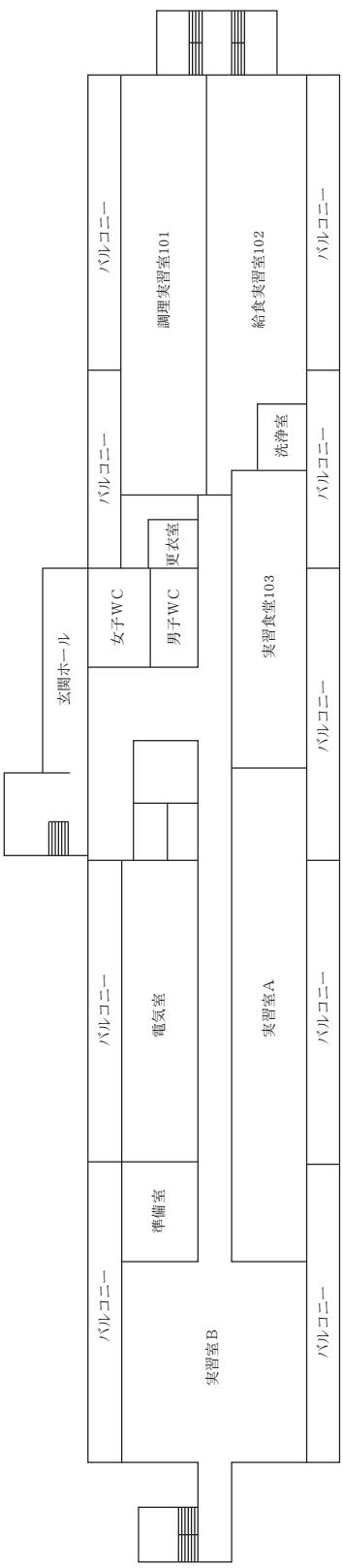


—— R 総合研究棟 4階平面図 ——



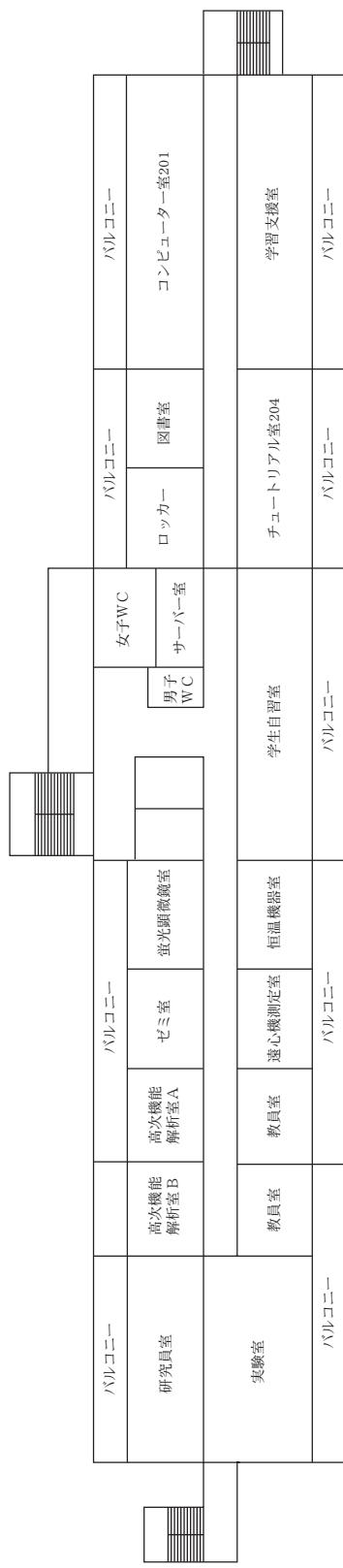
—— N 棟 研究 學養 荣

1 階平面圖



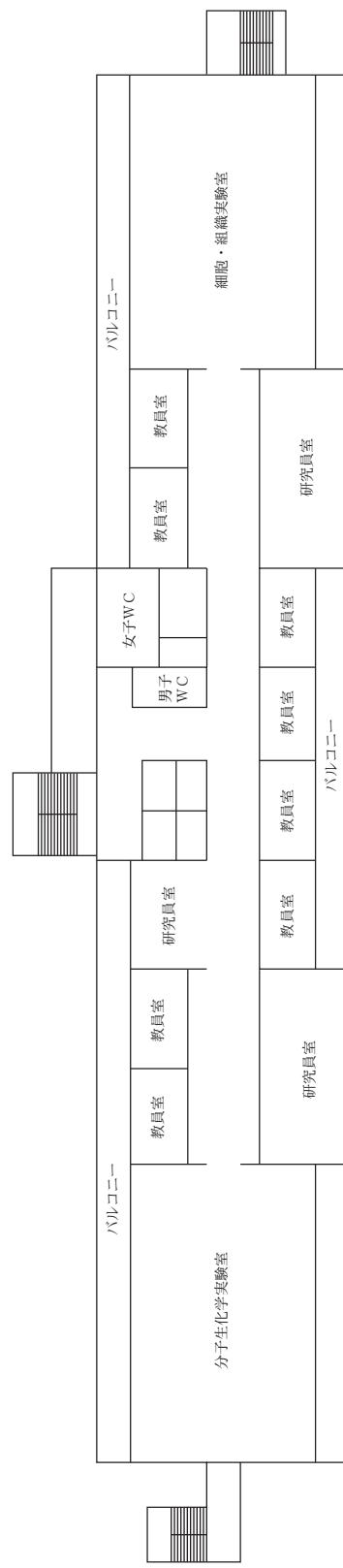
——— N 棟 研究 學養 荣

2 階平面圖



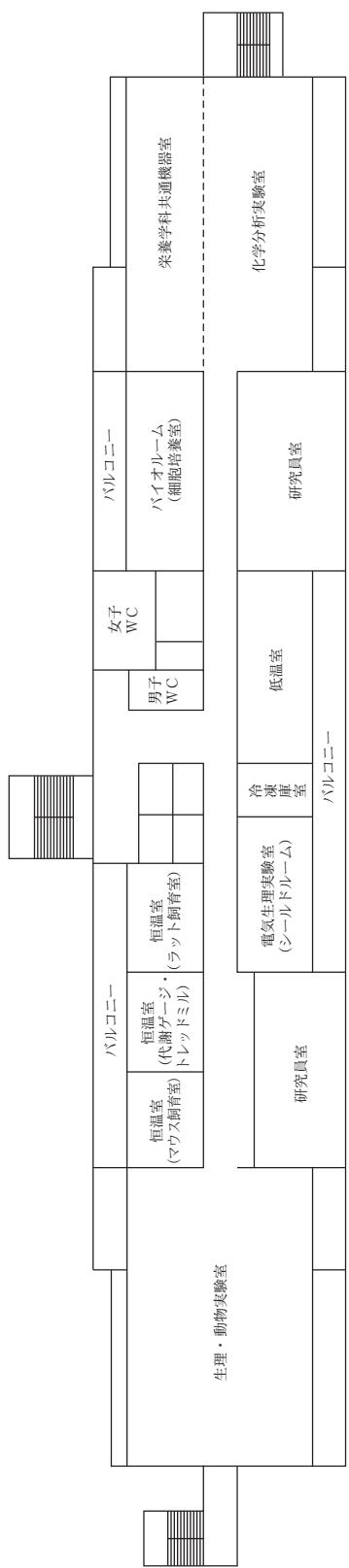
——— N 棟 研究 學養 荣

3 階平面圖

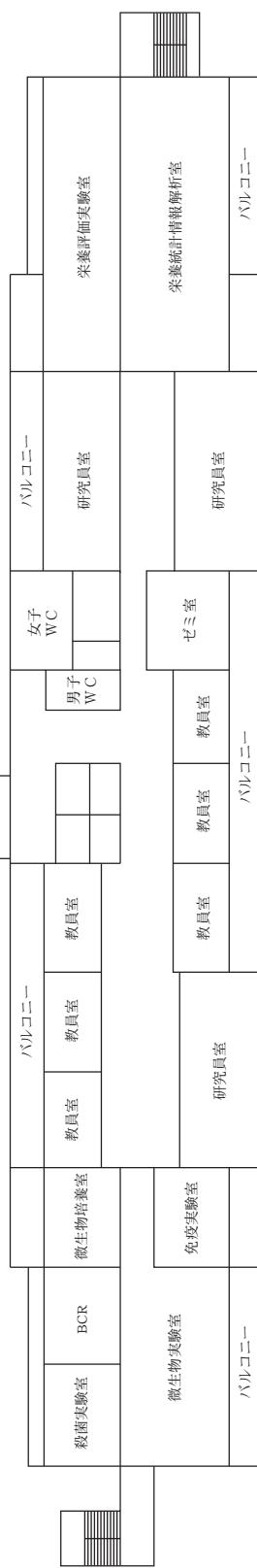


—— N 栄養学研究棟

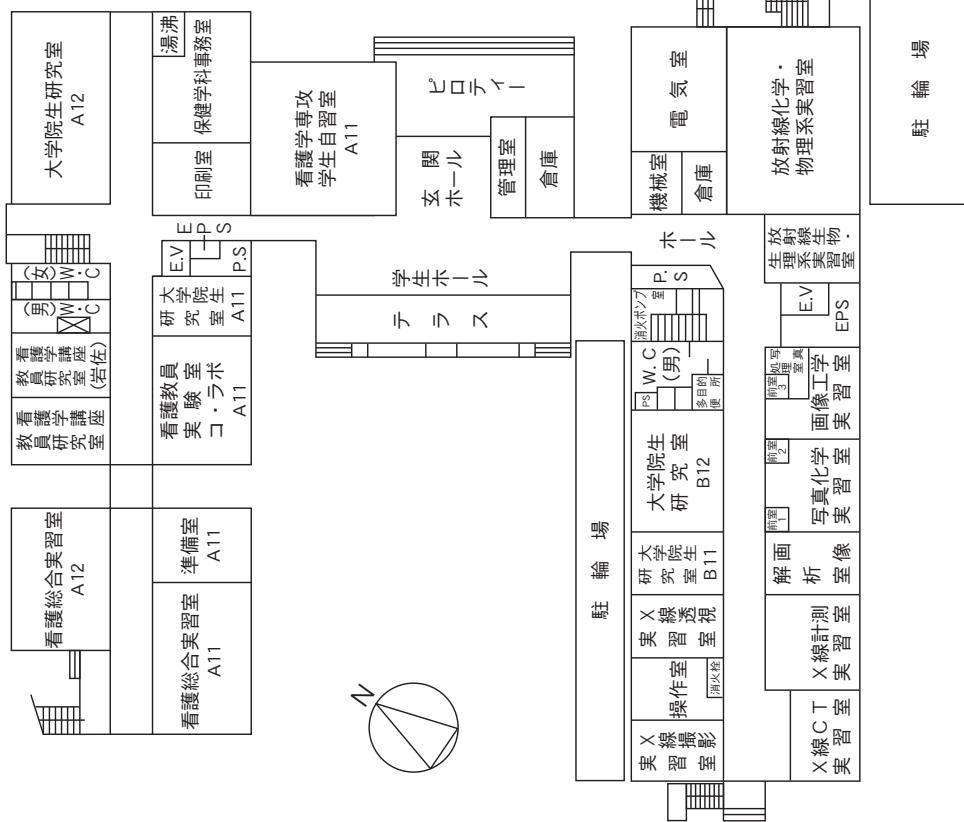
4階平面図



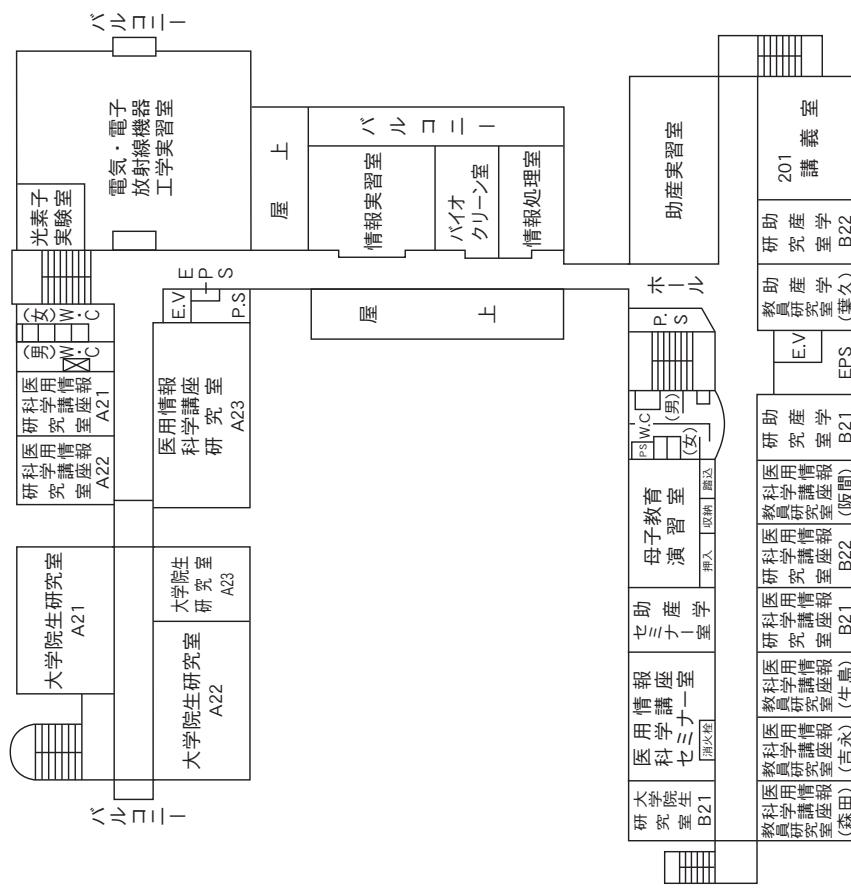
—— N 栄養学研究棟 5階平面図



——— H-A H-B 保健学科校舎 保健学A・B棟 1階平面図



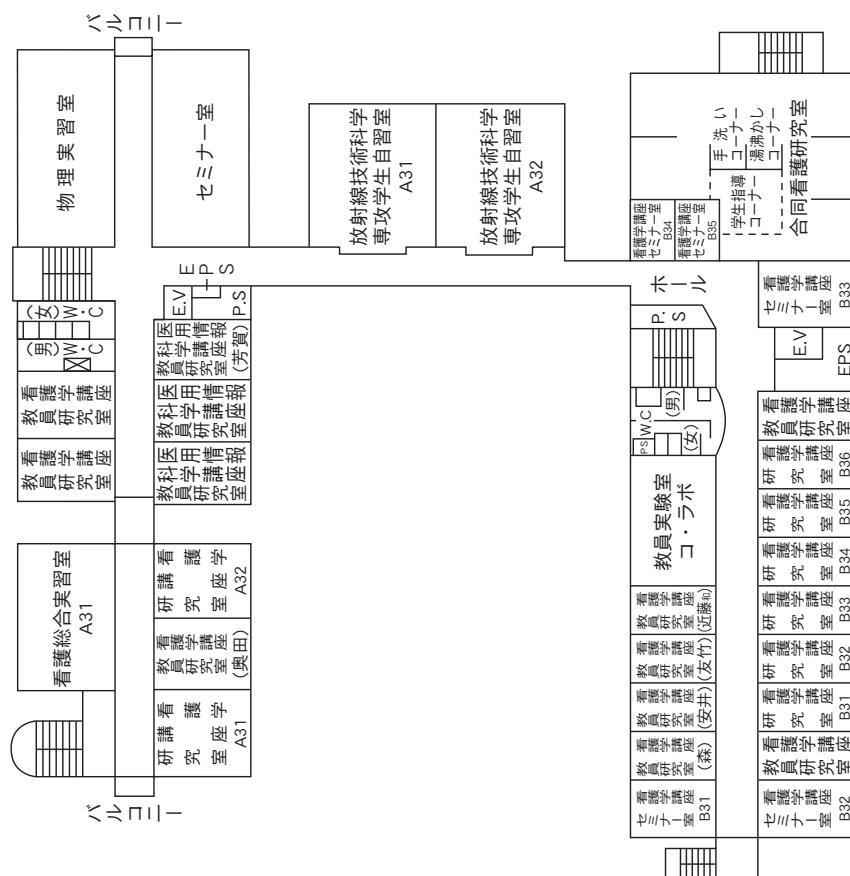
—— H-A H-B 保健学科校舍 保健学A・B棟 2階平面図



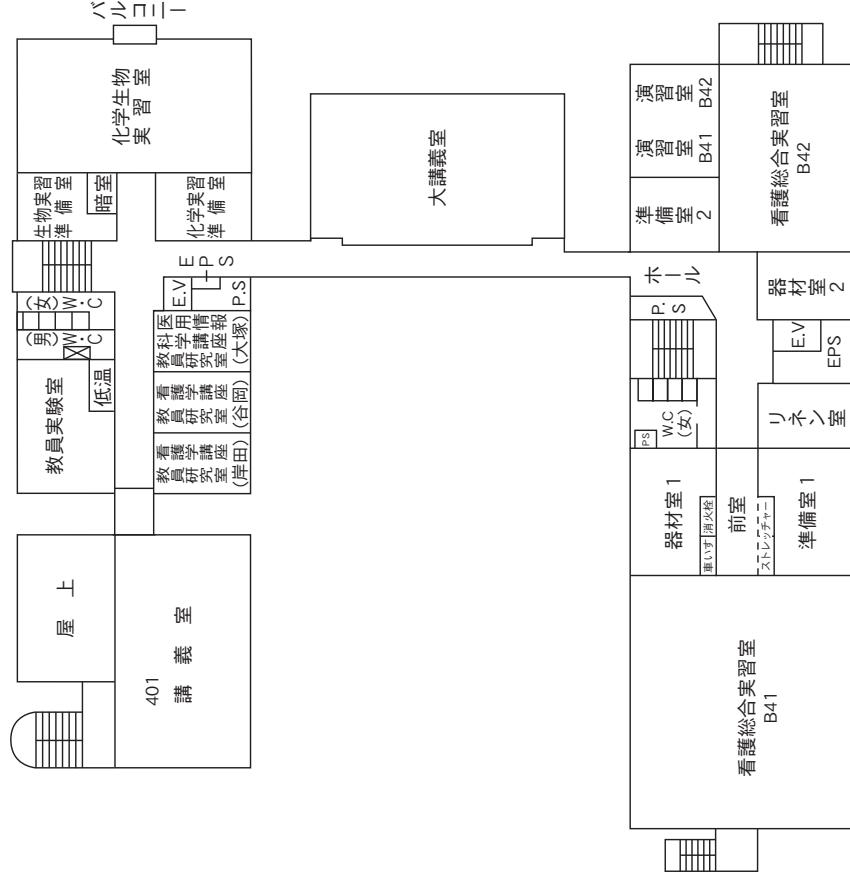
——— H-A H-B 保健学科校舎 保健学A・B棟 3階平面図

——— H-A H-B 保健学科校舎 保健学A・B棟

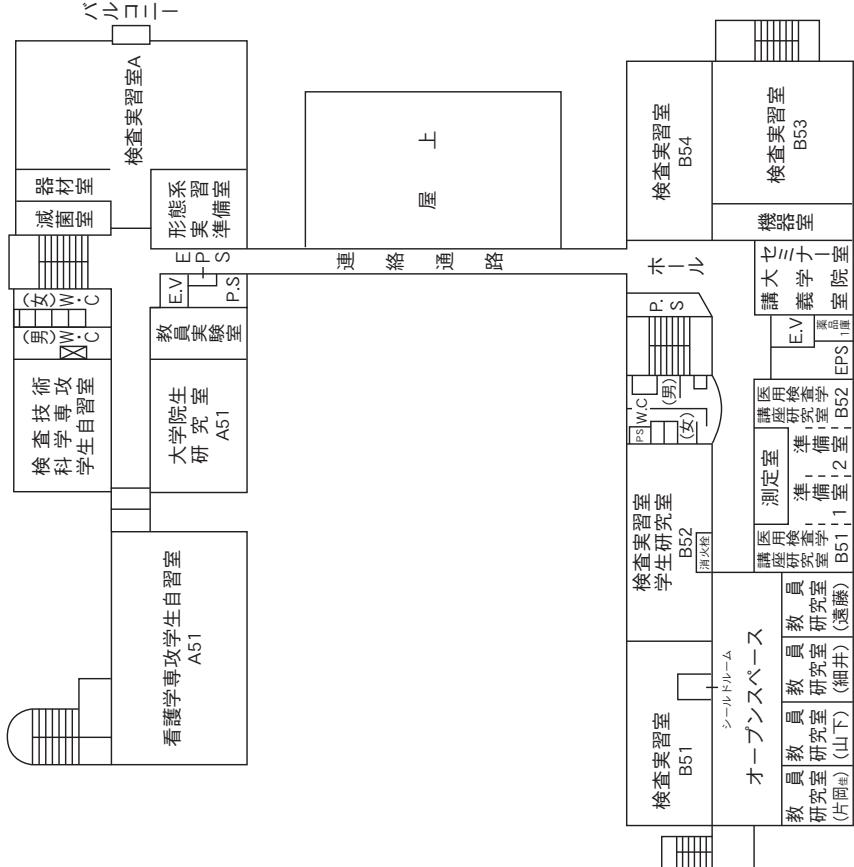
4 階平面圖

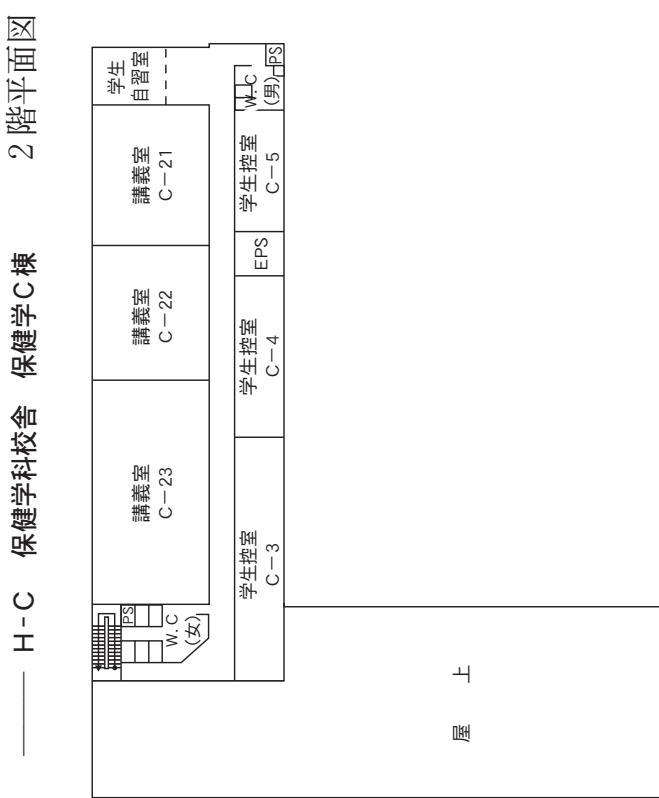
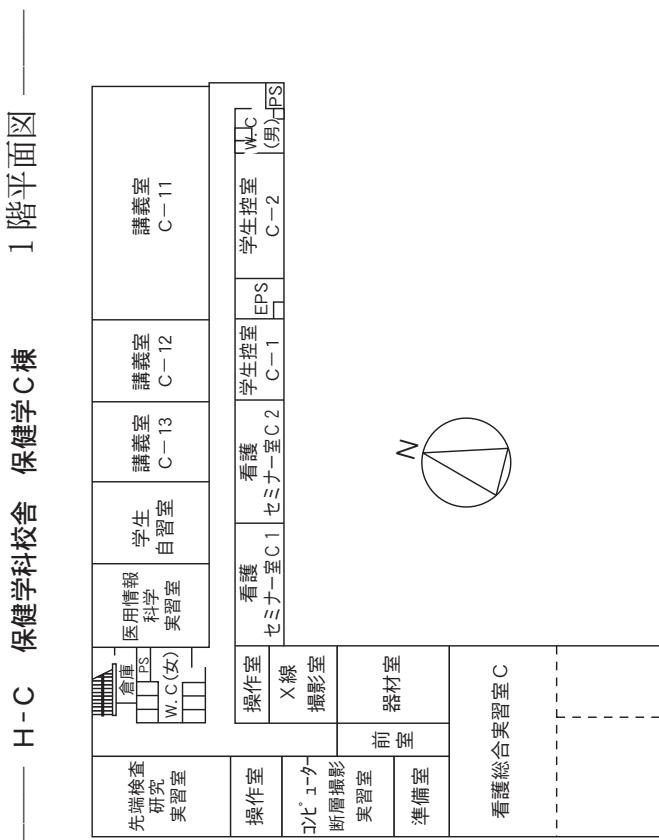


—— H-A H-B 保健学科校舎 保健学A・B棟 4階平面図

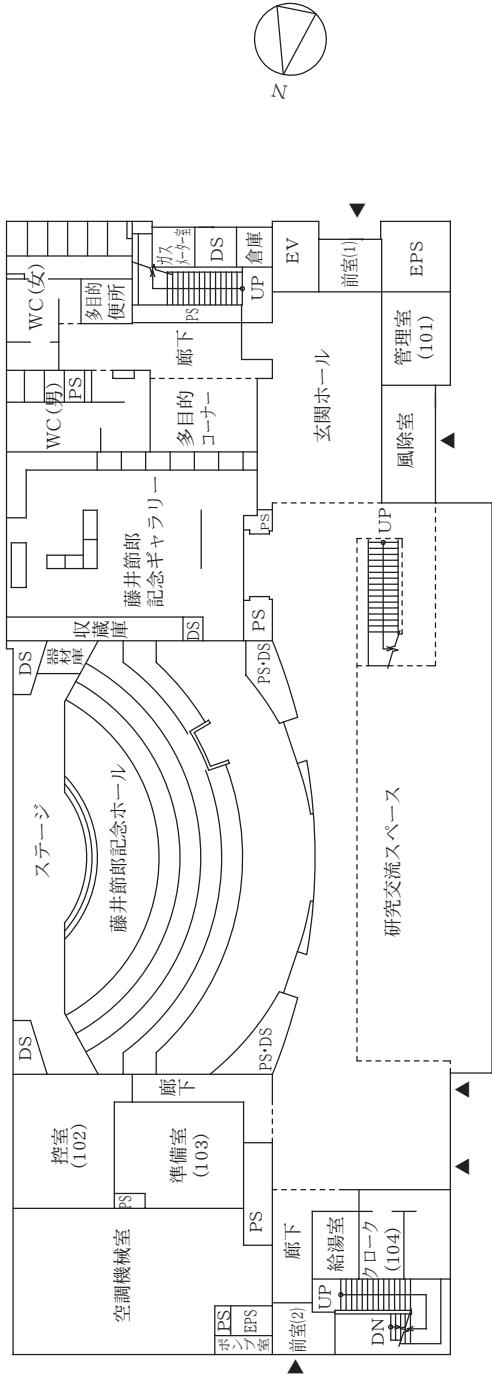


—— H-A H-B 保健学科校舎 保健学A・B棟 5階平面図 ——





藤井節郎記念医科学センター 1 階平面図



—— 藤井節郎記念医学センター 2階平面図 —— (至 総合研究棟)

